

平成 25 年 12 月 9 日政策・総務・財政委員会要求資料について  
(市第 64 号議案 横浜みどり税条例の一部改正 関連)

平成 25 年 12 月 9 日政策・総務・財政委員会において、要求のありました資料について、次のとおり提出いたします。

## 1 財政局関係

- 資料 1 最近の経済状況
- 資料 2 国民負担率の推移
- 資料 3 一人当たり総所得金額等の推移
- 資料 4 市民団体・経済団体からの主な意見
- 資料 5 個人市民税の所得階層別の納税義務者数の推移
- 資料 6 個人市民税（均等割）の非課税者の推移
- 資料 7 法人市民税の均等割税率区分別件数（24 年度）
- 資料 8 欠損法人の規模別内訳（20～24 年度）
- 資料 9 欠損法人の割合（20～24 年度）
- 資料 10 固定資産税等の特例措置の実績
- 資料 11 固定資産税等の特例措置に伴う今後の適用見込
- 資料 12 各県で実施している課税自主権による「みどり税」類似の税の一覧
- 資料 13 本市の今後の財政状況
- 資料 14 第 9 回税制調査会における財政状況と行財政改革に関する議事の内容
- 資料 15 現行みどり税の税収規模の当初計画と実績の比較

## 2 広報関係

- 資料 16 みどりアップ計画の認知度の推移
- 資料 17 みどり税・これからの緑の取組（案）の広報計画  
これからの緑の取組（案）における効果的な広報の展開について
- 資料 18 みどり税の必要性を市民に知らせるために作成した資料及び  
費用負担額

### 3 環境創造局関係

- 資料 19 現行のみどりアップ計画とこれからの緑の取組（案）の体系の比較
- 資料 20 みどりアップ計画の計画事業費総額（582 億円）と  
執行見込額（522 億円）との差の理由
- 資料 21 これからの緑の取組（案）における事業費の内訳
- 資料 22 みどり税の用途別の事業費内訳（実績・計画）
- 資料 23 みどりアップ計画におけるみどり税充当事業の見直し事例と考え方
- 資料 24 これからの緑の取組（案）で継続せず、取りやめた事業と事業費、  
そのうちみどり税額及び一般財源額
- 資料 25 樹林地の指定・買取面積の考え方
- 資料 26 今後 5 年間の樹林地指定の目標と買取費用負担予想額
- 資料 27 みどり税導入後買い取った 105.9 ヘクタールのうち
- ・個人の 47.8 ヘクタールと株式会社の 45.5 ヘクタールについてそれぞれ  
どこから買い取ったのか
  - ・それぞれ誰からどれだけの広さでいつ、どういう理由で買い取ったのか  
また、購入した際の単価
  - ・購入した土地の用途区域
- 資料 28 買取りをすることになったとき、市と当事者のどちらから  
申し出たのか
- 資料 29 樹林地の維持管理のための指針・計画  
（「森づくりガイドライン」「保全管理計画」）
- 資料 30 樹林地の維持管理の考え方、費用とその財源
- 資料 31 農業施策の整理
- 資料 32 本市における都市農業経営と担い手の状況
- 資料 33 身近な緑の創出の実績と今後の計画
- 資料 34 市民協働の取組実績
- 資料 35 平成 25 年度 4 月～5 月に実施した市民アンケートの調査票及び  
公募型自由記述の意見の一覧

## 最近の経済状況

- 1 地域経済報告（日本銀行 平成 25 年 10 月 21 日発表）による国内経済見通し  
日銀は、10 月の地域経済報告において、全国 9 地域全ての景気判断を上方修正した。全ての地域が上方修正となるのは 4 月以来半年ぶりで、9 地域中、北陸を除く 8 地域で景気判断に「回復」の文言が入ったのは、さくらレポートが始まった平成 17 年以降で初めてとなった。

（参考）日本銀行地域経済報告 -さくらレポート-（2013 年 10 月）

各地の景気情勢を前回（13 年 7 月）と比較すると、国内需要が堅調に推移し、生産が緩やかに増加している中で、雇用・所得環境にも改善の動きがみられていることから、全地域で判断を引き上げる報告があった。

各地域からの報告をみると、8 地域（北海道、東北、関東甲信越、東海、近畿、中国、四国、九州・沖縄）から、「回復している」、「緩やかに回復している」等、北陸から、「着実に持ち直している」との報告があった。

- 2 地域経済動向（平成 25 年 11 月 29 日発表）

内閣府が 11 月 29 日に発表した全国 11 地域経済動向によると、全国 11 地域のうち 5 地域で景況判断を上方修正した。

北海道	東北	北関東	南関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	沖縄
→	↑	↑	→	→	↑	→	↑	↑	→	→

- 3 景気動向指数（平成 25 年 12 月 6 日発表）

内閣府が 12 月 6 日に発表した 10 月の景気動向指数によると、景気の現状を示す一致指数は 109.6 ポイントとなり、「前月比は 1.2 ポイント上昇し、2 か月連続の上昇」で、リーマンショック前の平成 20 年 7 月以来の高水準となった 9 月に続き、好調を維持した。

- 4 神奈川県金融経済概況（日本銀行横浜支店 平成 25 年 11 月 13 日発表）

日銀横浜支店は、神奈川県内の景気の全体感について「緩やかに回復している」とし、前月まで据え置きが続いた判断を引き上げた。特に個人消費の底堅さが増しているのが背景となっている。個別 9 項目では個人消費で判断を引き上げ、ほかは据え置いた。

（参考）日本銀行横浜支店 - 神奈川県金融経済概況 -（2013 年 11 月）（抜粋）

神奈川県の景気は、緩やかに回復している。

すなわち、企業部門をみると、生産は緩やかに増加している。輸出ならびに設備投資は、持ち直している。家計部門をみると、雇用・家計所得環境は、弱めの動きもみられるが、労働需給面では緩やかに持ち直している。この間、個人消費は底堅さを増しているほか、住宅投資は持ち直しの動きが続いている。公共投資は持ち直している。

金融面をみると、貸出、預金ともに引き続き増加傾向にある。

## 国民負担率の推移

年度	租税負担率 ①	社会保障負担率 ②	国民負担率 ①+②
20年度(実績)	24.1%	16.2%	40.3%
21年度(実績)	21.9%	16.2%	38.1%
22年度(実績)	22.1%	16.4%	38.5%
23年度(実績)	22.9%	17.1%	40.0%
24年度(実績見込)	22.8%	17.4%	40.2%
25年度(見通し)	22.7%	17.3%	40.0%

※財務省資料(25年3月19日公表)に基づき作成

## 一人当たり総所得金額等の推移

	納税義務者数	総所得金額等	1人当たり総所得金額等	
	(人) A	(千円) B	(千円) C=B/A	対前年度増減率 (%)
20年度	1,754,053	7,064,568,068	4,028	-
21年度	1,767,848	7,069,745,184	3,999	▲ 0.7
22年度	1,746,814	6,674,264,211	3,821	▲ 4.5
23年度	1,741,235	6,628,178,261	3,807	▲ 0.4
24年度	1,743,364	6,653,302,182	3,816	0.2
25年度	1,755,804	6,662,743,524	3,795	▲ 0.6

※ 各年度の当初課税ベースの数値を基に作成  
納税義務者数は、所得割の納税義務者数

## 市民団体・経済団体からの主な意見

(平成 25 年 9 月以降の主な意見)

### 【市民団体等からの主な意見】

横浜市町内会連合会、区連合町内会（18 区）その他市民からの意見

- 身近な緑をつくる取組は市民の目に触れる所でもっと進めてほしい。
- 来年 4 月からは、緊急防災・減災事業の財源に充てるために、住民税を上げることが予定されているが、そのような状況でも、さらに、みどり税を継続するのか。
- みどりアップの取組は、各区でどのような事業が進められているのか見えてこない。緑地の中には荒れたものも見受けられるので、維持管理の充実を図ってほしい。
- 樹林地の開発が進められているので、「樹林地を守る」取組を進めて欲しい。
- 樹林地の減少傾向は鈍化しているが、保全制度により指定されていない樹林地はまだ多く残っている。より多くの指定につながるよう、土地所有者の思いや考えをこれまで以上にしっかりと聞き、それぞれの状況に応じた対応を粘り強く続けていく必要がある。
- 指定した樹林地の維持管理への支援や、市の管理による樹林地の適正な維持管理は、良好な樹林地を維持していくための重要な取組であるため、継続してかつ着実に進めていくべき。
- 市民が緑を身近に実感できる取組として街のシンボルとなる緑の創出や、多くの市民が集まる場所・緑の少ない地域に重点を置いた取組を進めていく必要がある。
- みどり税を現行と同じ税率ではなく半額の 450 円なら納得できる。(※)
- みどり税は貴重な税金であり、緑化や保全の目的のために使って欲しい。(※)

### 【経済団体等からの主な意見】

市内法人会・市内青色申告会・神奈川県間税会連合会・納税貯蓄組合連合会、横浜市造園協会、横浜市商店街総連合会、J A 横浜・田奈、横浜商工会議所等からの意見

- 身近な緑をつくる取組を、もっと充実させてほしい。
- 指定された樹林地の維持管理助成をさらに拡充してほしい。
- 国、県の環境保全施策・税制との整合性に配慮しながら、そのあり方や財源について横浜市の財政運営の中で十分に議論し、慎重に検討されることを切に要望する。
- 主旨は理解するが、企業も経営が厳しい状況にあるので、事業見直し等による効率化への努力を行った上で、できるだけ負担の軽減をお願いしたい。
- 欠損法人の課税免除措置の取扱いについては、中小法人は引き続き厳しい経営環境にあり、丁寧な説明と慎重な検討を要望する。(※)
- みどり税及び緑の施策について、法人に対しても、より一層の周知・広報を進めてほしい。(※)

(※) は、臨時常任委員会（平成 25 年 11 月 1 日）以降に寄せられた主な意見を掲載。

## 個人市民税の所得階層別の納税義務者数の推移

課税所得金額	20年度		21年度		22年度		23年度		24年度		25年度	
	納税者数 (人)	構成比 (%)	納税者数 (人)	構成比 (%)	納税者数 (人)	構成比 (%)	納税者数 (人)	構成比 (%)	納税者数 (人)	構成比 (%)	納税者数 (人)	構成比 (%)
均等割のみ	53,071	2.9	54,098	3.0	59,957	3.3	61,883	3.4	61,676	3.4	63,145	3.5
10万円以下	51,002	2.8	50,625	2.8	50,737	2.8	52,318	2.9	51,486	2.9	53,455	2.9
10万円超～ 100万円以下	409,766	22.7	420,056	23.1	438,151	24.3	445,567	24.7	439,705	24.4	450,528	24.8
100万円超～ 200万円以下	465,113	25.7	473,247	26.0	493,128	27.3	487,974	27.1	472,196	26.2	472,548	26.0
200万円超～ 300万円以下	303,483	16.8	303,619	16.7	295,315	16.3	292,182	16.2	292,122	16.2	295,788	16.3
300万円超～ 400万円以下	175,941	9.7	175,334	9.6	166,626	9.2	165,657	9.2	168,726	9.3	171,216	9.4
400万円超～ 550万円以下	159,271	8.8	158,116	8.7	144,504	8.0	142,295	7.9	149,903	8.3	148,880	8.2
550万円超～ 700万円以下	78,112	4.3	76,829	4.2	64,153	3.6	63,143	3.5	69,483	3.8	66,329	3.6
700万円超～ 1,000万円以下	60,125	3.3	59,846	3.3	50,786	2.8	49,723	2.8	55,127	3.1	53,066	2.9
1,000万円超～	51,240	2.8	50,176	2.8	43,314	2.4	42,376	2.4	44,616	2.5	43,994	2.4
合計	1,807,124	100.0	1,821,946	100.0	1,806,771	100.0	1,803,118	100.0	1,805,040	100.0	1,818,949	100.0

※各年度の当初課税ベースの数値を基に作成

課税所得金額	モデルケースにおける給与収入金額の目安	
	単身者の場合	標準世帯の場合(※)
均等割のみ		
10万円以下	約100～約120万円	
10万円超～ 100万円以下	～約252万円	約256～約362万円
100万円超～ 200万円以下	～約410万円	～約505万円
200万円超～ 300万円以下	～約553万円	～約648万円
300万円超～ 400万円以下	～約691万円	～約705万円
400万円超～ 550万円以下	～約879万円	～約957万円
550万円超～ 700万円以下	～約1,052万円	～約1,124万円
700万円超～ 1,000万円以下	～約1,381万円	～約1,454万円
1,000万円超～	約1,381万円～	約1,454万円～

※ 標準世帯とは、配偶者・高校生・中学生の4人家族をいう。

## 個人市民税(均等割)の非課税者の推移

年度	人口(人) <sup>(※1)</sup>	納税者数(人)	非課税者数(人) <sup>(※2)</sup>		非課税者割合
				対前年増減数(人)	
20年度	3,631,236	1,807,124	734,768	—	20.2%
21年度	3,654,427	1,821,946	759,698	24,930	20.8%
22年度	3,672,789	1,806,771	794,197	34,499	21.6%
23年度	3,689,022	1,803,118	813,217	19,020	22.0%
24年度	3,691,240	1,805,040	829,996	16,779	22.5%
25年度	3,697,035	1,818,949	845,169	15,173	22.9%

※1 各年度1月1日現在の数値

※2 申告など課税所得情報のある非課税者の数値



## 法人市民税の均等割税率区分別件数（24年度）

資本金等の額	従業者数	標準税率 万円	平成24年度		
			(※1) 延法人件数 件	(※2) 法人数 件	構成比
1千万円以下の法人	50人以下	5	80,313	76,034	80.8%
	50人超	12	602		
1千万超 1億円以下の法人	50人以下	13	14,129	12,752	13.5%
	50人超	15	1,150		
1億円超 10億円以下の法人	50人以下	16	4,219	3,029	3.2%
	50人超	40	644		
10億円超 50億円以下の法人	50人以下	41	1,823	1,071	1.1%
	50人超	175	320		
50億円超の法人	50人以下	41	2,513	1,260	1.3%
	50人超	300	846		
合計			106,559	94,146	100.0%

※1 指定都市では地方税法の規定により均等割を所在区ごとに納付する。「延法人件数」とは、事務所等の所在する区ごとに一納税義務者とし、横浜市内の複数区に事務所等を有する納税義務者について、それぞれの区でカウントした場合の市内全体の合計納税義務者数を示すもの。

※2 「法人数」とは、法人税割の課税対象法人数（収益事業を行わない公益法人等は含んでいない。）

## 欠損法人の規模別内訳 (20～24年度)

(単位:件)

	資本金等の額					
	欠損法人数	～1千万円以下	1千万円超 ～1億円以下	1億円超 ～10億円以下	10億円超 ～50億円以下	50億円超～
20年度	58,781	50,945	5,942	1,110	369	415
21年度	62,833	53,717	6,691	1,337	486	602
22年度	63,475	54,388	6,742	1,312	453	580
23年度	63,013	54,189	6,692	1,169	426	537
24年度	61,757	53,291	6,508	1,103	370	485

## 欠損法人の割合(20~24年度)

	※ 法人数 (件)	欠損法人数 (件)	割合 (%) B/A
	A	B	
20年度	95,941	58,781	61.3%
21年度	96,659	62,833	65.0%
22年度	96,579	63,475	65.7%
23年度	96,153	63,013	65.5%
24年度	94,146	61,757	65.6%

※ 「法人数」とは、法人税割の課税対象法人数(収益事業を行わない公益法人等は含んでいない。)

## 固定資産税等の特例措置の実績

### 1 特定緑化部分に対する特例

契約締結日		22年度	23年度	24年度	25年度
H21. 4. 1～12. 31	件数 (件)	55	55	55	55
	特定緑化面積 (ha)	8.7	8.7	8.7	8.7
	軽減額計 (百万円)	9.4	9.2	9.0	9.0
H22. 1. 1～12. 31	件数 (件)		30	30	30
	特定緑化面積 (ha)		17.1	17.1	17.1
	軽減額計 (百万円)		17.7	17.5	17.4
H23. 1. 1～12. 31	件数 (件)			10	10
	特定緑化面積 (ha)			6.5	6.5
	軽減額計 (百万円)			7.4	7.4
H24. 1. 1～12. 31	件数 (件)				14
	特定緑化面積 (ha)				5.0
	軽減額計 (百万円)				7.4
合計	件数 (件)	55	85	95	109
	特定緑化面積 (ha)	8.7	25.8	32.3	37.3
	軽減額計 (百万円)	9.4	26.9	33.9	41.2

### 2 農業用施設用地に対する特例

契約締結日		22年度	23年度	24年度	25年度
H21. 4. 1～12. 31	件数 (件)	28	27	27	26
	指定面積 (ha)	0.4	0.4	0.4	0.3
	軽減額計 (百万円)	1.7	1.6	1.7	1.5
H22. 1. 1～12. 31	件数 (件)		30	30	30
	指定面積 (ha)		0.5	0.5	0.5
	軽減額計 (百万円)		2.4	2.3	2.3
H23. 1. 1～12. 31	件数 (件)			13	13
	指定面積 (ha)			0.2	0.2
	軽減額計 (百万円)			0.8	0.8
H24. 1. 1～12. 31	件数 (件)				32
	指定面積 (ha)				0.4
	軽減額計 (百万円)				1.5
合計	件数 (件)	28	57	70	101
	指定面積 (ha)	0.4	0.9	1.1	1.5
	軽減額計 (百万円)	1.7	4.0	4.8	6.1

## 固定資産税等の特例措置に伴う今後の適用見込

### 1 特定緑化部分に対する特例

契約締結日		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
H21. 4. 1～ 12. 31	件数 (件)	55	55	55	55	55	55
	特定緑化面積 (ha)	8.7	8.7	8.7	8.7	8.7	8.7
	軽減額計 (百万円)	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
H22. 1. 1～ 12. 31	件数 (件)	30	30	30	30	30	30
	特定緑化面積 (ha)	17.1	17.1	17.1	17.1	17.1	17.1
	軽減額計 (百万円)	17.4	17.4	17.4	17.4	17.4	17.4
H23. 1. 1～ 12. 31	件数 (件)	10	10	10	10	10	10
	特定緑化面積 (ha)	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5
	軽減額計 (百万円)	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4
H24. 1. 1～ 12. 31	件数 (件)	14	14	14	14	14	14
	特定緑化面積 (ha)	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
	軽減額計 (百万円)	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4
H25. 1. 1～ 12. 31	件数 (件)	27	27	27	27	27	27
	特定緑化面積 (ha)	9.3	9.3	9.3	9.3	9.3	9.3
	軽減額計 (百万円)	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5
H26. 1. 1～ 12. 31	件数 (件)		27	27	27	27	27
	特定緑化面積 (ha)		9.3	9.3	9.3	9.3	9.3
	軽減額計 (百万円)		10.5	10.5	10.5	10.5	10.5
H27. 1. 1～ 12. 31	件数 (件)			27	27	27	27
	特定緑化面積 (ha)			9.3	9.3	9.3	9.3
	軽減額計 (百万円)			10.5	10.5	10.5	10.5
H28. 1. 1～ 12. 31	件数 (件)				27	27	27
	特定緑化面積 (ha)				9.3	9.3	9.3
	軽減額計 (百万円)				10.5	10.5	10.5
H29. 1. 1～ 12. 31	件数 (件)					27	27
	特定緑化面積 (ha)					9.3	9.3
	軽減額計 (百万円)					10.5	10.5
H30. 1. 1～ 12. 31	件数 (件)						27
	特定緑化面積 (ha)						9.3
	軽減額計 (百万円)						10.5
合計	件数 (件)	136	163	190	217	244	271
	特定緑化面積 (ha)	46.6	55.9	65.2	74.5	83.8	93.1
	軽減額計 (百万円)	43.6	54.1	64.6	75.1	85.6	96.1

※H24.12.31までは、現行計画における実績値を基に試算

H25.1.1以降は、現行計画における実績の平均値を基に試算

## 2 農業用施設用地に対する特例

契約締結日		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
H21. 4. 1～ 12. 31	件数 (件)	26	26	26	26	26	26
	指定面積 (ha)	0. 3	0. 3	0. 3	0. 3	0. 3	0. 3
	軽減額計 (百万円)	1. 5	1. 5	1. 5	1. 5	1. 5	1. 5
H22. 1. 1～ 12. 31	件数 (件)	30	30	30	30	30	30
	指定面積 (ha)	0. 5	0. 5	0. 5	0. 5	0. 5	0. 5
	軽減額計 (百万円)	2. 3	2. 3	2. 3	2. 3	2. 3	2. 3
H23. 1. 1～ 12. 31	件数 (件)	13	13	13	13	13	13
	指定面積 (ha)	0. 2	0. 2	0. 2	0. 2	0. 2	0. 2
	軽減額計 (百万円)	0. 8	0. 8	0. 8	0. 8	0. 8	0. 8
H24. 1. 1～ 12. 31	件数 (件)	32	32	32	32	32	32
	指定面積 (ha)	0. 4	0. 4	0. 4	0. 4	0. 4	0. 4
	軽減額計 (百万円)	1. 5	1. 5	1. 5	1. 5	1. 5	1. 5
H25. 1. 1～ 12. 31	件数 (件)	26	26	26	26	26	26
	指定面積 (ha)	0. 4	0. 4	0. 4	0. 4	0. 4	0. 4
	軽減額計 (百万円)	1. 6	1. 6	1. 6	1. 6	1. 6	1. 6
H26. 1. 1～ 12. 31	件数 (件)		26	26	26	26	26
	指定面積 (ha)		0. 4	0. 4	0. 4	0. 4	0. 4
	軽減額計 (百万円)		1. 6	1. 6	1. 6	1. 6	1. 6
H27. 1. 1～ 12. 31	件数 (件)			26	26	26	26
	指定面積 (ha)			0. 4	0. 4	0. 4	0. 4
	軽減額計 (百万円)			1. 6	1. 6	1. 6	1. 6
H28. 1. 1～ 12. 31	件数 (件)				26	26	26
	指定面積 (ha)				0. 4	0. 4	0. 4
	軽減額計 (百万円)				1. 6	1. 6	1. 6
H29. 1. 1～ 12. 31	件数 (件)					26	26
	指定面積 (ha)					0. 4	0. 4
	軽減額計 (百万円)					1. 6	1. 6
H30. 1. 1～ 12. 31	件数 (件)						26
	指定面積 (ha)						0. 4
	軽減額計 (百万円)						1. 6
合計	件数 (件)	127	153	179	205	231	257
	指定面積 (ha)	1. 9	2. 3	2. 7	3. 1	3. 5	3. 9
	軽減額計 (百万円)	7. 7	9. 3	10. 9	12. 5	14. 1	15. 7

※H24.12.31までは、現行計画における実績値を基に試算

H25.1.1以降は、現行計画における実績の平均値を基に試算

## 各県で実施している課税自主権による「みどり税」類似の税の一覧

No.	県名	税目名	税率(均等割)		超過課税の期間
			個人	法人	
1	高知県	森林環境税	500円	500円	①15～19年度 ②20～24年度 ③25～29年度
2	岡山県	おかやま森づくり県民税	500円	5%	①16～20年度 ②21～25年度
3	鳥取県	森林環境保全税	17～19年度：300円	17～19年度：3%	①17～19年度 ②20～24年度 ③25～29年度
			20年度～：500円	20年度～：5%	
4	島根県	水と緑の森づくり税	500円	5%	①17～21年度 ②22～26年度
5	山口県	やまぐち森林づくり県民税	500円	5%	①17～21年度 ②22～26年度
6	愛媛県	森林環境税	17～21年度：500円	17～21年度：5%	①17～21年度 ②22～26年度
			22～26年度：700円	22～26年度：7%	
7	熊本県	水とみどりの森づくり税	500円	5%	①17～21年度 ②22～26年度
8	鹿児島県	森林環境税	500円	5%	①17～21年度 ②22～26年度
9	岩手県	いわての森林づくり県民税	1,000円	10%	①18～22年度 ②23～27年度
10	静岡県	森林(もり)づくり県民税	400円	5%	①18～22年度 ②23～27年度
11	宮崎県	森林環境税	500円	5%	①18～22年度 ②23～27年度
12	福島県	森林環境税	1,000円	10%	①18～22年度 ②23～27年度
13	滋賀県	琵琶湖森林づくり県民税	800円	11%	18年度～ (5年を目途に 内容を検討)
14	兵庫県	県民緑税	800円	10%	①18～22年度 ②23～27年度
15	奈良県	森林環境税	500円	5%	①18～22年度 ②23～27年度

※ 導入年度順に記載している。

No.	県名	税目名	税率(均等割)		超過課税の期間
			個人	法人	
16	大分県	森林環境税	500円	5%	①18～22年度 ②23～27年度
17	神奈川県	水源環境を保全・再生するための個人県民税超過課税(水源環境保全税)	300円+所得割0.025%	—	①19～23年度 ②24～28年度
18	和歌山県	紀の国森づくり税	500円	5%	①19～23年度 ②24～28年度
19	石川県	いしかわ森林環境税	500円	5%	①19～23年度 ②24～28年度
20	広島県	ひろしまの森づくり県民税	500円	5%	①19～23年度 ②24～28年度
21	富山県	水と緑の森づくり税	500円	5%	①19～23年度 ②24～28年度
22	長崎県	ながさき森林環境税	500円	5%	①19～23年度 ②24～28年度
23	山形県	やまがた緑環境税	1,000円	10%	19年度～ (5年を目途に 内容を検討)
24	福岡県	福岡県森林環境税	500円	5%	20年度～ (10年を目途に 内容を検討)
25	秋田県	秋田県水と緑の森づくり税	800円	8%	①20～24年度 ②25～29年度
26	茨城県	茨城県森林湖沼環境税	1,000円	10%	①20～24年度 ②25～29年度
27	長野県	森林づくり県民税	500円	5%	①20～24年度 ②25～29年度
28	佐賀県	佐賀県森林環境税	500円	5%	①20～24年度 ②25～29年度
29	栃木県	とちぎの元気な森づくり県民税	700円	7%	①20～24年度 ②25～29年度
30	愛知県	あいち森と緑づくり税	500円	5%	21～25年度
31	宮城県	みやぎ環境税	1,200円	10%	23～27年度
32	山梨県	森林環境税	500円	5%	24年度～ (5年を目途に 内容を検討)
33	岐阜県	清流の国ぎふ森林・環境税	1,000円	10%	24～28年度

※ 導入年度順に記載している。



# 本市の今後の財政状況

資料13

※ 「平成26年度の予算編成・執行体制づくり等について」(平成25年9月25日)の資料1

## ● 中期的な財政見通し (26~28年度) (一般会計)

### <試算の結果>

25年度当初予算をベースに、現行税財政制度に基づき試算を行った結果、26年度から28年度までの3か年の収支不足額の合計は、1,470億円です。

### <試算の考え方>

#### 1 歳入見込み

##### (1) 市税

- ・ 25年度収入見込額をもとに、過去の実績や今後の経済動向などを踏まえて試算
- ・ 26年度以降については、年間補正財源は留保していない
- ・ 横浜みどり税については、25年度課税まで見込んでいる

##### (2) 地方交付税

地方交付税については、市税収入の動向に合わせて試算。

##### (3) 市債

第三セクター等改革推進債を除いた25年度発行額と同額で試算。

##### (4) 特定財源

扶助費などの増加に連動した国費の増などを反映。

#### 2 歳出見込み

##### (1) 人件費

25年度当初予算をベースに、定年退職予定者数等を積み上げて試算。

##### (2) 公債費

過年度の市債発行実績及び試算に用いた発行額に基づき、元金償還及び利払い額等を試算。

##### (3) 扶助費、義務的な繰出金

原則として新規事業等は見込まず、25年度当初予算をベースに過去の実績等を踏まえ試算。

##### (4) 施設等整備費、行政運営費・任意的な繰出金

25年度同額で試算。

\* 「社会保障と税の一体改革」については、歳入・歳出見込みへの影響が不透明であるため、反映していない

\* 自動車取得税の廃止については、代替財源を措置し、地方財政へは影響は及ぼさないとされているため、反映していない

(単位：億円)

項目	25年度 当初予算	26年度 推計	27年度 推計	28年度 推計	26~28年度 3か年累計
<b>歳入</b>	<b>15,370</b>	<b>13,810</b>	<b>13,840</b>	<b>13,930</b>	<b>41,580</b>
一般財源	8,410	8,170	8,130	8,150	24,450
市税	6,980	7,110	7,070	7,100	21,280
地方交付税	230	200	200	200	600
その他(県税交付金等)	1,200	860	860	850	2,570
市債	2,570	1,190	1,190	1,190	3,570
一般的な市債	1,190	1,190	1,190	1,190	3,570
第三セクター等 改革推進債	1,380	0	0	0	0
特定財源	4,390	4,450	4,520	4,590	13,560
<b>歳出</b>	<b>15,370</b>	<b>14,230</b>	<b>14,330</b>	<b>14,490</b>	<b>43,050</b>
人件費	2,070	2,040	2,040	2,030	6,110
うち退職手当	180	150	150	140	440
公債費	1,790	1,900	1,880	1,900	5,680
扶助費	4,000	4,140	4,220	4,330	12,690
義務的な繰出金	1,520	1,540	1,580	1,620	4,740
施設等整備費	1,740	1,740	1,740	1,740	5,220
行政運営費・ 任意的な繰出金	2,870	2,870	2,870	2,870	8,610
土地開発公社廃止に 必要な経費	1,380	0	0	0	0
<b>差引：歳入-歳出</b>	<b>0</b>	<b>▲ 420</b>	<b>▲ 490</b>	<b>▲ 560</b>	<b>▲ 1,470</b>

引き続き徹底した事業の見直し等の行政コストの縮減や財源確保に取り組み、確実に解消

平成 25 年 第 9 回横浜市税制調査会  
議 事 録

(抜粋)

日時：平成 25 年 10 月 10 日 (木)  
午後 5 時 00 分から午後 7 時 00 分まで  
場所：横浜市庁舎 2 階応接室

平成 25 年 第 9 回横浜市税制調査会

平成 25 年 10 月 10 日 (木)  
午後 5 時 00 分から午後 7 時 00 分まで  
横浜市庁舎 2 階応接室

税制課長 ただ今より、「第 9 回横浜市税制調査会」を始めさせていただきます。委員の皆様方におかれましては、本日もご多忙のところお集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、まず、本日の会議の開会にあたり、定足数のご報告と会議の公開についてお諮りしたいと思います。

横浜市税制調査会運営要綱第 6 条第 3 項の規定により、調査会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができないこととされておりますが、本日は、〇〇委員、〇〇委員がご欠席となっておりますが、委員 4 名のご出席をいただいておりますので、会議開催の定足数を満たしていることをご報告申し上げます。

次に、会議の公開についてですが、同じく要綱第 8 条の規定により調査会の会議は公開するものとする事とされておりますが、これにかかわらず、要綱第 10 条の規定により、調査会の会議の全部又は一部を公開しないこととする場合には、座長が決定するものとされております。

座長、いかがいたしましょうか。

座長 本日の内容で非公開にするところはないと思いますので、今回も公開ということとしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

(各委員より異議なしの声あり)

では、公開といたします。

税制課長 ありがとうございます。それでは、議事に入る前に財政局長の柏崎より、ご挨拶を申し上げます。

財政局長 財政局長の柏崎でございます。

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、前回に引き続いて議論していただくということで、是非よろしくお願ひしたいと思っております。

私から申し上げるまでもありませんが、税ということでもまいりますと、前回からの間に、国においては大きな動きがあり、来年 4 月から消費税率が 8% に引き上げられることが正式に決定されたところです。それに対して様々な経済対策があるわけですが、その一つとして、民間投資活性化の観点から税制改正大綱がまとめられまして、普通は年末が税制改正なのですが、それに先立って国でも積極的な議論がされています。一部私どもに関係があります償却資産の問題や自動車の関係については年末にかけて議論を進めていくということになっておりますが、国を挙げて消費税というものについて、来年 8% に向かって、様々な取組を進めていくという大きな流れができたところです。

本日は、前回に引き続き、「26 年度以降の緑の取組における横浜みどり税の取扱い」ということをご議論をいただくということになっております。本日もいくつか論点がございまして、ご検討のほどよろしくお願ひしたいと思います。

税制課長 それではここからの議事進行は座長にお願ひしたいと存じます。座長よろしくお願ひいたします。

座長 はい。今、財政局長からもお話がありましたけれども、新聞報道など様々されていて、軽自動車の問題等々も騒がれておりますので、必要があれば我々も年末に審議しなければならないかと考えていますが、まずは今取り掛かっているみどり税について、本日は慎重

にご審議いただきたいと思ひます。

前回、時期的な問題もあつて、議題そのものの順番を多少入れ替えたところがあります。改めて今回整理をさせていただきますけれども、本日用う行政改革の取組など、これが前提条件になります。行財政改革をきちんと行っていないあるいは財政を真剣に見直ししない状態で超過課税という提案はありえないのです。予算策定並びに行革努力についてOKが出たうえでのみどり税ということになります。本日はこの前提条件のところについて、この前提条件がそろわなければ、我々も当然みどり税をやるべきだなどとは決して言わないわけなので、まずはそれをやりたいということです。

それともう一つ、これは前回からの継続、税の前提条件として、政策・施策がどうなつていて、これがみどり税との関係でどうなつているのか、こちらについても整わなければ、みどり税はやるべきではないという結論になることになります。

非常に大事な2点を本日用うことになりまふので、順番が前回の議事と前後しましたけれども、この点をしっかりとご理解をいただいたうえで、本日の議題に臨んでいただければと思ひます。

1つが財政状況・行財政改革の取組ということになります。それともう1つが前回からの引き続き議論して緑の政策についてということになります。

まず、最初のところ、財政状況・行財政改革の取組についてご説明いただき、真剣に努力が行われているのか、みどり税の前提が整っているのかどうかをご審議いただきたいと思ひます。まずはご説明をお願いいたします。

税制課長  
財政担当課長

財政課担当課長からご説明申し上げます。

財政担当課長の藤村です。よろしくお祈りいたします。

本市の財政状況についてですが、まずお手元の「平成26年度予算編成スタートにあつたの市政運営の基本的な考え方」という資料をご覧ください。

こちらは、市長から職員にあてた文書ですが、26年度の予算編成をスタートさせるにあたり、基本的な考え方を示したもので、1ページでは、1期目の振返りやこれまでの取組と成果が記載されています。

1枚おめくりいただきまして、裏面の2ページですが、「暮らしやすさを実感できるまちへ」ということで、今後取り組んでいくべき重点的な施策について列挙しています。下から二つ目の段落のところ、「本市の財政状況は、今後も厳しい状況が続くことが想定されます。さらなる事業の見直しやコスト削減の徹底といった不断の行財政改革を進めていきます。また、一層の選択と集中により、横浜の成長や活力創出のために必要な投資を行い、市民生活の安全安心と経済の活性化とを両立させていく」ということを基本的な考え方として示しています。

そうした考え方を踏まえ、3ページ以降が施策推進・予算編成・組織運営の方針となっております。3ページは施策推進についてで、先程の「暮らしやすさを実感できるまちへ」で記載してあつた内容を、基本的には整理して並べてあります。保育・子育てや、若い世代が力を発揮できる環境整備、女性の社会進出に向けた支援、シニアパワーの支援、横浜経済の発展に向けた取組、1枚おめくりいただきまして、環境未来都市構築のための先駆的取組、強固な都市の実現、強靱な防災・減災都市の実現、こういったことに26年度は重点的に取り組んでいくということをお示ししております。

それを踏まえて、2番の予算編成についての方針ですが、まず1点目は、持続可能な財政運営の着実な推進ということで市税等で負担する本市全体の借入金残高については、特別会計・企業会計・外郭団体分も含めて、これまでも縮減に取り組んでまいりました。今後も引き続き着実に縮減に取り組んでいくこととあわせて、将来負担を考慮して計画的に

市債を活用していくことです。2点目は、先程ご覧いただいた、26年度に重点的に取り組んでいく施策について優先的に予算化を図っていくということで、施策推進方針で掲げた事業に財源を集中していくために、緊急度や優先度に基づき、施策や事業の優先順位付けを徹底していくこと。あわせて、新規事業や既存事業の拡充を行っていく場合には、必要な財源について、既存事業の見直しや休止・先送り等によって財源を確保していくことです。

5ページをご覧いただきまして、必要な施策・事業を実施していくために、事業手法などについてもゼロベースで見直し、「事業評価・事業見直し取組方針」にしたがって、全事業を厳しく評価・点検していくということ。

次に3点目として、「歳入確保のための取組」ということで、本市が保有する資産の活用、あるいは未収債権の回収の取組、市民負担の公平性の観点から、使用料や手数料についても必要な見直しを行っていくことです。

以下、4・5と記載がありますが、基本的には財政状況は厳しいことが見込まれる中、事業の見直しなど行政改革を行いながら、財政規律を維持しつつ、必要な施策を進めていくという考え方の下に26年度の予算編成に臨んでいくということで考え方をまとめたものです。

次に、資料1の「平成26年度の予算編成・執行体制づくり等について」をご覧いただきたいと思えます。

こちらは、今ご説明させていただきました市政運営の基本的な考え方や、予算編成方針を踏まえ、具体的に記載しているものになります。冒頭の前文のところですが、国の景気は着実に持ち直しており、市内経済も回復に向けた動きがみられることから、26年度の税収は回復傾向が見込まれています。しかし、市税収入については、ピークであった20年度の水準には未だ届いていない状況にあります。一方で高齢化の進展などに伴い、扶助費をはじめとする義務的経費の自然増が見込まれる中で、市民生活の安心や市内経済の活性化に向けた施策の推進と財政の健全化を両立させていくことが必要であることを考えると、本市の財政状況は、以前として厳しい状況にあります。そうしたことを踏まえて、以下、記載内容に沿って26年度の予算編成を進めていくことにしています。

1の編成の前提条件ということで、(1)中期財政見通しですが、現行税財政制度に基づいて、26年度から28年度までの3年間の財政見通しを改めて試算しています。予算編成の前提となる26年度の収支不足見込額は、420億円となっています。ページを3枚おめくりいただき、6・7ページをご覧いただければと思います。こちらが今回試算を行いました26年度から28年度までの中期的な財政見通しです。右側が試算結果ですが、6ページの上の囲みの部分、「25年度当初予算をベースに、現行税財政制度に基づき試算を行った結果、3か年の収支不足額の合計は1,470億円と非常に多額の収支不足が見込まれる」のが、今の見通しとなっています。以下試算の考え方ということで、1の歳入見込み(1)市税ですが、こちらは25年度の収入見込額をもとに、過去の実績や今後の経済動向などを踏まえて試算を行っています。みどり税については、25年度の課税分まで見込んでおります。

次に2の歳出見込みについては、人件費、公債費、扶助費と主にこの3つが義務的な経費と整理しています。このうち扶助費については、原則として新規事業は見込まずに、25年度当初予算をベースに過去に実績を踏まえて試算を行っています。なお、下に注釈でアスタリスクが2点ありますが、今回「社会保障と税の一体改革」で消費税率の引上げが正式に決まりましたけれども、試算を行った段階では決定をされておりましたので、

試算には反映は行っていません。また、自動車取得税の廃止については、代替財源を措置し、地方財政へは影響を及ぼさないとされているため反映していません。

そうした試算の考え方の下に試算結果の7ページをご覧くださいますと、歳入の中に市税の欄がございますが、25年度の市税の予算額は6,980億円ですが、26年度については7,110億円、27年度7,070億円、28年度7,100億円と一定の回復傾向が見込まれるという試算結果になっています。一方歳出をご覧くださいますと、扶助費については25年度の予算計上額が4,000億円ですが、26年度が4,140億円、27年度が4,220億円、28年度が4,330億円と、高い伸びを示しており、今後3年間においても大きな伸びが予想されます。以下、施設等整備費や行政運営費などのいわゆる任意的な経費については、今後こういった形で予算計上していくのかについて、政策判断による部分があるので、25年度と同額で置いてあります。そうした条件の中で、歳入から歳出の差引欄をご覧くださいと、26年度が▲420億円、27年度が▲490億円、28年度が▲560億円ということで収支不足が見込まれています。こうした多額の収支不足が見込まれる中、引き続き徹底した事業の見直し等の行政コストの縮減や財源確保に取り組み、確実に解消を図っていく必要があると考えています。

また1ページにお戻りいただき、先程の1(1)中期財政見通しですが、今ご覧いただいたとおり、26年度の収支不足見込額が420億円、直近3か年、予算編成開始時の収支不足見込額については、23年度編成が200億円、24年度編成が270億円、25年度編成が410億円になっており、直近3か年と比較しても26年度以降は、より多くの収支不足額が見込まれることになっています。この26年度の収支不足見込額は、事業の見直しなどにより、こうした過去の収支不足額を解消したうえで、なお生じているもので、中期的な見通しは大変厳しいものと言わざるを得ないものとなっています。

次に資料2をご覧ください。こちらは第7回の税制調査会でご説明させていただいた内容と同じ内容ですので、詳細な説明は省きますが、横浜みどり税は、5か年間で合計決算額が99億円、平均で年20億円程度の歳入額となっています。(2)特別会計「みどり保全創造事業費」決算は、みどり税基金繰入金に、みどり税の収入額について繰り入れて活用を図っています。以下<参考>で緑地保全に係る決算額比較ということで、みどり税導入以前の平成17年～20年度とみどり税導入以後の21～24年度の比較で、事業費ベースで40億円から72億円、導入以前に比べてみどり税を活用して緑地保全の積極的な推進を図ることができたことがご覧いただければと思います。

私からの説明は以上です。

座長 ありがとうございます。質問については行政改革とあわせてしていただければと思います。引続き行政改革の取組状況についてご説明をお願いします。

総務局 総務局しごと改革推進課長 本田と申します。よろしく申し上げます。  
しごと改革推進 前々回の第7回税制調査会におきまして、私どもの方で中心になって行っております事業見直しにつきまして、25年度予算ベースで709件、102億円の見直し効果額があったとご説明させていただいたかと思いますが、本日は予算編成を進めるにあたっての事業見直しについて、資料1の13ページをご覧ください。こちらに事業評価・事業見直し取組方針という形で資料が出ています。この事業見直しの目的なのですが、厳しい財政状況の中、事業所管課が自らが事業を点検・見直しを行い、効率的な行政運営を実現するというところで進めております。予算の事業計画書を作るにあたって、各所管課が自ら事業見直しをするということで、市政運営の透明化を図り説明責任を図っていくというものです。

2の対象事業でございますが、平成25年度は約2,400事業を見直し対象事業とし、事業所管課が自ら見直し・点検をしています。

3の方法ですが、各区・局・統括本部が、全事業について点検・評価を行い、評価結果

を踏まえて見直しを行うという方法をとっております。3 (1) 事業評価の実施ということで、各所管課は事業評価書というものを作ります。予算要求の裏面に事業を評価するという形になっておりまして、事業評価の視点としては、表で(1) 必要性、(2) 妥当性、(3) 有効性、(4) 効率性、(5) 類似性という5つの視点で事業評価を行うという視点で行っております。

平成26年度については、イで新規項目と書いてありますが、外部有識者や市民等外部の視点を反映する仕組みを設けているか確認し、その結果を記載するという、外部の視点を意識した形で評価してもらうという形で変更をしています。

1枚お捲りいただきまして、14ページをご覧ください。(2) 事業見直しの実施ということで、事業見直しの実施ですが、市が実施する必要性が低い事業は、事業の廃止・休止を検討していただきます。課題がある事業・既定の方針等に基づく事業についても、事業の縮小等を検討していただくという形にしております。

4行下をご覧ください。事業所管課だけではなく、各区局に企画担当課や経理担当課がありますので、企画担当・経理担当課においては、各区局の全事業を俯瞰し、区局全体での事業効率化を進め、複数の所管課や事業にまたがる横断的な課題解決に取り組むこととしています。その上で、(3) 全庁的な視点からの総合調整を実施ということで、26年度の予算編成におきましても、全庁的な視点から私どもあるいは財政課に総合調整を行うということですすめております。

15ページをご覧くださいと思います。事業見直しの基本方針ということで、まとめであります。いくつか申し上げますと、(1) 市役所内部経費の見直しでは、ア【事務の集約化・効率化】事務の見直しや効率化の点で少しまとめていただく、イ【仕様等の見直し】をしていただく、エ【歳入確保】についても取り組んでいただく、という視点でやっていただく。

(2) 事業の見直しでは、アの【目的の達成→事業廃止】では、社会情勢の変化等により必要性が低下したものについては廃止を含めて検討していただく、イの【重複事業→整理統合】では、色々な事業が縦割りで出てきて、少し重複しているのではないかというのは、整理統合していただくものです。また、オの【国・県・他都市基準との比較】では事業の水準や補助の水準が、横浜市の水準が妥当なのかどうか、他の都市はどのレベルでやっているのか、という視点を持って行っていただく、クの【外郭団体等に対する財政支援の見直し】では行政改革と言いますと、事業見直しとか外郭団体改革というのが大きな柱になるのですが、外郭団体等に対して補助金や委託料あるいは貸付も行っておりますので、様々な支援につきましても、団体所管課があり方を検討して、見直ししていただくというものです。

(3) 民営化・委託化ですが、福祉分野においても、例えば本市においては、保育所は民間企業にもやっていただいておりますが、最適な主体を選択するため、十分な検証していただいて民営化委託化を推進していただくこともやっています。

最後に(4) 使用料等の見直しですが、使用料等の見直しを行うのは難しいところもあるのですが、事業の本来目的やサービス受益者の状況を十分に踏まえた上で、一部負担を求めるといことも検討していただくという形にしています。

17ページをご覧くださいと思います。こちらは人事のセクションが中心となっておりますが、執行体制づくりの留意点という形で、行政ニーズが多様化する中で職員数を抑制することが難しくなってきました。そうした中で、職員配置や組織機構についても、増要素がある中で削減していかなければならないということで、積極的に見直しをしていただくということ、いくつかまとめて留意点ということで、所管に示しております。

行政改革の関係の説明は以上です。

座長 ありがとうございます。我々税制調査会の役割でいうと、冒頭で申し上げたとおり、みどり税という超過課税を行う前提条件が満たされているかどうかというところを、市民の目線というか市民感覚で判断を進めていただくということになります。その上で先生方から今説明いただいた事についてご質問もしくは異議ありましたらお願いしたいと思います。

委員 6ページの社会保障と税の一体改革については算出していないとお話なのですが、社会保障と税の一体改革によって、財源が地方に県から交付されれば、この見込がマイナスではなくプラスになるのでしょうか。

財政担当課長 基本的には、県税交付金として収入されますので、その部分についてはプラスとなりますが、その分地方交付税への影響が見込まれますし、この財源を活用して新たに歳出でどういった対応をしていくか、という影響もありますので、今回消費税分が増収になったから、すぐに収支が好転するというに必ずしも直結するものではないと考えております。

座長 歳入のその他の欄が来年度から急減するのですけれども、この原因は何なのでしょう。300億くらいありますよね。

財政担当課長 その他の欄には県税交付金以外のものも含まれています。

座長 増減率を出すとここが一番落ちるのかなと思うのですが、もちろん、市債はありますが、変動が大きいのもここなのですね。

財政担当課長 25年度は、その他の欄に国の経済対策として地方に交付された「元気交付金」や、臨時的な財源として活用した財政調整基金や各種基金が含まれています。これらは26年度以降活用しない前提で見込んでいますので、そういった部分で差が出ています。少なくとも、県税交付金が大きく変動しているものではありません。

座長 むしろ25年が上振れしているのでしょうか。

財政担当課長 上振れというよりは、臨時的な財源を活用して予算編成を行ったとみていただけたらと思います。

座長 そのところはいかがでしょうか。

委員 7ページの見通しのところで、成長率の前提というのは大体どれぐらいと考えていて、下振れのリスクが大きいのか上振れのリスクが大きいのか、どういう見通しなのでしょう。

財政担当課長 市税の見通しということでしょうか。

星野 はい、その前提となる基礎の部分です。

税制課長 市税収入の見通しについては、今回成長率等については使用しておりません。過去の実績の経過や人口の伸びというもので試算しております。

座長 予算編成前提の成長率とか、マクロ経済動向とかはどこで読まれていますか。

財政担当課長 少なくとも、26年度からの3か年の見通しの中では、成長率ではなく、直近の実績、あるいは人口動態によって試算を行っています。

座長 そんなに凸凹がない形で推計されておりますので、数字を見るとそうなのかなと思います。これは予測なので、なんともですが、その他いかがでしょうか。

委員 13ページで事業評価・事業見直し取組方針を説明していただいたのですけれども、これは非常に一般的な議論で、改めて質問をさせていただきたいと思っています。

というのは、超過課税をしてみどりアップ推進という形で新しい事業を行うために市民の皆さんに負担を求めているわけなので、その前提としては、一般財源としてやるにはどうしても収入が足りない。あるいは、逆に言いますと事業の方が一生懸命で削減しているのだけれども、どうしても事業ができないということがあって、超過課税をやるというこ



とになっているわけです。

一言でいうと、事業評価・事業見直し取組方針のところに、おっしゃる通りで厳しい財政状況にあるのだとは書かれているのですが、問題はどこをどういう風に切り詰めたかということをお話ししていただきたい。

座 長 ありがとうございます。多分、しごと推進課の方からすると、第7回の通りだということですね。資料の2と3のことです。

委 員 これのことですか。

座 長 これのうえで、元になる考え方をご説明いただいたということですね。

総務局 私どもは継続的に事業見直しというものを行っているのですが、みどり税を導入しごと改革推進するにあたって、議会の方から附帯意見をいただきまして、事業見直しだけではなくて事務の見直しというものも入っている。事務事業の見直しをしなさいと言う意見を議会から頂戴しまして、従前もやっていたのですが、さらに強力で推し進めるということで取り組んできております。

座 長 今回ご説明いただかなかったのですが、資料3のところでは効果額の出し方というものどこの自治体でやっても中々難しい、都合の良い数字になるのですが、この数字が出て、元になったのが今日説明いただいたやり方なので、一応前回ご報告いただいておりますので、今日のところはやり方でどうこうという点で質問があればお願いします。

主税部長 若干補足しますと、資料3については第7回の調査会の資料をご用意させていただいて、これまで21年度以降どういう形で行政改革を事務事業の見直しを行ってきたかということです。先ほど説明いただいた資料3は、来年度に向けて事務事業の見直しを行っていくというものになります。

座 長 これは報告書には使いますか。

税制課企画係長 使います。

座 長 事業評価・事業見直しのやり方は試行錯誤で、我々も色々なところで仕事をやらされているので色々言えるのですが、どれが正解は大変難しいです。しかも成果・数字は一応いただいているので信用するとしてこうやっていますということです。毎回いろいろ超過課税・法定外税を作る前提条件なので、これが成立しないと税はやってはいけないと我々は申し上げますが、一応こうやってご説明をいただいたうえで努力しているというところが判断できるのであれば、後はよく申し上げるのは、あとは市長を信じるしかない、我々とすると努力をされていて真剣にご説明をいただいたというところがあれば、みどり税の前提条件として、我々は信頼しましょうと、財政局長それでよろしいでしょうか。

財政局長 我々も、この部分については精一杯やっていかなければならないと思います。それが市民に対する説明責任あるいは実際の実行責任と考えておりますので、きちんとした決意でやっていきたいと思っております。

座 長 今後の検証は市民の方は続けなければならないですが、現時点ではよろしいかと思いますが、よろしいでしょうか。次に進みたいと思っております。

(以下略)

## (参考) 平成 25 年第 7 回横浜市税制調査会議事録 (抜粋)

税制課長 最後にもう 1 点、資料 5 についてご説明いたします。こちらは、行政改革の取組について記載した資料となります。

おめくりいただきますと、平成 25 年度予算案より抜粋ということで、本市の 25 年度予算案でお示ししたものの一部となっております。上のタイトルですがしごと改革の推進ということで、不断の行政改革を進めるなかで取組み状況をまとめていますのでご説明申し上げます。まず、アとしまして、徹底した事業の見直しということで、「市民生活や市内経済が非常に厳しい状況であることを踏まえてより一層の職員定数の削減に取り組むとともに、職員の自宅に係る住居手当を廃止するなど、市役所全体で、行政内部経費の徹底した見直し」に取り組みました。また、引き続き民営化・委託化の取組みを推進したほか、外郭団体への財政支援等については、従来よりもさらに踏み込んだ見直しを行うなど、合計で 709 件、102 億円の経費を削減したところでございます。

内訳としましては、表がございしますが、中段に左側に「見直し分類」がありますが、「市役所内部経費の見直し」、「民営化・委託化の見直し」、「使用料等の見直し」、「その他事業の見直し」とありまして、これら事業の合計としまして、一番下の段ではございますが、25 年度で申し上げますと、見直しの件数が 709 件、その効果額については 102 億円となっております。こちらには経年としまして平成 22 年度から平成 25 年度までのそれぞれの見直し件数・効果額を記載しております。後程 21 年度が抜けておりますので資料の後半で 21 年度の補足をさせていただきます。その下は 25 年度について記載がありますので、25 年度についてご説明をさせていただきますが、その下の主な見直し内容についてでございます。網掛けのところですが、①市役所内部経費の見直しで 423 件、38 億円に相当するもので、主に人件費の削減で、資料を 1 枚おめくりいただくと、この 5 年間だけではなく、過去にわたりまして、職員定数の推移が左側の折れ線グラフで示されております。また右側の下の折れ線グラフは、人件費の推移ということで平成 9 年から平成 25 年まで段階的に引き下げを行ってきたと総論的に分析が行われております。続きまして、もう 1 枚めくっていただきますと人件費以外の取組が記載されておりました、先程申し上げました②民営化、委託化の取組み、例えば保育所の民間移管、③としてその他事業の見直し、「広報よこはま」の発行事業、こちらの発行経費を削減するといったものがございます。これらにより先ほど申し上げました 709 件、102 億円となっております。右側のページは外郭団体改革の取組です。中段でございしますが、25 年度予算では、外郭団体に対する財政支援等の見直しをより一層進め、外郭団体が保有する資産について、基金等の取崩しなどによる補助事業への充当や本市への寄附などを行うという形で改革が行われています。

もう一枚おめくりいただきますと、右側のページですが、こちらが 25

年度予算案とは別で平成22年度予算案より抜粋したものでございまして、下の表「事業見直しによる効果額の推移」の表でございしますが、先程掲載がありませんでした平成21年度の数字が太枠の右にありますので、21年度と先ほどの4か年分を合わせまして5か年の数字としてご報告させていただきたいと思っております。

# 以下、第9回税制調査会（平成25年10月10日）配布資料

政 政 第 3 3 4 号

平成 25 年 9 月 25 日

職員の皆さん

横浜市長 林 文子

## 平成26年度予算編成スタートにあたっての 市政運営の基本的な考え方

### 原点に立ち返って、さらなる進化を

再び、職員の皆さんとご一緒に、市民の皆様の幸せのために力を尽くしていけることに緊張感と責任を感じています。

選挙期間中、市内18区を回り、多くの市民の方から声をかけていただきました。印象に残ったのは「区役所の対応が良くなった」とのお褒めの言葉です。これまでも、「チーム横浜賞」や「電話会議」で紹介されるCS・ESの取組を通じて、チーム力の高まりを感じていました。今回あらためて、職員の皆さんの「おもてなしの行政サービス」が市民の皆様の心に届き、信頼につながっていることを実感しました。本当にありがとうございます。

この信頼関係をもとに多くの英知を結集して取り組めば、どのような困難な課題であっても、解決につなげていくことができると私は確信しています。「おもてなしの行政サービス」をこれまで以上に徹底させ、市民の皆様との「共感と信頼」の関係をより一層深めていきましょう。

### 既成概念を打ち破る取組を

3年前に全国ワーストだった保育所待機児童数が、今年4月、ゼロになりました。既成概念を打ち破り、知恵と工夫を凝らし、オール横浜で挑戦した成果です。この取組は、「横浜方式」として評価され、先ごろ、国の「待機児童解消加速化プラン」に盛り込まれました。横浜市が国の動きを牽引し、他都市の取組を後押しすることができました。これからも様々な課題に果敢に挑戦し、成功事例を積み重ねていきましょう。

先日、国に「国家戦略特区」に関する提案を行いました。最先端の医療関連産業の創出や都市のリノベーションによる競争力強化など、横浜の経済成長を日本の経済成長につなげるような取組を進めていきます。また、横浜市は、「グローバルMICE戦略都市」に、さらに「東アジア文化都市」の国内候補都市に選定されています。引き続きMICE機能の強化に取り組むとともに、2014年開催の「横浜トリエンナーレ」を機に一層の賑わいを創出し、国内外へ発信していきます。市内企業の大部分を占める中小企業への支援に引き続き取り組んでいきます。

2020年のオリンピック・パラリンピックの東京開催が決定しました。横浜市においても、7年後の開催に向けて市内プロジェクトを発足させました。都市の再生や市内スポーツの振興など、今からあらゆる準備に着手していきます。

26年度は、新たな中期計画の初年度です。将来を見据えた骨太なまちづくりの戦略を描き、希望の持てる明るい未来を実現していきましょう。

## 暮らしやすさを実感できるまちへ

私は、これからの4年間に実行していくことを、10の実現として市民の皆様にお示ししました。経済の活性化をはじめ、市民の皆様が安全と安心を実感できる施策の推進に全力で取り組んでいきます。

保育の質の充実を図りながら保育所待機児童解消を継続していくとともに、学齢期までの切れ目のない子育て支援を充実させます。併せて、高齢者や障害児・者が地域で安心して生活できる環境の整備など、福祉・保健・医療政策を推進していきます。

少子高齢化が進む横浜を発展に導く鍵は、「若者」「女性」「シニア」の皆様の活躍です。次代を担う若い世代が存分に力を発揮できるよう環境を整え、活力の維持を図ります。女性が働きやすく、働きがいのある社会の実現に向けて、就業・起業等の支援を充実し、ワーク・ライフ・バランスを一層推進していきます。さらに、人生経験豊富なシニアの方々が持つ技術や知識を十分に発揮していただけるよう取り組みます。

そして、環境未来都市のトップランナーとして、引き続き先駆的な取組を進めます。魅力にあふれた国際都市横浜の顔である、都心臨海部の再生・活性化を促進させるとともに、誰もが安心して暮らし続けられる郊外部のまちづくりに取り組んでいきます。

東日本大震災を教訓として策定した地震防災戦略は、着実に推進していく必要があります。市民の皆様とご一緒に自助・共助の取組を進めるとともに、木造住宅密集市街地対策など減災の取組を進めます。また、市民生活を支える都市インフラも老朽化が進み、維持管理や整備など適切な対応が必要です。

本市の財政状況は、今後も厳しい状況が続くことが想定されます。不断の行財政改革を進め、さらなる事業の見直しやコスト削減の徹底を行います。一層の選択と集中により、横浜の成長や活力創出のために必要な投資を行い、市民生活の安全安心と経済の活性化とを両立させていきます。

市と県の二重行政の無駄を省き、大都市に見合う権限と財源を確保することは、横浜の成長に不可欠です。横浜が日本経済の成長エンジンとなるよう、特別自治市の実現に向けた取組を強力に進めていきます。

## 働きやすく、成長できる職場づくりを

市民の皆様の幸せを実現し、後世に誇れる横浜にしていくためには、職員の皆さんがこれまでに培ってきた経験とスキルを存分に生かす必要があります。おもてなしの心を持って市民の皆様寄り添い、チーム横浜で取り組んでいきましょう。責任職の皆さんは、職員が仕事を通じて成長できるよう、日々働きかけを行ってください。人材育成の基本はOJTです。活発に議論ができ、仕事への使命感とやりがいを感じられる職場づくりを進めてください。

未来の横浜のために今できることは何か、将来のために必要なことは何かを考え、チーム横浜でさらなる成果を生み出しましょう。

以上の考え方に基づいた、施策推進・予算編成・組織運営の各方針は、次のとおりです。

## 施策推進・予算編成・組織運営の方針

### I 施策推進について

将来を見据えて「骨太なまちづくりの戦略」を描き、新たな中期計画を策定します。計画の初年度となる26年度は、次の事柄に重点的に取り組みます。

#### 1 切れ目のない安心社会の実現

- ・ 保育所待機児童解消の継続とともに、学齢期までの切れ目のない子育て支援策を充実します。また、未来を担う子どもたちが健やかに成長できるよう、子育て・教育環境の一層の充実を図ります。
- ・ 健康寿命を延ばすことを目指し、市民の健康づくりやスポーツ活動への支援を広げます。
- ・ 高齢者や障害児・者が地域で安心して暮らし続けることができるよう、福祉・保健・医療政策の充実や地域包括ケアシステムの構築を進めます。
- ・ 生活に困難を抱える方々に対する相談・就労などの支援を強化します。

#### 2 次代を担う若い世代が存分に力を発揮できる環境整備の実現

- ・ 市内に多数立地する大学などの豊かな知的財産と人材を活かし、学術都市として発展するよう取り組んでいきます。
- ・ 若者への就業・起業支援などの環境整備・強化に取り組むとともに、地域や社会の課題解決に市民が取り組むための支援を行います。

#### 3 “日本一女性が働きやすい、働きがいのある都市 横浜”の実現

- ・ 女性の就業・起業、復職・再就職支援等の取組の充実・強化及びワーク・ライフ・バランスの推進など、多様な主体との連携により、女性が働き、活躍できる環境づくりを進めます。

#### 4 シニアパワーによる活力ある地域社会の実現

- ・ 地域に一層の活力が生み出されるよう、高齢者の経験やスキルが十分に発揮される環境づくりに取り組みます。

#### 5 日本の成長エンジンとなりうる強力な横浜経済の実現

- ・ 国際戦略総合特区をはじめとする国家プロジェクトを活用し、今後成長が見込まれる「環境」「健康」などの分野を中心とした活力の創出を図ります。国際コンテナ戦略港湾の機能強化に向けた取組を推進します。また、海外も視野に入れた市内企業の活躍の場の拡大に取り組みます。
- ・ アジアの文化都市の核として横浜らしい先進的な文化芸術を発信し、賑わいを生み出し、文化や経済の発展につなげます。併せて、「グローバルMICE戦略都市」にふさわしい都市としてMICE機能の強化に取り組みます。
- ・ 中小企業をはじめとする市内企業や商店街への支援を行います。

- ・ 食の安全や食育に貢献し、横浜ならではの都市農業の推進に取り組みます。
- ・ 企業や国際会議、イベント等の誘致を推進し、市内経済の発展を図ります。

## 6 環境未来都市構築のための先駆的取組の実現

- ・ 環境未来都市にふさわしい、低炭素なまちづくりを推進します。また、エネルギーマネジメントシステムの導入・拡大に向け、地域特性を踏まえたモデルプロジェクトを展開します。
- ・ みどりアップ計画の推進など、市民が水と緑を身近に感じることができるまちづくりを進めます。

## 7 未来を支える強固な都市の実現

- ・ 国際競争力を持ち、魅力にあふれた“世界都市”の顔として都心臨海部の機能強化を一層促進します。
- ・ 関内・関外地区の活性化を図りながら、市庁舎の整備に取り組みます。
- ・ 安心して暮らし続けるための郊外部のまちづくりや生活機能再生に取り組みます。
- ・ 市民生活の利便性向上や経済の活性化、防災対策に寄与するよう、横浜環状道路や神奈川東部方面線をはじめとする交通基盤の整備など、新たな交通ネットワークの整備を推進します。

## 8 強靱な防災・減災都市の実現

- ・ 市民の命を守り、被害を最小限にとどめることが重要です。そのため、地震防災戦略を着実に進め、災害に強いまちづくりを推進します。
- ・ 地域の防災活動への支援を通じて自助・共助の取組を推進するとともに、発災時に被害が集中する木造住宅密集市街地における対策強化など、減災に向けた取組を進めます。

## II 予算編成について

### 1 持続可能な財政運営の着実な推進

- ・ 一般会計が負担する借入金残高については、特別会計・企業会計・外郭団体分も含めて、着実に縮減するとともに、将来負担を考慮した計画的な市債活用を行います。

### 2 26年度実施が不可欠な取組を優先的に予算化

- ・ 新たな中期計画で重点的に取り組む施策など、「I 施策推進方針」で掲げた26年度に実施することが不可欠な施策・事業に財源を集中するために、緊急度・優先度に基づいた施策・事業の優先順位付けを徹底します。
- ・ 各区局・統括本部の原案編成は配分財源内での作成を徹底し、新規事業や既存事業の拡充を実施する場合は、そのために必要な財源を、既存事業の見直しや休止・先送り等により確保することを原則とします。また、課題検討事業の要求は、内容を十分に精査して行うこととします。

- ・ 厳しい財源状況の中にあっても必要な施策・事業を実施するために、事業手法についてもゼロベースで見直し、新たな財源の確保や民間のノウハウの活用など市費負担を出来る限り抑制した事業手法で取り組みます。
- ・ 「事業評価・事業見直し取組方針」にしたがって、全事業を厳しく評価・点検し、各事業の課題を的確に把握したうえで必要な見直しを実施します。外郭団体等に対する財政支援については、これまでの見直しから更に踏み込んだ見直しを行い、必要最小限のものに縮小するとともに、団体等が保有する資産の活用についても検討します。
- ・ 予算編成にあたっては、中小企業振興基本条例の趣旨を最大限尊重します。

### 3 歳入確保のための取組

- ・ 用途廃止された市有地や用途が決まらず有効利用されていない市有地は、「資産たな卸し」の結果に沿って売却や有償貸し付け等を進め、予算案に反映します。
- ・ 未収債権については、個々の事情に配慮したうえで、これまで以上に適切な回収に努め、債権ごとに設定した取組目標を予算案に反映します。
- ・ 市民負担の公平性の観点から、市民利用施設の使用料や手数料については、「市民利用施設等の利用者負担の考え方（H24.4）」に沿って見直しを進めます。

### 4 国等の予算の適切な反映

- ・ 国や県の26年度予算編成状況を適宜把握し、本市の予算編成に適切に反映するとともに、補助金が導入可能な事業であっても、本市にとって今後とも必要な事業かどうかをよく精査したうえで実施することとします。
- ・ 「社会保障と税の一体改革」の動きなど国の制度改正についての的確に把握するとともに、市がこれまで国事業に独自に上乗せしてきた部分の必要性や妥当性を十分に検討するなど、本市の予算編成に適切に反映します。

### 5 予算編成方法の強化

- ・ 厳しい財政状況の中にあっても、施策の推進と持続可能な財政運営を両立する予算を編成するため、現場主義とトップマネジメントの視点に基づいて予算編成を強化します。そのため、これまでの自律分権型予算編成を踏まえ、財源配分などにおいて現場のニーズを原案により反映しやすくするとともに、原案修正を含めた予算審査の強化など総合調整機能をより重視した編成とします。
- ・ 予算に関する情報を、より多く、より早く示すことができるよう、情報提供を充実させ、市民の皆様の信頼に基づいた財政運営を進めます。

## Ⅲ 組織運営について

### 1 不断の行政改革と適正な業務執行

- ・ 今後取り組むべき施策を着実に遂行するため、現場重視の考え方のもと、必要な施策に経営資源を重点的に投入し、施策の成果を高めるような改革を推進します。また、厳しい財政状況において経営資源を効果的に配分するため、徹底した市役所内部経費の削減など、不断の行政改革を更に推進します。



- ・ 外郭団体改革については、各団体に対する財政支援の適正化の取組を進めます。また、第3期協約の達成状況を踏まえた26年度の年次計画を定めるとともに、第三者の視点を取り入れながら市の関与のあり方等について検討を行います。
- ・ 厳しい財政状況の中、市民の皆様からの行政ニーズに応えるため、必要な人員配置を行うにあたっては、新たな機能や体制の強化（ビルド）にあわせて、現行体制の見直し（スクラップ）を徹底します。
- ・ 職員一人ひとりが自らの果たすべき責任と役割を自覚して、市民の皆様としっかり向き合い、全力で市民主体の現場主義を実践します。
- ・ 縦割りに陥ることなく、全市的な視点に立って事務・事業を抜本的に見直すとともに、必要とされる事務・事業についても優先順位のもとに計画的に執行します。
- ・ 行政運営に対する市民の皆様のご信頼を確保するため、コンプライアンスを重視する職場風土を醸成し、事務事業を適正に執行します。

## 2 職員の意欲・能力を引き出す人材育成施策の実践

- ・ 人材こそが最も重要な経営資源であることを念頭に、OJTをしっかりと根付かせるように、責任職は率先して取り組みます。
- ・ 組織的に継続して人材育成に取り組める環境を整備し、職員一人ひとりの知識、経験、能力に応じたキャリア形成・能力開発を行います。

## 3 組織運営におけるワーク・ライフ・バランスの推進

- ・ 職員一人ひとりが、限られた時間でいかに成果を上げるかという視点に立ち、業務のあり方や仕事の進め方を見直すことにより、ワーク・ライフ・バランスを実現します。
- ・ 責任職は、自ら率先して業務の簡素化や優先順位付けを行うなど、働き方の改善を進め、すべての職員がいきいきと働ける職場を実現します。

## ＜第9回税制調査会・資料1＞

財 財 政 第 230 号

平成 25 年 9 月 25 日

各区・局・統括本部長

財 政 局 長

総 務 局 長

### 平成 26 年度の予算編成・執行体制づくり等について

国の景気は着実に持ち直しており、市内経済も回復に向けた動きがみられることなどから、26年度の税収は回復傾向にあります。しかし、市税収入がピークであった20年度の水準には未だ届いていません。また、扶助費をはじめとする義務的経費の自然増が見込まれる中で、市民生活の安心や市内経済の活性化に向けた施策の推進と財政の健全化を両立させていく必要があることを考えると、本市の財政状況は、依然として厳しい状況にあります。

このような状況のなか、26年度は、新たな中期計画の初年度として、次の計画を見据えた予算を編成することが必要です。そのためには、市政や本市財政を取り巻く厳しい状況を職員全員が自らの問題として、十分に理解し、共通の認識に立つことがスタートラインとなります。このような共通認識のもと、職員の皆さんの知恵や経験を活用し、全庁的な視点から、執行体制の見直しや歳出の重点化を図った行財政運営をさらに進めていかなければなりません。

「平成26年度予算編成スタートにあたっての市政運営の基本的な考え方」(25年9月25日政政第334号)(以下、「市政運営の基本的な考え方」という)を踏まえながら、このような厳しい時代認識のもとで、以下の内容に沿って、26年度予算編成や執行体制づくり等の編成に取り組んでください。

#### 1 編成の前提条件

##### (1) 中期財政見直し

現行税財政制度に基づき、26年度から28年度までの財政見直しを改めて試算した結果、予算編成の前提となる26年度の収支不足見込額は、420億円となっています。直近3か年の予算編成開始時の収支不足見込額は、23年度編成が200億円、24年度編成が270億円、25年度編成が410億円となっていました。26年度の収支不足見込額は、事業見直しなどによりこれらの収支不足額を解消した上で、なお生じているものです。したがって、中期的な見直しは大変厳しいものであると言わざるを得ません。＜「中期財政見直し」は【資料1】参照＞

##### (2) 新たな中期計画を見据え、重点的に進めていく施策事業について

厳しい財政状況の中にあっても施策を推進していくためには、市民生活の安全や市内経済の活性化、未来の横浜を見据えて、施策の優先順位を明確にしながら、重点的に取り組む施策を厳選し、この施策に財源を集中させる必要があります。

また、施策の推進にあたっては、すべての事業の効果や手法等を再点検し、市民・企業等との連携・協働、制度や仕組みの改善・創設など、あらゆる創意工夫を重ねる必要があります。

さらに、施策や事業の推進にあたっては、中小企業振興基本条例などの趣旨を踏まえ、市内中小企業の受注が見込まれる事業の確保等の経済対策や経済の活性化の視点にも十分配慮する必要があります。

##### (3) 執行体制づくり

厳しい財政状況の中で、行政ニーズに着実に対応していくためには、不断の行政改革に取り組み、効率的・効果的な執行体制を構築しなければなりません。

新たな中期計画を見据えて重点的に進めていく施策事業への対応や増大する行政ニーズへの

対応にあたっては、既存の体制を見直すことを前提とした、「スクラップ・アンド・ビルド」による執行体制の構築を徹底します。

そのためには、縦割りに陥ることなく、全市的な視点に立って事務・事業を抜本的に見直すとともに、必要とされる事務・事業についても優先順位のもとに計画的に執行することが求められます。

こうした事務・事業執行にあたり、限られた人的資源を有効活用する観点からも、職員一人ひとりの力やチーム力をさらに高め、総力を挙げて対応していくことが不可欠です。

## 2 26年度予算編成の進め方

### (1) 予算編成方法の強化

#### ア 予算編成における役割の明確化

厳しい財政状況の中にあっても、施策の推進と持続可能な財政運営を両立するため、これまでの自律分権型予算編成を現場主義とトップマネジメントの視点から充実させます。

具体的には、財源配分などでの改善を行うほか、各区局・統括本部が担う役割と財政局が担う役割を次のとおり明確にし、市長審査の中で最終的な予算案を取りまとめます。

	主な役割
各区局 ・統括本部	・配分財源の中で、メリハリのついた原案の編成 ・課題検討事業の要求内容の精査
財政局	・最終的な予算案や今後の財政運営を見据え、政策局・総務局と連携しながら、原案修正も含めた総合調整の実施

#### イ 事業の分類

予算編成における役割の明確化に合わせて、事業を次のとおり分類し、この分類に応じて、財政局は全庁的な観点から総合調整を行います。

	内容	財政局の対応
課題検討事業	政策的・財政的な観点から、全庁的な議論が必要な事業	・要求内容に対する審査を実施
総合調整事業	配分財源内で、各区局・統括本部において原案編成を行う事業	・原案における計上状況の確認 ・必要に応じて局原案の修正や課題検討事業への移行を実施

#### ウ 各局からの市長副市長再説明の実施

12月に予定している市長審査の終了後、財政局から予算原案の内示（財政局案）を行います。このなかで、政策的な観点から課題がある事業については、各局・統括本部からの再説明を実施します。

#### エ 区予算の強化

区が独自に執行する「自主企画事業」、区と局・統括本部が連携して事業を行う「区局連携事業」に加え、局予算の中から区に予算配付され、区が執行する「区配事業」について、現場主義の観点から、より区の実情に応じて区が予算執行できるように改善します（平成25年8月22日付市区第219号「区への配付予算の公表等について」参照）。

あわせて、局・統括本部予算に含まれていた区配事業を「見える化」し、区役所が行っている事業を分かりやすく市民に情報提供します。

## (2) 配分財源内での各区局・統括本部原案編成の徹底

現場主義の視点から、25年度予算編成以上に厳しい財政状況の中にあっても、各区局・統括本部で必要な原案編成を可能なものとするため、所要見込額に対する調整率を引き上げるなど財源配分に配慮しています。各区局・統括本部は、次の「予算編成ルール」に沿って、配分財源内での予算原案作成を徹底してください。配分財源超過に対する財源の追加要望は認めません。

### <予算原案作成に向けた「予算編成ルール」>

- ① 配分財源内での予算原案を作成するために、新規事業や既存事業の拡充、さらには事業費の増額を行う場合であっても、そのために必要な財源は、既存事業の見直しや休止等により配分財源内で確保するペイ・アズ・ユー・ゴーにより、捻出すること。
- ② 事業の必要性や費用対効果、後年度負担、財源確保などについて十分に検討したうえで、最も効果的、効率的な事業手法を選択すること。
- ③ 義務的な経費や管理費などの経常的な経費については、見直しを十分に行った上で、他の経費よりも優先して年間の必要額を計上すること。また、施設の維持保全水準に十分留意し、必要な保全関連経費を確保すること。
- ④ 事業費の積算にあたっては、物価水準や種々の国基準単価などに照らし、適切に反映すること。ただし、事業の見直しも合わせて検討し、安易な歳出増とならないよう留意すること。
- ⑤ 厳しい財政状況の中でも、重点施策に必要な予算が計上されるよう、原案の作成段階から、政策局、総務局、財政局等関係局との調整を緊密に行うこと。

## (3) 全庁的な視点からの総合調整の実施

### ア 各区局・統括本部原案の確認と修正

次のような場合は計上額を見直すなど、区局・統括本部が作成した予算原案の修正を、必要に応じて行います。

### <予算原案の修正を行う主な場合>

- ①国・県等の本市以外の予算案の状況により、本市予算に影響がある場合
- ②区局・統括本部原案に、既存事業の見直しや休止等により財源を捻出することなく、新規事業や事業の拡充が盛り込まれている場合
- ③複数の局で類似事業や同種の経費がある場合で、市としての統一性が必要な場合
- ④各区局・統括本部予算原案において、十分な事業の見直しが行われていない場合
- ⑤事業費の積算が不十分な場合  
例：・義務的経費や施設の管理費をはじめとする経常的な経費において年間必要額が確保されていない。  
・公共施設の維持保全費について、特段の事情がないにもかかわらず、少なくとも25年度予算と同程度の事業量が確保できていない。
- ⑥特定財源の積算が、国等の補助制度や過去の実績などからみて不十分な場合
- ⑦その他、収支不足額の解消や政策的な観点から最終的な予算案作成のために必要な場合

### イ 課題検討事業への移行

総合調整事業であっても、予算編成過程の中で、政策的・財政的な観点から全庁的な議論が必要になった場合は、課題検討事業へ移行します。

#### (4) 課題検討事業の要求額のみやす

施策の優先順位づけや要求内容の精査をこれまで以上に徹底するため、各局・統括本部からの要求額は、次の基準に基づいて行うこととします。また、要求にあたっては、25年度当初予算における国費の認証状況や、国の26年度予算概算要求基準を勘案し、適切な水準となるよう、十分に検討してください。

- ・要求額のみやす：課題検討事業における25年度の「市債＋一般財源」に、各局・統括本部への財源捻出要請額の2倍を加算した額

#### (5) 事業評価・事業見直し

共感と信頼の市政運営の一層の推進にあたっては、全職員が常に市民の目線に立ち、絶えず主体的な業務改善に取り組んでいく必要があります。

取組結果については引き続き公表していくことも踏まえ、各区局・統括本部において所管する全事業を本市が担うべき必要性や妥当性についてあらためて厳しく評価・点検し、事業廃止の可否や大幅な転換に踏み込んだ検討を行ってください。

その上で、引き続き本市が実施すべき各事業については有効性や効率性の向上を図るために必要な見直しを確実に実施してください。

＜「事業評価・事業見直し取組方針」は【資料3】参照＞

#### (6) 外郭団体への財政支援の見直し

外郭団体等に対する財政支援については、これまでの見直しから更に踏み込んだ見直しを図り、必要最小限のものに縮小してください。また、団体等が保有する資産の活用については、本市への寄附や基金等の取崩しなども含め、団体と十分協議してください。

＜「予算編成を進めるにあたっての留意点」は【資料2】参照＞

### 3 26年度執行体制づくりの進め方

前述の前提状況を踏まえ、必要な人員配置を行うにあたっては、新たな機能や体制の強化（ビルド）とあわせて現行体制の見直し（スクラップ）を徹底し、増員減員トータルでの純減を念頭に執行体制づくりを進めます。

限りある経営資源を真に必要な事業に重点的に投入できるよう、各職場においては、すべての事務・事業について、「廃止が可能か」という視点から、改めて点検・検証してください。

その上で、本市が担うべき行政サービスや新たな事務・事業についても、優先順位を付け、担うべき役割と責任を明確にし、外部化・省力化や最適な分担を図る必要があります。

経営の観点から、執行体制の構築においてもコスト意識を持ち、最小限の体制でより質の高い行政サービスが提供できる組織づくりに向けたリーダーシップを発揮してください。

＜「執行体制づくりを進めるにあたっての留意点」は【資料4】参照＞

## 資 料 編

- 1 中期財政見通し（一般会計）…………… 資料 1  
【財政局財政課】
  
- 2 予算編成を進めるにあたっての留意点 …………… 資料 2  
【財政局財政課】
  
- 3 事業評価・事業見直し取組方針…………… 資料 3  
【総務局しごと改革推進課】
  
- 4 執行体制づくりを進めるにあたっての留意点 …………… 資料 4  
【総務局人事組織課】

## 資料 1

### ● 中期的な財政見通し（26～28年度）（一般会計）

#### <試算の結果>

25年度当初予算をベースに、現行税財政制度に基づき試算を行った結果、26年度から28年度までの3か年の収支不足額の合計は、1,470億円です。

#### <試算の考え方>

##### 1 歳入見込み

###### (1) 市税

- ・ 25年度収入見込額をもとに、過去の実績や今後の経済動向などを踏まえて試算。
- ・ 26年度以降については、年間補正財源は留保していない。
- ・ 横浜みどり税については、25年度課税まで見込んでいる。

###### (2) 地方交付税

地方交付税については、市税収入の動向に合わせて試算。

###### (3) 市債

第三セクター等改革推進債を除いた25年度発行額と同額で試算。

###### (4) 特定財源

扶助費などの増加に連動した国費の増などを反映。

##### 2 歳出見込み

###### (1) 人件費

25年度当初予算をベースに、定年退職予定者数等を積み上げて試算。

###### (2) 公債費

過年度の市債発行実績及び試算に用いた発行額に基づき、元金償還及び利払い額等を試算。

###### (3) 扶助費、義務的な繰出金

原則として新規事業等は見込まず、25年度当初予算をベースに過去の実績等を踏まえ試算。

###### (4) 施設等整備費、行政運営費・任意的な繰出金

25年度同額で試算。

- \* 「社会保障と税の一体改革」については、歳入・歳出見込みへの影響が不透明であるため、反映していない
- \* 自動車取得税の廃止については、代替財源を措置し、地方財政へは影響は及ぼさないとされているため、反映していない

(単位：億円)

項目	25年度 当初予算	26年度 推計	27年度 推計	28年度 推計	26~28年度 3か年累計
<b>歳入</b>	<b>15,370</b>	<b>13,810</b>	<b>13,840</b>	<b>13,930</b>	<b>41,580</b>
一般財源	8,410	8,170	8,130	8,150	24,450
市税	6,980	7,110	7,070	7,100	21,280
地方交付税	230	200	200	200	600
その他（県税交付金等）	1,200	860	860	850	2,570
市債	2,570	1,190	1,190	1,190	3,570
一般的な市債	1,190	1,190	1,190	1,190	3,570
第三セクター等 改革推進債	1,380	0	0	0	0
特定財源	4,390	4,450	4,520	4,590	13,560
<b>歳出</b>	<b>15,370</b>	<b>14,230</b>	<b>14,330</b>	<b>14,490</b>	<b>43,050</b>
人件費	2,070	2,040	2,040	2,030	6,110
うち退職手当	180	150	150	140	440
公債費	1,790	1,900	1,880	1,900	5,680
扶助費	4,000	4,140	4,220	4,330	12,690
義務的な繰出金	1,520	1,540	1,580	1,620	4,740
施設等整備費	1,740	1,740	1,740	1,740	5,220
行政運営費・ 任意的な繰出金	2,870	2,870	2,870	2,870	8,610
土地開発公社廃止に 必要な経費	1,380	0	0	0	0
<b>差引：歳入-歳出</b>	<b>0</b>	<b>▲ 420</b>	<b>▲ 490</b>	<b>▲ 560</b>	<b>▲ 1,470</b>

引き続き徹底した事業の見直し等の行政コストの縮減や財源確保に取り組み、確実に解消





## 資料 2

### 予算編成を進めるにあたっての留意点

#### 1 各区局・統括本部原案の作成

各区局・統括本部は、「26年度予算編成スタートにあたっての市政運営の基本的な考え方」及び「平成26年度の予算編成・執行体制づくり等について」を踏まえ、経営責任職のリーダーシップのもと、26年度予算のあるべき姿をまず議論したうえで、現場の課題や本市の未来を見据えた予算原案を作成してください。

なお、各局・統括本部においては、「区における総合行政の推進に関する規則」の趣旨を踏まえて、地域ニーズ反映システムによる事業提案をはじめとする区の意向をできる限り予算案に反映するよう努めてください。その他、区配を含めた区に係る予算の編成にあたっては、別途配付している「区に係る予算編成上の留意点について」を参照してください（平成25年8月22日付市区第225号「区に係る予算編成上の留意点」参照）。

#### 2 公正・適正な事務執行の徹底

施策、事業の実施にあたっては、公正・適正な事務執行を徹底する必要があります。全ての職場において、適正な手続で施策を実現できる予算原案を作成してください。

積算根拠、執行科目の区分などの確認・点検は、事業所管課はもちろんのこと、経理担当課においても全事業について十分に行ってください。また、予算執行時に不適切な事務を行うことがないように、予算の編成過程において事業手法、手続等の点検・検討を確実に実施してください。

#### 3 現場主義の視点に基づく局原案編成の徹底

各局への配分財源額の算定にあたっては、各事業の26年度所要見込額に対し一定の調整率を乗じていますが、個々の事業について、その調整率を乗じた額で予算計上することを求めているものではありません。それぞれの現場が抱える課題を踏まえ、事業のメリハリをつけながら、配分財源全体を“塊”としてとらえ、「配分された財源全体をどのように活用すれば、市民満足度の向上につながるのか」という視点から十分に議論を尽くしてください。

26年度予算編成では、現場主義の視点から、各区局・統括本部で必要な原案編成が可能となるよう、各局への財源配分に配慮を行っています。この趣旨を十分に理解して、配分財源内での予算原案編成を徹底してください。配分財源超過に対する財源の追加要望は認めません。

#### ※財源配分の考え方

配分財源総額＝「塊」です。現場において真に必要な事業の予算化ができるよう、一部の例外を除き、配分財源の算定の際の所要見込額に拘束されるものではありません。

○主な例外規定 人件費、公債費、扶助費、義務的な繰出金、財政の健全性確立関連経費、債務負担設定済事業など所要見込額全額を配分した事業

#### 4 中小企業振興の取組の推進

中小企業振興基本条例を踏まえ、発注・調達の対象を適切に分離・分割するなど市内中小企業の受注機会の増大・確保に努めてください。

また、市内中小企業の受注が見込まれる事業の前倒しや予算の確保、本市補助金を活用する事業の市内事業者への発注、本市が経費を一部負担している国等事業主体や本市外郭団体等における市内中小企業への発注促進の要請等に取り組むなど、中小企業振興や経済活性化の視点にも十分に配慮して、効果的な施策・事業を工夫してください。

## 5 事業評価・事業の見直しの取組

「事業評価・事業見直し取組方針」に示す基本方針に基づき事業の評価・点検と見直しを進めるにあたっては、事業所管課による検討とともに、企画担当課や経理担当課においては各区局・統括本部の全事業を俯瞰し、区局・統括本部全体での事務事業の効率化を進め、複数の所管課や事業にまたがる横断的な課題解決に取り組んでください。

<「事業評価・事業見直し取組方針」は【資料3】参照>

## 6 外郭団体等に対する財政支援の見直し

外郭団体については、団体ごとに定めた経営改革方針などや、それを反映した第3期協約などを踏まえた取組を着実に進めてください。また、団体に対する補助金や委託料、無利子貸付など様々な支援についてもあり方を検証し、以下の具体的な取組を参考として見直しを行ってください。

### (1) 補助金の見直し

外郭団体等に対する運営費補助については、平成24年度包括外部監査の指摘を踏まえ、原則として事業費補助への転換を行ってください。ただし、やむを得ず運営費補助を行う場合には、補助する理由や効果を明確にするとともに、必要に応じて補助基準や補助額の見直しを行ってください。また、補助対象経費に、本市からの派遣職員の人件費が含まれていないことを確認してください。

### (2) 委託料の見直し

外郭団体等を相手方とする随意契約については、原則競争入札に見直し、随意契約の継続が必要な場合には、随契理由や積算内容の精査を行ってください。また、委託料に、本市からの派遣職員の人件費が含まれていないことを確認してください。

### (3) 外郭団体等保有資産の活用

外郭団体等が保有する資産については、基金等の取崩しなどによる補助事業への充当や本市への寄附なども含め、その必要性や活用の考え方を団体と十分協議してください。各区局・統括本部の予算原案作成までに、財源として見込んだものについては、各区局・統括本部の財源として活用することができます。

## 7 市民利用施設等の利用者負担の考え方

平成24年4月に策定した「市民利用施設等の利用者負担の考え方」に基づき、施設運営コストの削減や利用者増の工夫を図りながら、市民負担の公平性の観点から適正な負担割合となっていない使用料・手数料の料金改定を検討してください。

また、現在実施している使用料・手数料の減免の扱いについても、類似・同種の施設において、明確な理由がなく扱いが異なるなど、不統一な扱いとならないよう整理を進めてください。

## 8 積極的な歳入確保策の検討

配分された財源だけに頼るのではなく、次のとおり、自ら積極的に財源確保に努めてください。

### (1) 税・保険料・負担金等

徴収実績や滞納整理状況を点検し、目標達成に向けて、確実に未収金を減らすための体制づくりや効果的な対策を進めながら、徴収すべき歳入の確保に努めて、予算案に反映してください。なお、徴収率向上に向けた、効果的・効率的な対策に要する経費については確実に計上し

てください。

(2) 保有資産の有効活用と財産管理の適正化

事業に必要な用地の新規取得は原則として行わず、保有土地を活用するとともに、全庁的な資産たな卸しに基づき、各区局が保有する財産（土地・建物）の統廃合等を進め、売却や貸付による歳入の確保に努めてください。

全庁的な資産活用を推進するため、売却益等の一部を各区局予算に還元する「資産活用メリットシステム」の対象を26年度に一般会計の土地等にも拡充（平成25年10月1日施行予定）しますので、各区局において十分検討を進めてください。

また、公有財産の貸付料や使用料については、直近の公示価格等を反映した適切な算定に努めるとともに、22年度から実施している各区局による自主点検の取組を踏まえ、必要に応じて減免などの見直しを行い、歳入の確保に努めてください。

(3) 国・県費等

国や県の予算についての情報収集を行い、歳入することが可能な国費等については積極的に見込むとともに、見込んだ財源については確実に確保してください。

※国・県予算との調整

国・県の26年度予算編成状況や地方財政措置、制度改正などについては、的確に予算に反映、あるいは対応していく必要があります。従って、国庫補助事業をはじめ、制度改正の動きなど、本市予算に大きな影響が生じる事項については、所管省庁等からの情報収集に努めるとともに、事前に十分な庁内調整を実施してください。

(4) 広告料収入等

広告料収入の獲得、企業とのタイアップ及びネーミングライツの導入について、新たに見込まれる広告料収入、施設命名権収入は、各区局・統括本部の財源として活用することができますので、引き続き積極的に取り組んでください。

9 監査結果の予算への反映

監査委員が行う各種監査、外部監査人が行う外部監査により受けた提言・意見等について、改善に向けて取り組み、その改善内容（予定含む）を、確実に予算に反映させてください。

10 予算に関する情報提供の充実

市民の皆様の信頼に基づいた財政運営を進めるため、より多くの情報を、より早く示すことができるよう、予算に関する情報を積極的に提供します。各区局・統括本部においても、よりわかりやすい予算説明資料の作成及び市民への情報提供（ホームページの掲載等）に努めてください。

- ・26年度の市税収入見込額：26年1月中旬
- ・予算議案・予算に関する説明書のホームページにおける公表：26年2月（議案発送後）
- ・市長審査事業の編成経過・補助金一覧の公表：26年3月上旬
- ・事業計画書・審査書・事業評価書のホームページ等における公表  
：26年3月下旬（予算案議決後）



# 資料 3

## 事業評価・事業見直し取組方針

### 1 目的

- (1) 厳しい財政状況の中、事業所管課自らが事業を点検・見直しを行い、効率的な行政運営を実現します。
- (2) 事業評価書・事業見直し一覧を公表することで、市政運営の透明性の向上を図り、市民に対する説明責任を果たします。

### 2 対象

新規事業を含む全事業

### 3 方法

各区・局・統括本部が、全事業について点検・評価を行い、評価結果を踏まえて見直しを行います。具体的な作業内容は、次のとおりです。

- (1) 事業評価の実施 … 「事業評価書」の作成（各区・局・統括本部自ら点検・事業評価を実施）
  - ア 「事業開始の経緯」、「総事業費」、「事業実績」等項目ごとに整理し、過年度の状況を把握します。また、以下の【事業評価の視点】に基づき点検・評価を行い、個別事業の課題を捉え、対応策及び今後の事業の方向性を検討します。

#### 【事業評価の視点】

(1) 必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時代の変化に伴い、事業開始当初の目的・役割が希薄化していないか</li> <li>・社会的要請や市民ニーズの高いものであるか</li> <li>・将来的な需要があり、市全体への波及効果が期待できるものであるか</li> </ul>
(2) 妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が事業を実施すべきものか</li> <li>・他都市等と比較して妥当な水準であるか</li> <li>・民間事業者を圧迫する事業内容となっていないか</li> </ul>
(3) 有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の成果や効果が、不特定多数の市民に広く享受できているか</li> <li>・受益と負担の関係は均衡なものとなっているか</li> <li>・市民サービスの向上に寄与しているか</li> </ul>
(4) 効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の手法を活用することで、より高い成果や効果が得られないか</li> <li>・経費や内部事務を見直すことができないか</li> <li>・執行体制、手続き、労力、時間に無駄がないか</li> </ul>
(5) 類似性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・類似する事務事業と重複していないか</li> <li>・他の事務事業で代替することはできないか</li> </ul>

イ 当該事業について幅広い視点から活発な議論を行うため、外部有識者や市民等外部の視点を反映する仕組みを設けているかを確認し、その結果を記載します。 【新規項目】

⇒ 「中期4か年計画 財政運営2 (3 外部の視点を取り入れた事業評価の実施)」参照

#### 《外部意見を反映する仕組みの例》

・外部(市民、学識経験者、企業、関係機関、各種団体)からの評価や意見を積極的に収集している。

(例) 附属機関、専門委員、懇談会、外部アドバイザー、パブリックコメント、ヨコハマeアンケート

・事業実施の過程で、事業対象者と協議の機会がある。

(例) 区連会に諮り、地域住民の意見を取り入れている。

実態調査を行い、より効果的な取組・PRを検討している。

#### 《対象外として扱うものの例》

・事業を特定せずに実施している広聴事業(市民の声など)

(2) 事業見直しの実施 … 「事業見直し調書」の作成(事業評価書を活用し、各区・局・統括本部が自ら事業見直しを実施) 事業評価結果を踏まえ、以下のとおり方向性を検討します。

- ・ 市が実施する必要性が低い事業 ⇒ 事業の廃止・休止を検討します。
- ・ 課題がある事業・既定の方針等に基づく事業 ⇒ 事業の縮小等※を検討します。

(※先送りや取りやめ、大幅な減額やスケジュールの延伸、手法の転換や執行体制及び手続等の変更等)

見直しを進めるにあたっては、以下の「4 事業見直しの基本方針」で示す事務事業ごとの方向性を踏まえて取り組んでください。また、事業所管課による検討とともに、企画担当課や経理担当課においては、各区局の全事業を俯瞰し、区局全体での事務事業の効率化を進め、複数の所管課や事業にまたがる横断的な課題解決に取り組むこととします。

○ 見直し効果額の考え方

対前年度事業費との比較による算出にとどまらず、次の②③についても見直し効果額に計上してください。

- ① 事業費の削減額 … (例) 節減による内部事務費の削減 など
- ② 事業費の抑制額 … (例) 対象者の増加が見込まれる一方、単価の見直しを実施  
(例) 工事内容や工程を精査することで、当初予定していた当該年度支出よりも予算計上額を抑制 など
- ③ 歳入確保による増加額 … (例) 新たな広告料収入の確保 など

(3) 全庁的な視点からの総合調整を実施

26年度予算編成においても、全庁的な観点からの判断や修正が求められる事項については総合調整を行うこととしており、必要に応じて区・局・統括本部に対して原案作成後の更なる事業見直しの指示や調整を行います。

## 4 事業見直しの基本方針

### (1) 市役所内部経費の見直し（事務の見直し）

#### ア【事務の集約化・効率化】

各課・事業に共通する内部事務や事務費等は、集約化を検討し、事務の効率化と経費削減を図ること。集約化に取り組んでいる事業は、効果を検証したうえで、更なる効率化、経費節減に繋がるよう改善に取り組むこと。

#### イ【仕様等の見直し】

過去の実績や費用対効果をふまえ、必要最低限の仕様とすること。謝金・消耗品・印刷製本費・使用料賃借料・備品購入費は、必要最低限の部数・仕様とすること。他課や他事業等との統合も検討すること。

#### ウ【配付予算の見直し】

配付予算は、可能な限りまとめて計上するなど、配付先での事務効率化が図られるように、配付元と配付先で事前に調整を行うこと。

#### エ【歳入確保】

配分された財源だけに頼るのではなく、自ら積極的に財源確保に努めることとし、保有資産の有効活用、国費や県費の確保、広告料収入等の獲得などに取り組むこと。

### (2) 事業の見直し（あり方検討等）

#### ア【目的の達成→事業廃止】

社会情勢の変化等により必要性が低下したもの、利用実績が低調に推移するもの、当初の目的や存在意義が薄れたものは、事業廃止を前提に見直すこと。

#### イ【重複事業→整理統合】

「事業目的や対象者等が類似するもの」「国・県と類似するもの」は、整理統合や所管部署の一元化を進めること。併せて、執行体制の見直し、内部事務の効率化も図ること。

#### ウ【事業計画の見直し（平準化）】

厳しい財政状況の中、安全面を考慮しつつ設備更新優先度等を精査し、事業計画を先送り・平準化すること。

#### エ【検討調査費・モデル事業】

検討調査やモデル事業を行っているものは、検討(モデル実施)の結果を検証したうえで、事業実施の見合わせや中止も含めて今後の事業の方向性を精査すること。

#### オ【国・県・他都市基準との比較】

市独自に給付や補助水準の上乗せや対象者の拡大等を実施しているものは、その必要性や妥当性を検討し、引き下げ等の見直しを行うこと。

#### カ【不用（決算）額との比較、費用対効果】

執行率の低い(不用額が出ている)事業、費用対効果の低い事業は、原因を分析し、経費を精査すること。

#### キ【負担金・補助金・交付金の見直しに関する指針】

「負担金・補助金・交付金の見直しに関する指針(平成 21 年9月 11 日制定)」のとおり、任意的補助金の新設にあたっては、可能な限り3年程度の終期設定を行うこと。負担金は、算出根拠や積算内容を明らかにし、本市の利益と負担とのバランスや必要性等を検討し、廃止や休止等の見直しを行うこと。

#### ク【外郭団体等に対する財政支援の見直し】

外郭団体については、団体ごとに定めた経営改革方針などや、それを反映した第3期協約などを踏まえた取組を着実に進めること。また、団体に対する補助金や委託料、無利子貸付など様々な支援についてもあり方を見直し、見直しに取り組むこと。

### (3) 民営化・委託化（外部委託・PFI 導入等）

最適な主体(直営・民営)を選択するため、十分な検証をすること。また、市内経済の活性化や雇用機会の拡大等に向けて、業務の外部委託(包括的委託を含む)、PFIの導入の検討など、可能なものから順次実施すること。

### (4) 使用料等の見直し（適正な負担割合）

公平性の観点から、今後の人口構造の変化を考慮し、事業の本来目的やサービス受益者の状況を十分に踏まえたうえで、一部負担を求めること。また、市民利用施設については、運営コストの削減や利用者増の工夫を図るとともに、適正な負担割合に基づく料金設定を行うこと。





## 資料4

### 執行体制づくりを進めるにあたっての留意点

必要な人員配置を行うにあたっては、新たな機能や体制の強化（ビルド）とあわせて現行体制の見直し（スクラップ）を徹底し、増員減員トータルでの純減を念頭に執行体制づくりを進めます。

限りある経営資源を真に必要な事業に重点的に投入できるよう、各職場においては、すべての事務・事業について、「廃止が可能か」という視点から、改めて点検・検証してください。

その上で、本市が担うべき行政サービスや新たな事務・事業についても、優先順位を付け、担うべき役割と責任を明確にし、外部化・省力化や最適な分担を図る必要があります。

経営の観点から、執行体制の構築においてもコスト意識を持ち、最小限の体制でより質の高い行政サービスが提供できる組織づくりに向けたリーダーシップを発揮してください。

(3 26年度執行体制づくりの進め方 より抜粋)

- 全ての事務事業について、「必要性」「妥当性」「有効性」「効率性」「類似性」の5つの見直しの視点で再点検してください。
- 厳しい財政状況等を踏まえ、「緊急性」という観点から、真に必要な事業かどうかの検討をしてください。

#### 【職員配置について】

- すべての区局・統括本部が、大変厳しい人員体制となっているため、包括配分枠内で組織定数編成を完結させてください。
- 各業務において、本市の担うべき役割と責任を明確にした上で、民営化や指定管理者の導入等の最適な実施主体・手法を検討してください。
- 「必要性」や「緊急性」の観点から、各業務所管局において人員配置を検討する際には、適正な職員配置を念頭に業務量の正確な把握及び積算に努めてください。
- 国や県からの権限移譲については、その動向に注視しながら、時期・執行体制も含めて慎重に検討してください。
- 雇用と年金の接続に伴う再任用制度の運用等の改正により、定年退職者の知識・経験をこれまで以上に活かしていくことが必要です。引き続き職員の質の確保、年齢構成の平準化、高齢者の雇用確保という観点から再任用職員の活用を進めてください。

#### 【機構改革について】

- 25年度が最終年度である現行中期4か年計画の推進体制について、各組織の課題、局間・区局間の連携状況などを的確に検証してください。その上で、新たな中期計画のもと、施策を展開していくにあたり、機構改革が必要となる場合は、現行の体制を上限として検討してください。
- 機構改革を検討する際には、組織運営上の改善を図ったうえで、真に必要な組織の編成を行ってください。
- 責任の明確化、意思決定の迅速化、市民から見たわかりやすさの観点から、組織のスリム化を図ってください。

横浜市の財政状況（21年度～25年度）

(1) 一般会計決算

(単位:百万円)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度 (予算)	計
歳入決算額	1,518,559	1,384,832	1,399,251	1,416,723	1,536,902	7,256,268
市税	713,954	700,675	705,469	701,226	698,428	3,519,753
横浜みどり税	1,533	2,057	2,105	2,130	2,094	9,919
歳出決算額	1,504,090	1,368,973	1,379,699	1,398,763	1,536,902	7,188,426
みどり基金積立金	1,593	2,044	2,094	2,100	2,094	9,925
みどり保全創造 事業費会計繰出金 (公債費含む)	1,390	1,514	1,659	1,745	2,085	8,392
形式収支	14,469	15,859	19,552	17,960	-	
翌年度への繰越財源	13,309	11,115	13,835	16,706	-	
実質収支	1,160	4,744	5,718	1,254	-	

(2) 特別会計「みどり保全創造事業費」決算

(単位:百万円)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度 (予算)	計
歳入決算額	5,406	7,615	9,367	14,374	16,802	53,564
みどり基金繰入金	639	1,227	1,942	2,987	2,792	9,589
一般会計繰入金	1,390	1,514	1,659	1,745	2,085	8,392
国費	1,486	1,475	2,511	3,997	4,943	14,412
市債	1,884	3,387	3,247	5,639	6,978	21,135
歳出決算額	5,406	7,615	9,367	14,367	16,802	53,557
みどり税対象事業分	1,502	3,886	5,237	10,166	12,107	32,898
みどり税対象外事業分	3,903	3,643	3,893	3,876	4,000	19,314
公債費	0	81	232	322	691	1,326
形式収支	0	0	0	7	-	
翌年度への繰越財源	0	0	0	7	-	
実質収支	0	0	0	0	-	

＜参考＞緑地保全(指定・買取)に係る決算額比較(単年度あたりの平均額)

(単位:百万円)

	事業費 (単年度平均)	国費	市債	みどり税	一般財源
みどり税導入以前(H17～20)	4,032	1,203	2,383	-	446
みどり税導入以後(H21～24)	7,228	2,211	3,328	914	775

(3) 固定資産税・都市計画税に係る軽減措置

(単位:百万円)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度 (予算)	計
特定緑化部分	-	9.4	36.1	33.9	41.2	121
農業用施設用地	-	1.7	4.0	4.8	6.3	17

※単位未満四捨五入しているため、合計等で一致しない場合があります。

<平成25年度予算案より抜粋>

2 予算案における政策・財政運営・行政運営の姿

**(3) しごと改革の推進 ～不断の行財政改革の推進～**

**ア 徹底した事業見直し**

市民生活や、市内経済が非常に厳しい状況にあることを踏まえ、より一層の職員定数の削減に取り組むとともに、職員の自宅に係る住居手当を廃止するなど、市役所全体で、行政内部経費の徹底した見直しに取り組みました。

また、引き続き民営化・委託化の取組を推進したほか、外郭団体への財政支援等については、従来よりもさらに踏み込んだ見直しを行うなど、合計で709件、102億円の経費を削減しました。

■事業見直しによる効果額の推移

(市債＋一般財源)

見直し分類		25年度	24年度	23年度	22年度
市役所内部経費の見直し		38億円	11億円	32億円	27億円
民営化・委託化の取組		4億円	2億円	4億円	4億円
使用料等の見直し		1億円	18億円	2億円	0.1億円
その他事業の見直し		59億円	47億円	42億円	91億円
合計	見直し効果額	102億円	78億円	80億円	122億円
	見直し件数	709件	502件	655件	950件

■主な見直し内容

取組項目	見直し内容	効果額 (百万円)
<b>① 市役所内部経費の見直し (423件、38億円)</b>		
人件費の削減		589
職員定数の削減	全市で職員定数50人(約443百万円)の削減 (企業局を除くと20人(約177百万円)の削減) 《参考》24年度予算編成での取組 全市で35人の削減、企業局を除くと3人の削減	177
住居手当の廃止 (自宅部分)	自宅に係る住居手当(月額8,500円)を廃止 ※経過措置2年 25年度5,500円、26年度2,500円、27年度0円	412
赤レンガ倉庫 活用事業	2棟間広場の管理運営について、広場を貸し付け、借受者の自主事業として実施することで、経費を削減	13
防災行政用無線 運用事業	防災行政用無線統制室等の賃借料を見直し、経費を削減	17

2 予算案における政策・財政運営・行政運営の姿

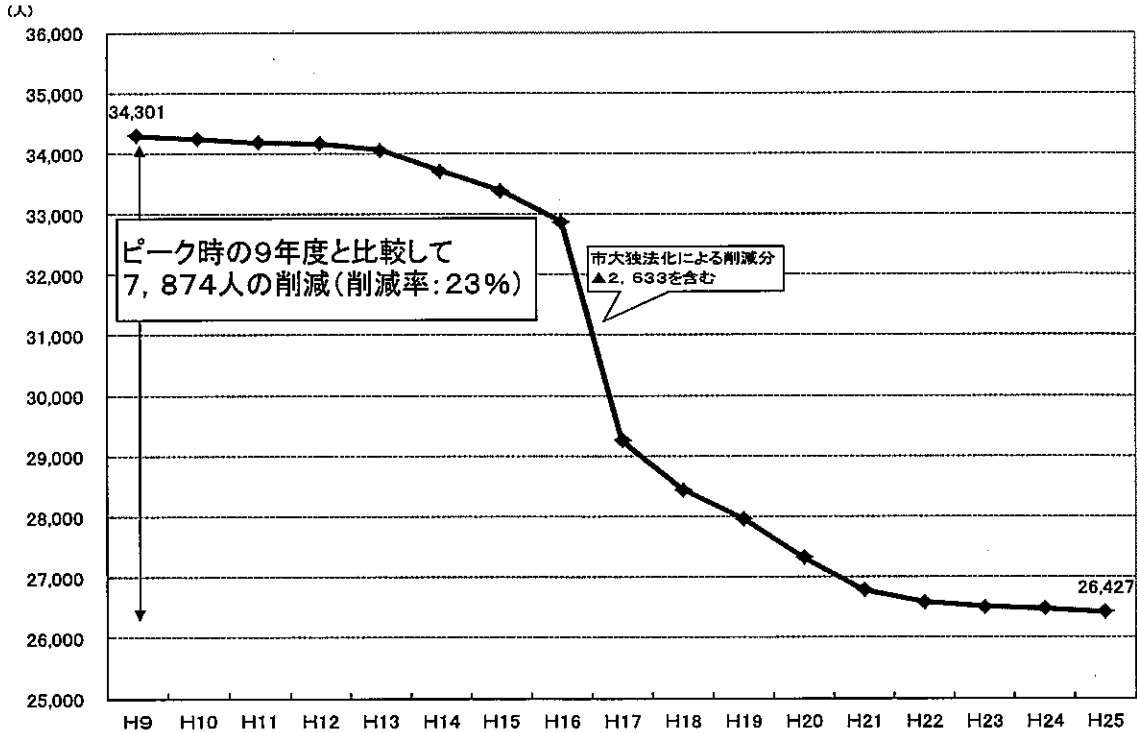
**【コラム11】 これまでの職員定数や給与の見直しによる人件費削減の取組**

本市はこれまで、民営化・委託化など事務事業の見直しにより、職員定数の削減に取り組み、ピーク時の23%にあたる7,874人を削減しました。

また、諸手当等、給与制度の見直しや事務の効率化による超過勤務の縮減に積極的に取り組み、人件費の削減に努めています。

その結果、歳出に占める人件費の割合も着実に減少しています。

◆職員定数の推移



◆職員定数と対前年度増減数の推移

年度	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
職員定数	34,301	34,243	34,181	34,166	34,064	33,713	33,385	32,867	29,261
対前年度		▲ 58	▲ 62	▲ 15	▲ 102	▲ 351	▲ 328	▲ 518	▲ 3,606

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
職員定数	28,447	27,962	27,325	26,787	26,584	26,512	26,477	26,427
対前年度	▲ 814	▲ 485	▲ 637	▲ 538	▲ 203	▲ 72	▲ 35	▲ 50

【参考】非常勤*	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
	5,250	5,437	5,292	5,408	5,801	6,064	6,200	6,213	

なお、これまでの職員定数削減の取組の結果、人口1,000人あたりの普通会計\*2における職員数は、5.51人となり、19指定都市の中で最少(23年度)となっています。

※1：非常勤とは再任用職員・再雇用嘱託員・一般嘱託員を示します。

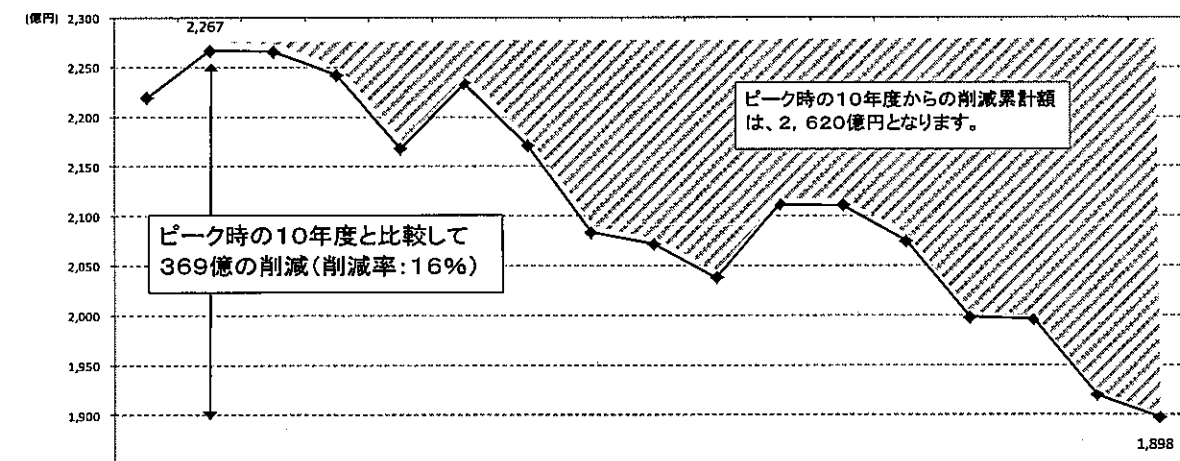
※2：普通会計とは、自治体ごとに一般会計、特別会計などの、各会計で経理する事業の範囲が異なるため、総務省が統一した基準で整理して比較できるようにした統計上の会計区分。

◆給与制度等の見直し実績（主なもの）

取組項目	見直し内容	取組年度
出張旅費の見直し	近隣地への出張に伴う日当廃止など	H15
退職手当の見直し	最高支給率を見直し 【62.7月 → 60.99月(H16) → 59.28月(H17)】	H16、H17
特殊勤務手当の見直し	H16 に一部廃止（55 手当→27 手当）、 H18 に原則廃止	H16、H18
各種手当の見直し	定時制教育手当・産業教育手当（給料月額10/100）の廃止 住居手当その他区分（自宅・借家以外 月額1,500円）の廃止	H19
超過勤務縮減の取組	事務事業の効率化等により、対20年度比50%を目標に、超過勤務の削減に向けた取組を実施	H21～H25
住居手当の廃止 （自宅部分）	自宅に係る手当（月額8,500円）の廃止 【H25：5,500円 → H26：2,500円 → H27：0円】	H25～H27

これまでの取組の結果、15年度からの見直しによる効果額を累計すると、約663億円の削減となり、諸手当を含む平均給与月額は、19指定都市中16位（23年度）と低くなっています。

◆人件費の推移（一般会計当初予算）※3



年 度	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	
予 算 額	2,219	2,267	2,266	2,242	2,168	2,234	2,171	2,084	2,072	2,038	2,112	2,111	2,075	1,998	1,996	1,920	1,898	
増 減 率	—	2.18	▲ 0.05	▲ 1.01	▲ 3.36	0.71	▲ 2.83	▲ 4.03	▲ 0.57	▲ 1.61	3.61	▲ 0.06	▲ 1.69	▲ 3.72	▲ 0.07	▲ 3.80	▲ 1.19	
																		職 員 等 含 む 予 算 額 2,085 2,069 増 減 率 ▲ 3.34 ▲ 0.75

なお、普通会計における歳出額に対する人件費の割合（人件費率）は、13.9%であり、19指定都市中16位（22年度決算）と小さくなっています。

※3：人件費の推移は、嘱託員等を除いています。  
24年度からは、嘱託員等についても人件費として計上しており、25年度の総額としては約2,069億円となっています。

2 予算案における政策・財政運営・行政運営の姿

② 民営化・委託化の取組 《 8 件、4 億円 》		
市立保育所の民間移管	新たに市立保育所 4 園（累計 36 園）で民間移管を実施	73
公立母子生活支援施設の民営化	老朽化が進み狭あいな土地に立地するいそごハイムの移転・建替に伴い運営を民営化	53
区検査業務の見直し	本市技師による検便等の検査業務を、民間検査機関に委ねることなどにより廃止（一部委託化）	67
家庭ごみの収集	新たに 6 区（累計 18 区）での缶・びん・ペットボトル収集業務の民間委託や資源集団回収の促進などを実施	144
給食調理業務民間委託	新たに小学校 8 校（累計 152 校）で民間委託を実施	25
③ その他事業の見直し（使用料等の見直し含む）《 278 件、60 億円 》		
「広報よこはま」発行事業	各局が発行していた「特別号」の一部を市版に集約することで、発行経費を削減	38
野外活動施設運営事業（道志青少年野外活動センター）	安全面や自然環境への影響等を踏まえ、施設を廃止	15
送迎保育ステーション事業	利用状況を踏まえ、5 施設のうち 2 施設で事業を廃止	10
障害者移動支援事業	福祉特別乗車券の対象者の拡大及び負担金の導入（市会継続審査中）、ガイドヘルプの対象範囲見直しなど、移動支援施策の再構築を図る	61
住宅用太陽光システム設置費補助事業	25 年度に限り、小規模住宅に特化して補助を継続することとし、補助件数を減	105
外郭団体に対する財政支援等の見直し【一部再掲】	外郭団体に対する補助金、委託料の見直し、貸付金の繰上償還、保有資産の活用による本市への寄附等 《参考》24 年度予算編成での取組 外郭団体に対する財政支援等の見直し 774 百万円	1,248

◆ 25 年度の主な P F I 事業の取組状況 ◆

- ◆ 南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業  
既設汚泥焼却炉の解体撤去及び下水汚泥燃料化施設の建設を実施
- ◆ 川井浄水場再整備事業  
膜ろ過棟、配水池等の建設を実施
- ◆ 戸塚駅西口第 1 地区第二種市街地再開発事業に伴う公益施設整備事業  
24 年度に公益施設が完成。公益施設の維持管理・運営を実施
- ◆ 瀬谷区総合庁舎及び二ツ橋公園整備事業  
24 年度に地下駐車場と公園が完成。総合庁舎の維持管理・運営を実施

【 P F I 事業（8 事業）に伴う 25 年度以降の支出予定額】

一般会計 267 億円、下水道事業会計 197 億円、水道事業会計 277 億円

※PFI(Private Finance Initiative)とは、公共施設等の建設・維持管理・運営等に、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用する事業手法

## イ 外郭団体改革の取組

「横浜市外郭団体等経営改革委員会」からの提言を受け、市として策定した経営改革方針に基づき、第3期協約（23～25年度）を策定した団体については目標達成に取り組むなど、外郭団体改革を継続して進めます。25年度は第3期協約の最終年度であるため、外部の視点を取り入れながら、各団体の協約事項の達成状況の評価を行うとともに、現在の協約によるマネジメントサイクルの仕組みについても様々な社会経済情勢の変化に対応したものとなるよう検討を進めていきます。なお、協約を策定していない団体については、それぞれの課題解決や経営改革に向けて引き続き取り組んでいきます。

25年度予算では、外郭団体に対する財政支援等の見直しをより一層進め、**外郭団体が保有する資産について、基金等の取崩しなどによる補助事業への充当や本市への寄附など**を行います。

また、外郭団体への**市退職者の再就職**について、引き続き在職期間や報酬上限の適正化をすすめます。

あわせて、人材育成の観点から、研修員として外郭団体固有職員の受入を引き続き実施します。

### ■主な外郭団体の財政支援等の見直し

団体名	説明	効果額 (百万円)
(公財)横浜市国際交流協会	基本財産の一部を取崩し、本市へ寄附	180
	基本財産の一部を取崩し、本市からの貸付金を全額繰上償還	20
(公財)横浜企業経営支援財団	自主財源を活用し、本市からの補助金を削減	215
	土地等の無償貸付を見直し、賃料を徴収	109
(福)横浜市社会福祉協議会	基金の一部を取崩し、本市からの貸付金を一部繰上償還	192
	基金の一部を取崩し、本市からの補助金を削減	20
(公財)横浜市緑の協会	自主財源を活用し、本市からの貸付金を全額繰上償還	79
	経営努力等により、本市からの補助金を削減	12
(公財)横浜市資源循環公社	積立資産の一部を取崩し、本市へ寄附	30
横浜市住宅供給公社	自主財源を活用し、本市からの貸付金を一部繰上償還	150

注：(公財)は公益財団法人、(福)は社会福祉法人



**【コラム 12】 土地開発公社の解散と第三セクター等改革推進債の発行**

横浜市土地開発公社（以下「公社」と言います。）は、これまで、本市の取得依頼に基づき、事業に必要な土地を本市に代わって先行して取得し、まちづくりに貢献してきました。

一方、まちづくりの進展に伴い、「公社に依頼し新たに土地を取得する必要性が薄れたこと」や「厳しい財政状況の中で、事業化の進捗が遅れ、土地の取得にかかる借入金の金利負担が増加していること」などから、これまでに取得した土地の買取りを急ぐ必要があります。

【公社が取得しこれまでに事業化を進めた用地】

用途	施設名	取得年度	施設開設等
学校	横浜サイエンスフロンティア高等学校	平成 8 年度	平成 21 年 4 月
病院	聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院	昭和 57 年度	昭和 62 年 5 月
	横浜労災病院	昭和 58 年度	平成 3 年 6 月
	済生会横浜市東部病院	平成 7 年度	平成 19 年 3 月
公園	よこはまズーラシア	平成 6 年度	平成 11 年 4 月
市民利用施設	横浜美術館	昭和 57 年度	平成 1 年 11 月
	横浜国際総合競技場（日産スタジアム）	平成 3～5 年度	平成 10 年 3 月
	横浜国際プール	平成 6 年度	平成 10 年 7 月
その他	横浜市営地下鉄新羽車両基地	昭和 56 年度	平成 8 年 2 月
	みなとみらい地区新高島地区	平成 5～10 年度	平成 16 年 11 月貸付他実施

このため、財政健全化の一環として、将来の財政負担を軽減する観点から、**第三セクター等改革推進債（※）**を活用し、25 年度に公社を解散することとしました。

**※ 第三セクター等改革推進債（三セク債）とは…**

地方公社や第三セクターなどの抜本的改革を集中的に行うため、平成 21 年度から 25 年度までの時限措置として発行が認められた特別な地方債で、第三セクター等の廃止、解散等に要する経費について措置されるものです。

**◆三セク債発行による財政の負担軽減の効果**

「中期 4 か年計画」では、公社の債務は全額、市が対応する借入金残高として位置づけられています。25 年度予算において、三セク債の発行により市債残高が一時的に増加し、実質公債費比率などに一定の影響が生じますが、公社を存続させ長期間にわたり本市が公社保有土地を買い取る場合と比較して、将来的な本市の財政負担を軽減することができます。

24 年度末の公社保有土地の簿価額は 1,578 億円（見込）です。25 年度予算においても、事業化予定用地の一般会計等での買取りを行ったうえで、外部からの借入金 1,383 億円について三セク債を発行し、公社は本市からの負担金により金融機関へ返済を行います。

また、本市からの借入金 100 億円についても、公社は本市に別途返済します。

**◆公社保有土地の処理方針**

公社の解散に伴い、本市が引き継ぐ土地のうち、事業用地として本市が活用するものは、事業局へ所管替えを行い、事業化を進めます。民間等への売却を予定している土地については、10 年以内の売却を目指します。土地の売却収入については、三セク債の償還財源として充当します。

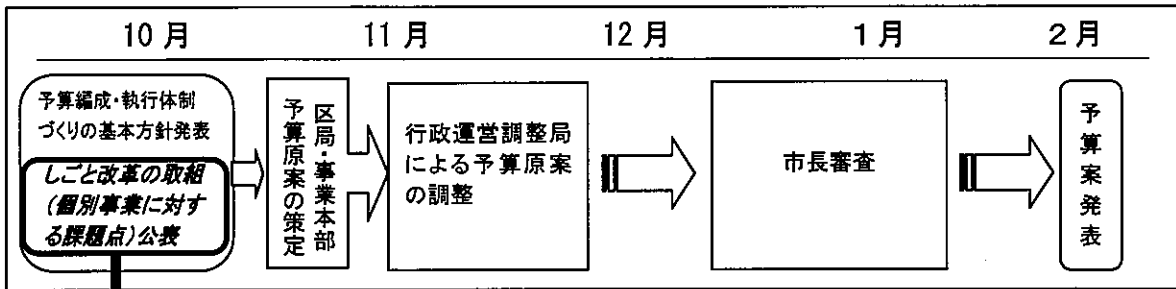
【公社保有土地（平成 24 年度末見込み）】

事業区分	取得年度	面積	簿価	主な事業予定地
道路	H 3～H10	2.7ha	85億円	横浜環状道路用地ほか
公園緑地	H 2～H 8	2.1ha	37億円	野七里公園ほか
都市計画	H 5～H10	26.2ha	1,363億円	舞岡町土地、
うちMM新高島地区	H 5～H10	10.1ha	1,154億円	みなとみらい新高島地区ほか
その他	H 1～H 9	1.3ha	92億円	南土木事務所予定地ほか
合計		32.2ha	1,578億円	

### (3) しごと改革の推進

#### ア 従来とは異なる事業見直し

従来とは異なり、予算編成を始めるにあたって、個別事業に対する課題点を各部署に指摘し、公表しました。その結果、思い切った内部経費の削減や事業の見直しなどにより、122億円の経費を縮減しました。



#### ■ しごと改革の取組による結果

取組項目	
個別事業に対する課題指摘事業	728件
① 3年以上見直しが行われていない事業	
② 会費的負担金	
③ 各種補助金 ほか	



取組結果	
見直し効果額	29億円
見直し件数	211件

#### ■ 事業見直しによる効果額の推移

(市債＋一般財源ベース)

		22年度	21年度	20年度	19年度
市役所内部経費の見直し		27億円	28億円	49億円	51億円
民営化・委託化の取組		4億円	12億円	2億円	3億円
その他事業の見直し		91億円	56億円	35億円	30億円
受益者負担の適正化		0.1億円	2億円	11億円	6億円
合計	見直し効果額	122億円	98億円	97億円	90億円
	見直し件数	950件	940件	504件	277件

※ 20年度からは区における事業見直し効果額・件数を含めています。

## 現行みどり税の税収規模の当初計画と実績の比較

## ○当初計画

(単位：百万円)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	小計	26年度～	合計
個人	1,466	1,629	1,629	1,629	1,629	7,982	165	8,147
法人	149	524	570	931	981	3,155	897	4,053
計	1,615	2,153	2,199	2,560	2,610	11,137	1,062	12,200

※初年度・第2年度のみ欠損法人を課税免除した額で積算。

※市民税の制度上、課税年度と歳入年度（納付年度）にずれがあるため26年度以降も税収が生じる。

## ○現行みどり税実績見込み（25年度当初予算ベース）

(単位：百万円)

	21年度 (決算)	22年度 (決算)	23年度 (決算)	24年度 (決算)	25年度 (当初予算)	小計	26年度～ (見込)	合計
個人	1,416	1,610	1,615	1,617	1,605	7,863	197	8,060
法人	117	447	490	513	489	2,056	408	2,464
計	1,533	2,057	2,105	2,130	2,094	9,919	605	10,524

※21年度から25年度まで全年度で欠損法人を課税免除した額で積算。

※市民税の制度上、課税年度と歳入年度（納付年度）にずれがあるため26年度以降も税収が生じる。

## みどりアップ計画の認知度の推移

21年度調査 環境に関するアンケート調査	
みどりアップ計画の認知度	9.4%
横浜みどり税の認知度	30.0%
調査期間	平成 22 年 3 月 12 日～3 月 17 日
調査方法	市民登録モニターによるインターネット調査
対象者及び回答者	市民登録モニターから 1,000 人が回答
22 年度調査 環境に関するアンケート調査	
みどりアップ計画の認知度	8.3%
横浜みどり税の認知度	29.1%
調査期間	平成 22 年 11 月 26 日～12 月 2 日
調査方法	市民登録モニターによるインターネット調査
対象者及び回答者	市民登録モニターから 1,022 人が回答
24年度調査 横浜の緑に関する市民意識調査	
みどりアップ計画の認知度	17.6%
横浜みどり税の認知度	45.4% (計画・税両方を知っている 15.9% + 税のみを知っている 29.5%)
調査期間	平成 24 年 7 月 6 日～20 日
調査方法	住民基本台帳及び外国人登録原票から無作為抽出した 20 歳以上の市民を対象に郵送による調査
対象者及び回答者	対象者 3,000 人 回答者 1,173 人 (回収率 39.1%)

## みどり税・これからの緑の取組（案）の広報計画

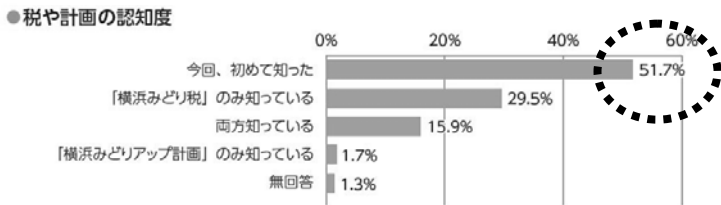
### これからの緑の取組(案)における効果的な広報の展開について

#### 1 戦略的な広報の推進

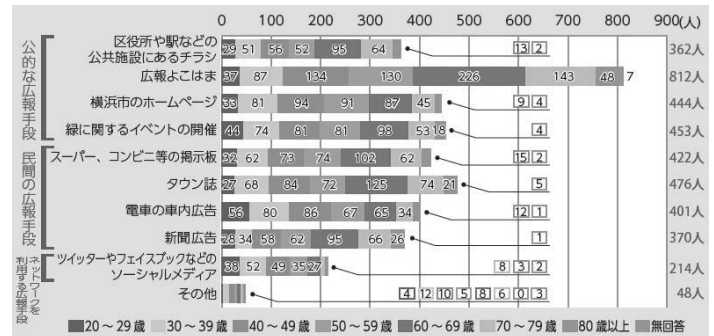
横浜みどり税を財源の一部に活用して進めていく「これからの緑の取組」(案)では、広報を重要な取組として位置づけました。広報に積極的に取り組んでいくため、平成 24 年 7 月に横浜の緑に関する市民意識調査で、税や計画の認知度や市民の皆様がどのような広報手段を求めているか、年齢層ごとに調査しました。この結果も踏まえ、多様な広報媒体を活用した戦略的な広報を進めます。

さらに、市民・事業者とともに取り組んでいく計画であることから、緑に関わる活動に参加するきっかけとなる機会を提供するイベント等の広報も展開していきます。

【市民意識調査(平成 24 年 7 月)結果】



●どのような手段で広報するべきか



#### 2 認知度に応じた広報

- ・「税・計画を知らない方々」には、年齢層に合わせて幅広い市民に届く手法で周知
- ・「税・計画を知っている方々」には、より具体的な実績や内容を知っていただけるよう、詳細な報告書や事業実施箇所について、年齢層や地域等の特性に合わせた手法で広報
- ・「活動に参加してみたい、参加している方々」には、活動に参加するきっかけとなるイベントや研修会等について、種類・地域等に合わせた広報【主に各事業の取組の中で実施】

特に

税や計画について「今回、初めて知った」市民の方が 51.7% と多かったことを踏まえ、今後は市民の認知度を大幅に向上できるよう、これまでの取組に加えて新たな取組も検討し、積極的に進めていきます。

#### 【継続および拡充する取組】

- ・個人市民税の納税通知書への広報チラシ同封
- ・広報よこはまなどの広報誌<拡充>
- ・ウェブサイトや、twitter などのソーシャルメディア
- ・緑に関するイベントにおける PR
- ・電車・バスなどの交通広告<拡充>
- ・事業実施箇所での表示<拡充>








#### 【新たな取組】

- ・事業実施箇所の迅速な周知
- ・多くの市民の目に触れる場所での PR
- ・市民参画の活動を広く周知
- ・新たな広報媒体の研究

等

# みどり税・これからの緑の取組(案)の広報計画

各年度ごとの広報展開(数値は平成25年度実績)

実施主体	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1～3月(見込み)
環境創造局・ 財政局	事業報告 ・市連合町内会・区連合町内会説明 ・成果概要リーフレット自治会・町内会回覧(約11万部)		・市連合町内会・区連合町内会説明	・市連合町内会・区連合町内会説明
環境創造局	広報誌等 ・広報よこはま市版(記事掲載:約156万部) ・成果概要リーフレット配架(区役所及び518か所のPRボックス等) ・はまふうどナビ29号 	・広報よこはま市版(4か年実績の報告:約156万部) ・区別実績パネル配布(18区) ・H24事業報告書配布(区役所等に約250部を配架) ・みどりアップ宣言チラシ配架 ・はまふうどナビ30号 	・みどりアップ月間チラシ配布(2,000枚) ・みどりアップ月間ポスター掲出(約700枚) ・はまふうどナビ31号	・はまふうどナビ32号
環境創造局	各イベントでリーフレット配布やパネル展示等を通じて参加者に「横浜みどりアップ計画」についてのPRを実施			
環境創造局	イベント ・健康の森事業(ウォーキングイベント:1回、28人) ・森の恵み塾事業(間伐材のクラフト教室、自然体験・写真講座等:10回、385人) ・人生記念樹配布(18区、5737人) ・京浜の森づくり事業(ドングリ学校(103名、約300苗植樹)) ・森の収穫物体験事業(環境サウンドアート:2回、39人)	・森の中のプレイパーク事業(9月までに計9か所で155人が参加) ・健康の森事業(ウォーキングイベント:2回、計56人) ・森の恵み塾事業(間伐材のクラフト教室、自然体験、写真講座等:9月までに30回、1,810人) ・森の収穫物体験事業(縄文顔を粘土でつくる等:4回、計254人) ・里山ライフ体験事業(池の掻い掘り:1回、25人) ・間伐材クラフト事業(間伐材のクラフト教室:5回、274人)	・農と緑のふれあい祭り(約15,000人) ・よこはま食と農の祭典2013(約5,000人) ・よこはま森の幸枝成果発表会(約2,100人) ・クロスバティオ展示 ・人生記念樹配布(18区、4,184人) ・京浜の森づくり事業エコツアー-2013 ・健康の森事業(ウォーキングイベント:11月までに7回、計134人) ・森の恵み塾事業(間伐材のクラフト教室、自然体験、写真講座等:11月までに22回、参加人数未確定) ・円海山ワイルドライフツアー ・森の中のプレイパーク事業(11月までに1回、23人) ・森の収穫物体験事業(12月までに10回、人数未確定) ・里山ライフ体験事業(鳥の巣づくり:3回、352人)	・健康の森事業(ウォーキングイベント) ・森の恵み塾事業(間伐材のクラフト教室、自然体験、写真講座等) ・森の収穫物体験事業(4回) ・里山ライフ体験事業(1回) ・間伐材クラフト作成事業(1回) ・(仮称)農と農のデザインフォーラム
環境創造局	・花と緑の春のフェア(イベント来場者数約34万人) ・環境行動フェスタ(約2,000人) ・花の品評会	・子どもアドベンチャー2013(2日間で891人) ・環境科学研究所施設公開(573人) ・カーフリーデー	・落ち葉感謝祭 ・みなとみらい農家朝市収穫祭 ・チューリップの球根植え付けイベント	
環境創造局	・交通広告(市営交通、京急線、相鉄線、みなとみらい線、シーサイドライン)			
環境創造局	「みどりアップ計画」及びみどり税の効果をお伝えするため、事業実施箇所での看板設置等を進めています。 	平成25年度は、新たな取組として若年層や納税者層への広報効果が見込める交通広告を用いたPRを実施しました。実施にあたっては私鉄各社のご協力を頂きました。 	各事業実施箇所での表示を強化	
環境創造局	・メールマガジンの発行(年32回、登録数:合計4980件[12月2日時点]) ・森のニュースレター発行(年4回)			
環境創造局	・HP等を通じた事業実績の報告、イベントやボランティアの周知等			
環境創造局	・「みどりアップ」しています! 宣言の登録呼びかけ、登録メッセージのHP公開 (H25年10月末時点で登録数:15,090件)			
環境創造局	・ツイッターを活用したイベント周知			
環境創造局	・ポスター・横断幕の掲出			
環境創造局	・事業パンフレット・チラシ等みどりアップ計画や横浜みどり税を記載することで周知			
財政局	・固定資産税の納税通知書封筒へのお知らせ掲載 ・地域団体へのチラシ回覧(みどりアップ計画) ・市民税・県民税(特別徴収)の税額通知書へ案内掲載(約110万通) ・市税パンフレット「税の知識」へ説明記事を掲載 ・市民税・県民税(普通徴収・年金特徴)納税通知書へ広報チラシの同封(約76万通)		・広報よこはまへ記事掲載(27年度の個人住民税について等:約156万部) ・事業者向けに行う年末調整説明会での説明(約8,500人)	
区役所・他局	広報誌等 ・YES! Life(記事掲載)	・広報よこはま区版(中区、戸塚区、瀬谷区) ・YES! Life(記事掲載)	・広報よこはま区版(鶴見区)	・広報よこはま区版(神奈川区)
区役所・他局	イベント ・区役所イベントでPR(瀬谷区、南区)	・よこはま竹の音楽祭2013(8月中に5回) ・町内会イベントでPR(南区)	・区民祭り(神奈川区、戸塚区、中区、緑区、港南区) ・秋のオープンガーデン「あさひくんの庭」(旭図書館) ・子ども向けミニ工作会(旭図書館)	・IPCセミナー
企業・市民団体等	・季刊誌みどり春号(記事掲載、13,600部、横浜市緑の協会) ・育樹のつどい(地域緑末広地区協議会、末広水際線プロムナード港湾緑地での維持管理活動) ・そごう等と連携したマルシェの開催 ・横浜農協野菜部主催ハウス果菜いちご持寄り品評会 ・横浜農協主催野菜部持寄り品評会 ・大学・農協、飲食店との連携によりシブコ案 ・田奈恵みの里直売所一周年記念イベント ・田奈恵みの里PRとレンジまつり ・農業教室(新治、田奈で複数回実施)	・季刊誌みどり夏号(記事掲載、13,600部、横浜市緑の協会) ・かんきょう横浜 7月号(記事掲載、環境保全協議会) ・トンボ捕り大作戦(トンボはドコまで飛ぶかフォーラム主催) ・鴨居駅マルシェ(9月開始で原則月1回開催) ・横浜農協・田奈農協共催横浜夏季果樹持寄り品評会 ・横浜市園芸協会浜なし持寄り品評会 ・横浜産野菜を使用したランチパックの発売 ・農業教室、農産加工教室(新治、田奈で複数回実施)	・季刊誌みどり 秋号(記事掲載、13,600部、横浜市緑の協会) ・農委だより 10月号(記事掲載、農業委員会) ・かんきょう横浜 11月号(記事掲載、環境保全協議会) ・横浜農協植木部秋季植木持寄り品評会 ・横浜農協秋季果樹持寄り品評会 ・田奈農業まつり農産物展覧会 ・横浜市園芸協会横浜花き展覧会 ・横浜農協きた地区JAまつり農産物品評会 ・よこはま畜産まつり ・みなとみらい農家朝市収穫祭(朝市は毎月開催) ・横浜線エキナカ店舗での地産地食キャンペーン ・田奈恵みの里PRと農業まつり ・農業教室、農産加工教室(新治、田奈で複数回実施) ・船上見学会(地域緑末広地区協議会) ・バス見学会(地域緑生麦新子安地区協議会)	・季刊誌みどり 新年号(記事掲載、13,600部、横浜市緑の協会) ・東京ガス食育セミナー ・神奈川県植木品評会(神奈川県植木生産組合連合会) ・農業教室、農産加工教室(新治、田奈で複数回実施予定)
市民推進会議	・みどり税を活用した農地の調査(33人)		・みどりのオープンフォーラム(34人) ・みどり税を活用している樹林地の調査(27人)	・市民団体や企業と連携し、イベント開催や商品企画を通じたPRを実施。 また、各協力団体の広報誌を活用しイベント開催や事業報告等の記事を掲載しました。 (写真:企業と連携し商品開発したランチパック) 

\* 財政局の取組は平成26年度以降の計画を示しています。

幅広い年齢層に確実にアプローチするため、事業実績を紹介する成果概要リーフレットの自治会・町内会回覧、各区役所等市内500箇所以上のPRボックスへの配架を実施しました。また、市民意識調査で要望が多かった広報よこはまを通じて事業の紹介、実績の報告を行いました。

間伐材を活用したクラフト教室やウォーキングイベントなど、森への関心を高める「森の恵み塾」を11月までに計60回以上開催。

次期計画では、「税」計画を知らない方々を対象に幅広く市民への周知に有効な「広報よこはま」の利用回数を増やすなど広報誌を活用したPRを拡充するとともに、緑に関わる活動に参加するきっかけとなる様々なイベントについても広報を展開します。また、公共施設など「多くの市民の目に触れる場所でのPR」、そして「新たな広報媒体の研究」に取組みます。

より市民に身近な場所で「みどりアップ計画」の事業、みどり税の効果を実感して頂くため、事業箇所(市民の森や助成対象の農地、芝生化した園庭・校庭等)での視認性が高まるよう、看板設置等を拡充して進めます。また、若い年齢層への周知に効果的な電車・バスなどの交通広告を活用したPRを強化します。

引き続き市民・事業者のご協力を得ながらより効果的な計画の周知・事業報告を行います。また、より多くの市民に「みどりアップ」の活動に参加して頂くため「市民参画の活動の周知」を実施します。

## みどり税の必要性を市民に知らせるために作成した資料及び費用負担額

### 1 みどり税の広報の主な取組

- (1) 個人市民税の納税者への周知  
税額通知書（給与分）への案内掲載（H21.5～）、納税通知書の同封チラシへの説明  
文掲載（H21.6～）
- (2) 法人市民税の納税者への周知  
申告書へのチラシ同封（H21.2～）
- (3) 税務協力団体等への周知  
会報誌への記事掲載（H21.1～）、チラシ配付（H21.1～）
- (4) 市民向けパンフレット  
「税の知識」にみどり税のページを掲載（H21.5～）
- (5) 広報よこはま  
予算特別号（H21.4）、税務特別号（H21.5）、広報（H21.2～毎年2月）
- (6) インターネット  
みどり税に関するホームページ（H21.1開設）

### 2 みどり税の周知のための資料に係る費用

資料	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
個人市民税税額通知書（給与分）への案内掲載（108万件）	※ 新たに生じた費用はない。 （税額通知書作成費は 16,039,740～18,474,580 円）				
個人市民税納税通知書の同封チラシへの説明文掲載（76万件）	※ 新たに生じた費用はない。 （チラシ作成費は 2,531,620～3,268,260 円）				
法人市民税の申告書へのチラシ同封（約20万件）	192,359 円	188,290 円	173,337 円	127,748 円	84,020 円
広報よこはま（税務特別号）発行 〔別刷タブロイド版全戸配布〕	5,341,140 円				
税務協力団体（法人会、青色申告会、間税会）会報へ記事掲載	※ 新たに生じた費用はない。				
パンフレット「税の知識」 （12,500部）	※ 新たに生じた費用はない。 （製本費用は 360,800～576,000 円）				

### 3 みどりアップ計画の広報の取組

- (1) 広報誌等
- ・広報よこはま  
 予算特別号(H21.4)、税務特別号(H21.5)、特別号(H22.9)、広報(H23.6)、広報(H23.10)、  
 広報(H24.6)、広報(H25.6)、特集ページ(H25.9)
  - ・実績報告  
 H21実績:H22.7、H22実績:H23.6 H23実績:H24.6、H24実績・H25.6
- (2) イベントでのPR  
 花と緑の春フェア、環境行動フェスタ 等
- (3) その他
- ・インターネット  
 ホームページ(H21.5開設)、メールマガジン発行(H21.7～)
  - ・区庁舎に区ごとの実績パネルとのぼり旗を掲出しPR(H23.8～)
  - ・広報用ビデオの製作と放映(H23.11)
  - ・FMヨコハマ放送(H23.6、H23.9、H24.10)
  - ・公用車等にPR用ロゴシールを貼付(H24.11～)
  - ・市営交通を中心とした市内交通広告を活用した集中的な広報(H25.9～10)

### 4 みどりアップ計画に関する発行物及びその費用

※年度は支出年度（単位：円）

発行物	発行部数	費用(作成委託費及び印刷製本日)				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
横浜みどりアップ計画概要リーフレット	67,000	1,086,750	561,750	99,225	142,800	99,750
実績報告書(注1)	平成21年度報告書	120	976,500			
	平成22年度報告書	120		951,762		
	平成23年度報告書	160			1,183,056	
	平成24年度報告書	400				1,861,200
実績報告概要リーフレット	平成21年度リーフレット	35,000	404,250			
	平成22年度リーフレット	35,000	84,000	367,500		
	平成23年度リーフレット(注2)	149,000			1,560,510	
	平成24年度リーフレット(注2)	140,000				2,005,500
広報よこはま特集ページ(注3)	1,560,000					2,123,000
計		1,086,750	2,026,500	1,418,487	2,886,366	6,089,450
総計						13,507,553

(注1)実績報告書はホームページからのダウンロード利用中心であるため、発行部数は多くありません。

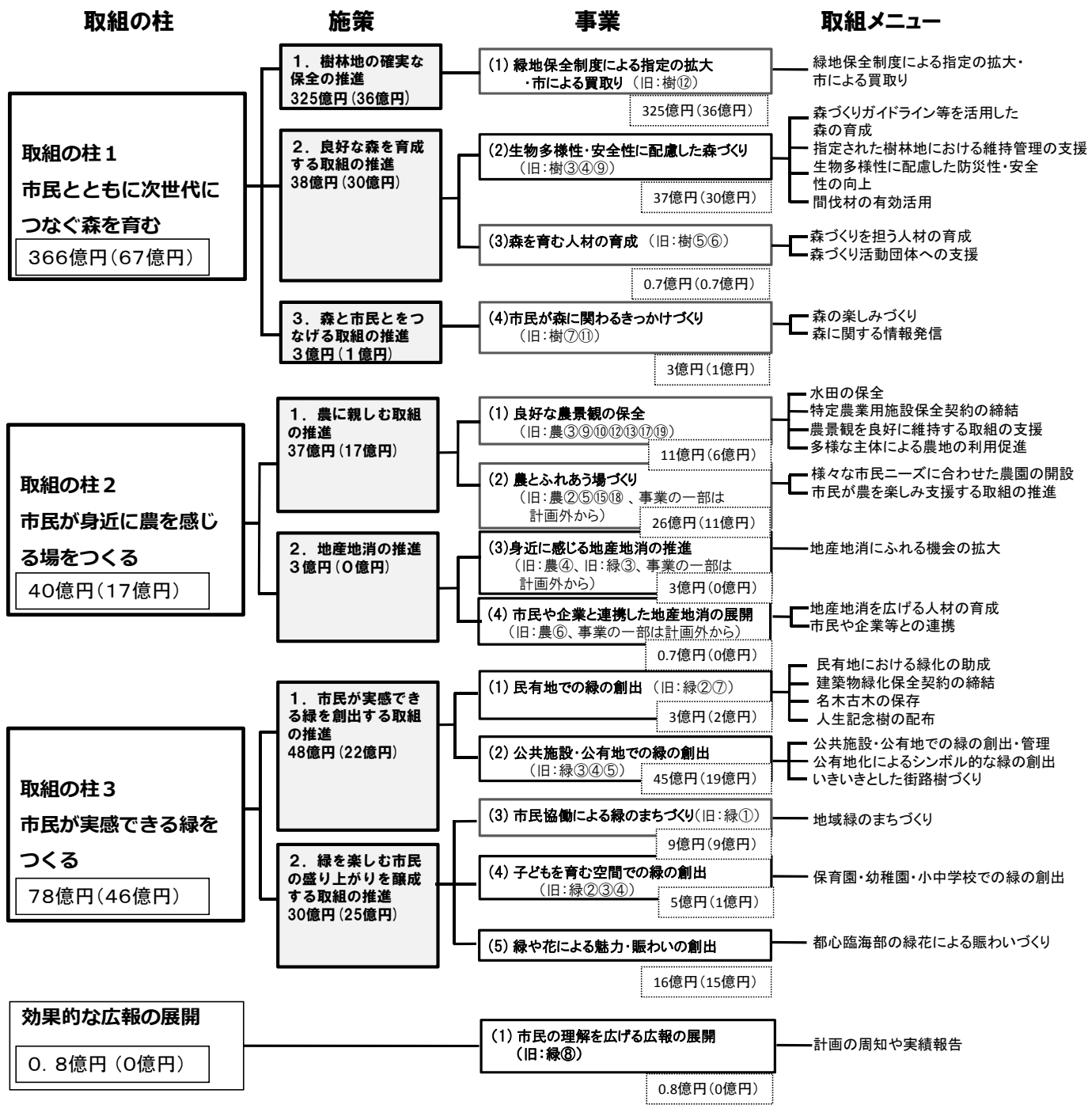
(注2)概要リーフレットは、23年度概要を平成24年6～7月に、24年度概要を平成25年6～7月に町内会回覧しました。

(注3)広報よこはまへの記事掲載は、毎年度実施していますが、市民局予算であったため、環境創造局予算で記事掲載した平成25年9月の特集ページのみ記載しています。



これからの緑の取組[平成26-30年度]（案）体系：14事業

485億円(130億円)



現行計画体系：42事業

522億円(96億円)



## みどリアップ計画の計画事業費総額（582億円）と執行見込額（522億円）との差の理由

（単位：百万円）

	5か年計画額		5か年実績額 (21～24年度決算、 25年度予算)		差引		差額の主な理由
	事業費 A	うち みどり税 B	事業費 C	うち みどり税 D	事業費 E=A-C	うち みどり税 F=B-D	
樹林地を守る	47,388	7,273	43,513	6,567	3,875	706	特別緑地保全地区指定等拡充事業における、事業量の減に伴う事業費の減
農地を守る	5,366	1,148	4,977	1,126	389	22	農園付公園整備事業における、事業量の減に伴う事業費の減
緑をつくる	5,457	2,101	3,722	1,895	1,735	206	公共施設緑化管理事業における、事業量の減に伴う事業費の減
合計	58,211	10,522	52,212	9,588	5,999	934	

## これからの緑の取組（案）における事業費の内訳

【注1】事業費は見込み値であり、毎年度の予算は議会の議決をもって決定します。

【注2】端数調整により、合計値が整合しない場合があります。

【注3】みどり税の用途の分類

- ①：樹林地・農地等の確実な担保
- ②：身近な緑化の推進
- ③：維持管理の充実によるみどりの質の向上
- ④：ボランティアなど市民参画の促進につながる事業

【注4】みどり税の用途の分類の「( )」は、主な取組以外にも関連する取組の種別がある場合に記載しています。

### 取組の柱 1 市民とともに次世代につなぐ森を育む

事業費 366 億円

#### 施策 1 樹林地の確実な保全の推進

(単位：百万円)

事業 取組	取組内容	5 年目標	みどり税の 用途の分類 【注3】	5 年 事業費	うち 一般財源		うち 国費・ 市債	
					みどり税	みどり税以外		
名称	名称	取組内容の補足説明	目標値					
①緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り								
(1) 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り								
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地保全制度に基づく地区指定による樹林地の保全</li> <li>・土地所有者の不測の事態等による土地の買取り</li> <li>・保全した樹林地の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地保全制度による新規指定：500ha (市による買取りの想定面積：108ha)</li> </ul>	①	32,494	3,556	971	27,967

#### 施策 2 良好な森を育成する取組の推進

(単位：百万円)

事業 取組	取組内容	5 年目標	みどり税の 用途の分類 【注3】	5 年 事業費	うち 一般財源		うち 国費・ 市債	
					みどり税	みどり税以外		
名称	名称	取組内容の補足説明	目標値					
②生物多様性・安全性に配慮した森づくり								
(1) 森づくりガイドライン等を活用した森の育成								
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・森づくりガイドライン（維持管理の技術指針）等を活用した維持管理の推進</li> <li>・森ごとの具体的な管理の計画を定めた保全管理計画に基づく森づくりの推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドライン等を活用した維持管理：推進</li> <li>・保全管理計画の策定：樹林地 15 か所 公園 10 か所</li> </ul>	①（指定している民有地） ③（公有地化されている市有緑地や都市公園内の樹林地）	2,100	1,323	777	-
(2) 指定された樹林地における維持管理の支援								
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定した樹林地の外周部などで土地所有者が行う危険・支障樹木の管理作業の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理の支援：650 件を想定</li> </ul>	①	600	600	-	-

(単位：百万円)

事業 取組	取組内容	5か年目標	みどり税の 使途の分類 【注3】	5か年 事業費	うち一般財源		うち 国債・ 市債	
					みどり税	みどり税		
名称	名称	取組内容の補足説明	目標値					
		(3) 生物多様性に配慮した防災性・安全性の向上						
		・防災や安全面の対策が必要な緑地の法面を対象に、生物多様性にも配慮した法面整備の推進（植栽可能な法面等）	・法面の整備：10か所	③	1,000	1,000	-	-
		(4) 間伐材の有効活用						
		・間伐材の有効活用の推進、活用方法の検討	・チップターの貸し出し：推進	③	45	40	5	-
③森を育む人材の育成								
		(1) 森づくりを担う人材の育成						
		・活動団体のスキルアップにつながる研修（安全確保、リーダー養成等）の実施 ・ボランティア（登録者）を対象とした活動スキルなどを学ぶ研修の開催や、森づくりに関する情報発信	・森づくり活動団体の育成：推進 ・森づくりボランティアへの情報発信、広報・PRの充実	④③ 【注4】	41	41	-	-
		(2) 森づくり活動団体への支援						
		・活動に対する助成、道具の貸出し、専門家の派遣	・森づくり活動団体への支援：延べ50団体 ・公園内のまとまった樹林で活動する公園愛護会への支援：延べ50団体	④③ 【注4】	28	28	-	-

施策3 森と市民とをつなげる取組の推進

(単位：百万円)

事業 取組	取組内容	5か年目標	みどり税の 使途の分類 【注3】	5か年 事業費	うち一般財源		うち 国債・ 市債	
					みどり税	みどり税		
名称	名称	取組内容の補足説明	目標値					
④市民が森に関わるきっかけづくり								
		(1) 森の楽しみづくり						
		・森に関わるきっかけとなる親子で参加できるイベントや広報の実施（区民まつり、市民の森等で開催） ・自然解説、プログラムリーダーの育成	・イベント実施及び広報活動：180回	④	100	100	-	-
		(2) 森に関する情報発信						
		・市民の森・ふれあいの樹林のガイドマップ作成	・ガイドマップ作成：新規に指定された市民の森等を対象に作成	④		30	-	-
		・ウェルカムセンター（自然観察センター、いいはる里山交流センター、虹の家、四季の家、環境活動支援センター）における展示解説や環境学習の機会の提供等を、企業のCSR活動などと連携しながら実施	・ウェルカムセンターの運営：推進	-	230	-	200	-

取組の柱1合計	36,639	6,719	1,953	27,967
---------	--------	-------	-------	--------

取組の柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる

事業費 40 億円

施策1 農に親しむ取組の推進

(単位：百万円)

事業	取組	取組内容	5 年目標	みどり税の 使途の分類 【注3】	5 年 事業費	うち 一般財源		うち 国費・ 市債
						みどり税	みどり税以外	
名称	名称	取組内容の補足説明	目標値					
①良好な農景観の保全								
(1) 水田の保全								
		・ 水稲作付を 10 年間継続することを条件に奨励金を交付	・ 水田保全面積：125ha (H30 年度末)	①	343	183	-	-
		・ 良好な水田景観保全のための水源の確保	・ 水源の確保：10 か所	-		-	160	-
(2) 特定農業用施設保全契約の締結								
		・ 農地と農業用施設を 10 年間適正に管理することを条件に、農家の住宅敷地等にある農業用施設用地の固定資産税・都市計画税を 10 年間軽減	・ 制度運用	-	5	-	5	-
(3) 農景観を良好に維持する取組の支援								
		<b>〈支援する取組〉</b> ・ まとまりのある農地を良好に保全する団体の取組（公益施設の清掃や、農地縁辺部への草花の植栽、生物多様性に配慮した水路機能の維持など）	・ 良好に維持されている農地の面積：680ha (H30 年度末) ・ 水路機能の維持：5 地区	-	562	-	362	-
		・ 農地周辺の環境を良好に保全する取組（農地周辺の不法投棄対策）		③		60	-	-
		・ 農地から発生する土埃を予防・解消する取組（牧草の栽培奨励） ・ 地域の団体に共同利用する管理用設備の整備（剪定枝等のたい肥化設備）	・ 共同利用設備の整備：25 件	③		140	-	-
(4) 多様な主体による農地の利用促進								
		・ 農地の長期間（6 年以上）の貸し借りの促進 ・ 遊休農地を市が一時的に借り受けて還元し、利用希望者への貸付を促進	・ 農地の長期貸借により保全されている農地：80ha (H30 年度末)	①	177	177	-	-
②農とふれあう場づくり								
(1) 様々な市民ニーズに合わせた農園の開設								
		・ 収穫体験農園の開設支援	・ 様々なニーズに合わせた農園の開設：25.8ha	④	2,514	168	-	-
		・ 市民農園の開設支援（栽培収穫体験ファーム、環境学習農園、特区農園）		-		-	47	-
		・ 農園付公園の整備		①		933	-	1,367

(単位：百万円)

事業 取組	取組内容	5か年目標	みどり税の 使途の分類 【注3】	5か年 事業費	うち一般財源		うち 国費・ 市債	
					みどり税	みどり税以外		
名称	名称	取組内容の補足説明	目標値					
		(2) 市民が農を楽しむ支援する取組の推進						
		<ul style="list-style-type: none"> <li>横浜ふるさと村、恵みの里で農体験教室などの実施</li> <li>市民に横浜の農を知ってもらうめぐりツアー（市内の生産現場や直売所を巡る）の開催</li> <li>農家と地域住民の協働により、地域の農環境の保全を図る取組の支援（援農活動や地域交流活動等）</li> <li>講座（市民農業大学講座や体験学習講座）の実施による農体験の場の提供と援農の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>横浜ふるさと村、恵みの里で農体験教室などの実施：500回</li> <li>農ある横浜・めぐりツアーの開催：20回</li> <li>農のある地域づくり協定の新規締結：4件</li> <li>体験学習講座の開催：25回</li> </ul>	-	62	-	62	-

施策2 地産地消の推進

(単位：百万円)

事業 取組	取組内容	5か年目標	みどり税の 使途の分類 【注3】	5か年 事業費	うち一般財源		うち 国費・ 市債	
					みどり税	みどり税以外		
名称	名称	取組内容の補足説明	目標値					
		③身近に感じる地産地消の推進						
		(1) 地産地消にふれる機会の拡大						
		<ul style="list-style-type: none"> <li>直売所等の整備・運営支援</li> <li>市民が市内産植木や草花に親しめる機会の創出（市民への配布や公共施設への植栽への活用等）</li> <li>市民が地産地消の情報を得られる機会の拡大（情報誌やパンフレットの制作・発行等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>直売所等の支援：52件、青空市運営支援：25件</li> <li>緑化用植物の生産・配布：125,000本</li> <li>情報発信・PR活動：推進</li> </ul>	-	257	-	257	-
		④市民や企業と連携した地産地消の展開						
		(1) 地産地消を広げる人材の育成						
		<ul style="list-style-type: none"> <li>はまふうどコンシェルジュ（横浜の食・食卓と農地・農業・農産物をつなぐ取組を自主的に行っている市民）の育成</li> <li>直売ネットワーク（JAとの連携による市内直売所のネットワーク化）、地産地消サポート店（市に登録された市内産の農畜産物メニューを提供する飲食店等）の活動支援</li> <li>地産地消活動の発表と情報交換の場の設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>はまふうどコンシェルジュの活動支援：100件</li> <li>フォーラムの開催：5回</li> </ul>	-	22	-	22	-
		(2) 市民や企業等との連携						
		<ul style="list-style-type: none"> <li>地産地消を広げる「農と企業等との連携」のマッチング</li> <li>市内中小企業等を対象に地産地消に関するビジネス創出の支援</li> <li>小学生による料理コンクールの開催、「食」と「農」に関わるパンフレットの全校配布等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業等との連携：50件</li> <li>ビジネス創出支援：25件</li> <li>学校給食での市内産農産物の利用促進：推進</li> </ul>	-	43	-	43	-
<b>取組の柱2合計</b>					<b>3,985</b>	<b>1,661</b>	<b>957</b>	<b>1,367</b>

取組の柱3 市民が実感できる緑をつくる

事業費 78 億円

施策1 市民が実感できる緑を創出する取組の推進

(単位：百万円)

事業 取組 名称	取組内容	5 年目標	みどり税の 使途の分類 【注3】	5 年 事業費	うち 一般財源		うち 国費・ 市債
					みどり税	みどり税以外	
名称	取組内容の補足説明	目標値					
①民有地での緑の創出							
(1) 民有地における緑化の助成							
	・基準以上の緑化を行う市民・事業者に対し、緑化費用の一部を助成	・緑化の助成：65 件	② ③ 【注4】	148	123	25	-
(2) 建築物緑化保全契約の締結							
	・条例等に定める基準以上の緑化を行い、保全することに対し、建築物の敷地に対する固定資産税・都市計画税を軽減	・制度運用	-	-	-	-	-
(3) 名木古木の保存							
	・地域住民に古くから親しまれている樹木を保存すべき樹木として指定し、維持管理に必要な費用の一部を助成	・推進	③	109	100	9	-
(4) 人生記念樹の配布							
	・人生の節目である出生、小学校入学、結婚などの記念として苗木を無料で配布	・40,000 本配布	②	50	22	28	-
②公共施設・公有地での緑の創出							
(1) 公共施設・公有地での緑の創出・管理							
	・公共施設などで、視認性が高く多くの市民が実感できる緑の創出及び維持管理の実施	・緑の創出：58 か所 ・緑の維持管理：推進	② ③ 【注4】	1,370	150	1,220	-
(2) 公有地化によるシンボリックな緑の創出							
	・緑の少ない区などを対象に、多くの市民の目にふれる場所で、国や市などが持っている土地の利用形態が変更になる機会などを捉えて用地を確保し、緑豊かな公園の整備を実施	・緑の創出：5 か所	① ② 【注4】	1,650	324	-	1,327
(3) いきいきとした街路樹づくり							
	・街路樹を良好に育成するため、せん定などの維持管理を推進（通常の維持管理に上乘せして実施）	・18 区で推進	③	1,445	1,445	-	-

施策2 緑を楽しむ市民の盛り上げりを醸成する取組の推進

(単位：百万円)

事業組	取組内容	5か年目標	みどり税の 使途の分類 【注3】	5か年 事業費	うち 一般財源		うち 国費・ 市債	
					みどり税	みどり税外		
名称	名称	取組内容の補足説明	目標値					
③市民協働による緑のまちづくり								
(1) 地域緑のまちづくり								
		・地域が主体となり、地域にふさわしい緑を創出する計画をつくり、計画を実現していくための取組を、市民との協働で推進	・46 地区	② (③、④) 【注4】	931	931	-	-
④子どもを育む空間での緑の創出								
(1) 保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出								
		・子どもを育む空間である保育園、幼稚園、小中学校において、園庭・校庭の芝生化などを進め、多様な緑を創出	・緑の創出：100 か所	②	463	75	388	-
		・芝生等の維持管理に対する支援	・芝生等の維持管理：推進	② (③) 【注4】				
⑤緑や花による魅力・賑わいの創出								
(1) 都心臨海部の緑花による賑わいづくり								
		・公共施設を中心に緑や花による空間演出や質の高い維持管理を集中的に展開し、街の魅力形成、賑わいづくりにつなげる（グランモール公園のリニューアルや、東横線跡地の遊歩道化に合わせた緑の創出など）	・都心臨海部で推進 ・緑花の維持管理：推進	② (③) 【注4】	1,620	1,470	150	-
<b>取組の柱3 合計</b>					<b>7,784</b>	<b>4,639</b>	<b>1,819</b>	<b>1,327</b>

効果的な広報の展開 事業費 0.8 億円

(単位：百万円)

事業組	取組内容	5か年目標	みどり税の 使途の分類 【注3】	5か年 事業費	うち 一般財源		うち 国費・ 市債	
					みどり税	みどり税外		
名称	名称	取組内容の補足説明	目標値					
①市民の理解を広げる広報の展開								
(1) 計画の周知や実績報告								
		・取組の内容や実績について、様々な媒体・手法を用いて効果的に市民へ広報を行い、理解を深めるとともに、緑に関わる活動に参加するきっかけとなる機会を提供（広報よこはままでの特集や、自治会町内会などを通じたPRや実績報告など）	・推進	-	80	-	80	-
<b>これからの緑の取組 【平成26-30年度】 5か年事業費 総計</b>					<b>48,488</b>	<b>13,019</b>	<b>4,809</b>	<b>30,660</b>



みどり税の用途別の事業費内訳(実績・計画)

(1) みどりアップ計画の事業費<平成21~24年度決算、25年度予算>

【事業費内訳】 (単位:百万円)

取組の柱	5か年事業費 (A+D)		うち一般財源 (A)		うち 国費・市債等 (D)
	金額	(率)	みどり税 (B)	既存分 (C)	
取組の柱1 [樹林地を守る]	43,513	(83%)	11,043	6,567	4,476
取組の柱2 [農地を守る]	4,977	(10%)	2,066	1,126	940
取組の柱3 [緑をつくる]	3,723	(7%)	3,545	1,895	1,650
広報	《22》	—	《22》	—	《22》
みどりアップ計画 (新規・拡充施策) 合計	52,212	(100%)	16,654	9,588	7,066

【みどり税内訳】 (単位:百万円)

取組の柱	みどり税用途別内訳									
	(B)		うち 用途① [樹林地・農地の確実な担保(公有地化)]		うち 用途② [身近な緑化の推進]		うち 用途③ [維持管理の充実によるみどりの質の向上]		うち 用途④ [ボランティアなどの市民参画の促進につながる事業]	
取組の柱1 [樹林地を守る]	6,567	(68%)	5,405	(56%)	0	(0%)	865	(9%)	297	(3%)
取組の柱2 [農地を守る]	1,126	(12%)	601	(6%)	0	(0%)	317	(3%)	208	(2%)
取組の柱3 [緑をつくる]	1,895	(20%)	250	(3%)	745	(8%)	898	(9%)	0	(0%)
広報	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
みどりアップ計画 (新規・拡充施策) 合計	9,588	(100%)	6,256	(65%)	745	(8%)	2,080	(22%)	505	(5%)

【用途別の主な事業名】

用途①	特別緑地保全地区指定等拡充事業 緑地再生等管理事業
用途②	地域緑のまちづくり事業 民有地緑化助成事業
用途③	いきいき街路樹事業 緑地再生等管理事業
用途④	収穫体験農園の開設支援事業 森の楽しみづくり事業

※ 四捨五入の関係により合計が一致しないことがあります。

※ みどり税内訳は、税の用途の考え方に従って、現行計画の実績ベースのみどり税を集計した概算額です。

(2) これからの緑の取組[平成26-30年度] (案) の事業費

【事業費内訳】 (単位:百万円)

取組の柱	5か年事業費 (A+D)		うち一般財源 (A)		うち 国費・市債 (D)
	金額	(率)	みどり税 (B)	既存分 (C)	
取組の柱1 [市民とともに次世代につなぐ森を育む]	36,639	(76%)	8,672	6,719	1,953
取組の柱2 [市民が身近に農を感じる場をつくる]	3,985	(8%)	2,618	1,661	957
取組の柱3 [市民が実感できる緑をつくる]	7,784	(16%)	6,458	4,639	1,819
広報 [効果的な広報の展開]	80	(0%)	80	0	80
「これからの緑の取組(案)」 合計	48,488	(100%)	17,828	13,019	4,809

【みどり税内訳】 (単位:百万円)

取組の柱	みどり税用途別内訳									
	(B)		うち 用途① [樹林地・農地の確実な担保(公有地化)]		うち 用途② [身近な緑化の推進]		うち 用途③ [維持管理の充実によるみどりの質の向上]		うち 用途④ [ボランティアなどの市民参画の促進につながる事業]	
取組の柱1 [市民とともに次世代につなぐ森を育む]	6,719	(52%)	4,835	(37%)	0	(0%)	1,684	(13%)	199	(2%)
取組の柱2 [市民が身近に農を感じる場をつくる]	1,661	(13%)	1,293	(10%)	0	(0%)	200	(2%)	168	(1%)
取組の柱3 [市民が実感できる緑をつくる]	4,639	(36%)	324	(2%)	2,771	(21%)	1,545	(12%)	0	(0%)
広報 [効果的な広報の展開]	0	0	0	(0%)	0	(0%)	0	(0%)	0	(0%)
「これからの緑の取組(案)」 合計	13,019	(100%)	6,452	(50%)	2,771	(21%)	3,429	(26%)	367	(3%)

【用途別の主な事業名】

用途①	緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り事業 生物多様性・安全性に配慮した森づくり事業
用途②	緑や花による魅力・賑わいの創出事業 市民協働による緑のまちづくり事業
用途③	公共施設・公有地での緑の創出事業 生物多様性・安全性に配慮した森づくり事業
用途④	農とふれあう場づくり事業 市民が森に関わるきっかけづくり事業

※ 四捨五入の関係により合計が一致しないことがあります。

※ みどり税用途別内訳では、みどり税の用途が2以上ある事業について、主なみどり税の用途のみどり税を計上しています。

※ 事業費は見込み値であり、毎年度の予算は議会の議決をもって決定します。

## みどりアップ計画におけるみどり税充当事業の見直し事例とその考え方

事業名称	事業目的	事業内容	見直しの事例		見直しの考え方
			当初	見直し後	
樹林地維持管理助成事業	樹林地所有者の負担軽減と保有継続の意欲向上、周辺住民の安全性や快適性の向上させる	隣接地への越境や危険な樹木の剪定・伐採等を対象に助成する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助成限度額 50 万円 (50 万円まで全額)</li> <li>・対象：特別緑地保全地区、源流の森、緑地保存地区</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助成限度額 125 万円に引き上げ (50 万円まで全額、50 万円を超え 200 万円までは半額助成)</li> <li>・対象を追加：近郊緑地特別保全地区、地区計画緑地保全区域を追加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹林地所有者への支援を実態に即して拡充し、新規の制度指定拡大や樹林地所有者の保有意欲の促進につなげる。</li> </ul>
緑地再生等管理事業	多様な動植物が生息する健全な森とするため市民の森等において間伐や下草刈りなどの管理を実施	市民の森等の樹林地において、間伐や下草刈り及び斜面地での防災対策を実施	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森づくりガイドライン等を活用して、計画的に維持管理を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹林地毎の特性に応じて、計画的な管理を実施し、事業費の節減を図る。</li> </ul>
森の楽しみづくり事業	樹林地の魅力や保全の意義を啓発PRし、より多くの市民が楽しみながら保全に関心を持つきっかけとなるような体験型の利活用事業を推進	森づくり活動への関心につながるよう、多くの市民を対象に、樹林地の特性を活かした多様なメニューによる自然体験や環境学習などを、区や図書館、関連団体、企業等の多様な主体と連携して実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観の森・生き物の森事業</li> <li>・森の中のプレイパーク事業</li> <li>・森の収穫物体験事業</li> <li>・里山ライフ事業</li> <li>・健康の森事業</li> <li>・横浜の森の自然・生き物情報発信事業</li> <li>・間伐材活用クラフト作成事業</li> <li>・森の恵み塾事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・8 事業を統合 ⇒森の楽しみづくり事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民団体等の意見を踏まえ、細分化されていた類似事業を整理統合し、市民ニーズ等に柔軟に対応できるように見直し。</li> </ul>
地域緑のまちづくり事業	地域にふさわしい民有地と公共施設の緑化を、地域ぐるみで計画し実施する	住民主体で「地域緑化計画」を策定、民有地の緑化整備に取り組むとともに、計画に位置付けられた公共施設の緑化を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域緑化計画」に位置付けた公共施設の緑化は、公共施設管理者が整備を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中区山手地区において、「地域緑化計画」に位置付けた緑化候補地の公共施設用地が売却されることになったため、事業手法を拡充し、用地を取得して緑化事業を推進。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑の少ない都心区において地域住民が計画に位置付けた用地であり緑の創造につながることで、地域住民による取得要望があることなどから、国費の導入なども図りながら用地を取得。</li> </ul>
保育園・幼稚園芝生化助成事業	保育園・幼稚園の園庭の芝生化を通し、良好な市街地環境を形成する	園庭の芝生化における整備費を助成する。	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理への技術的な支援（管理技術を習得する研修会、アドバイザーの派遣、管理マニュアルの作成）を拡充</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設管理者への維持管理への支援を拡充し、負担感の軽減を図るとともに新規整備の促進につなげる</li> </ul>
区民花壇事業	民有地の公共性の高い場所で花壇整備に助成し、良好な市街地環境の形成する	マンションや事業所のエントランス・商店街の店先など、市民の方々が鑑賞できる民有地に対し、新たに設置する花壇整備に要する経費を助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地植え、プランターの 1 m<sup>2</sup>あたり助成額単価の上限はいずれも 10,000 円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者は 3 世帯以上かつ 5 人以上の団体結成することとし、助成対象から花苗等を除外</li> <li>・プランターの 1 m<sup>2</sup>あたり助成額単価上限を 40,000 円に引き上げ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助成対象を厳格化するとともに、実態に即して整備単価を引き上げ、整備の促進を図った。</li> </ul>
屋上緑化助成事業	市街地の建築物の屋上及び壁面における緑化を推進し、都市環境の向上に寄与させる	市街地の良好な自然環境を創出し、ヒートアイランド現象緩和等の一助となる建築物の屋上緑化及び壁面緑化を推進する経費の一部を助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助成限度額 50 万円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助成限度額 100 万円に引き上げ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実態に即して助成額を拡充し、整備の促進を図った。</li> </ul>

これからの緑の取組（案）で継続せず、取りやめた事業と事業費、  
そのうちみどり税額及び一般財源額

（単位：百万円）

		5カ年実績額 (21～24年度決算、25年度予算)		
		事業費	うちみどり税	うち一般財源
樹 林 地 を 守 る	みどりの夢かなえます事業	26	26	0
	愛護会、森づくりボランティア活動拠点整備事業	57	0	57
農 地 を 守 る	施設の省エネルギー化推進事業※	254	0	254
	生産用機械のリース方式による導入事業※	164	0	164
	かんがい施設整備事業※	97	0	97
	機械作業受託組織育成事業※	62	0	62
	農業後継者・横浜型担い手育成事業※	149	0	145

※計画外（一般会計）へ移行

＜一部を取りやめた事業＞

- ・環境配慮型施設整備事業（農薬飛散防止ネット：一般会計へ移行）
- ・民有地緑化助成事業（区民花壇、生垣設置：終了する取組）

# 樹林地の指定・買取面積の考え方

1 現計画における指定・買取の実績について[指定：1,119ha/5か年、買取：151ha/5か年（想定）]

**【計画の考え方】**

- ・計画では、1,119haの樹林地を新規に指定するという非常に高い目標を掲げている
- ・指定累計面積（取得済を除く）に計画前の実績に基づく買取率3%をかけた面積を買取面積として想定し、5か年で151haを見込んでいる

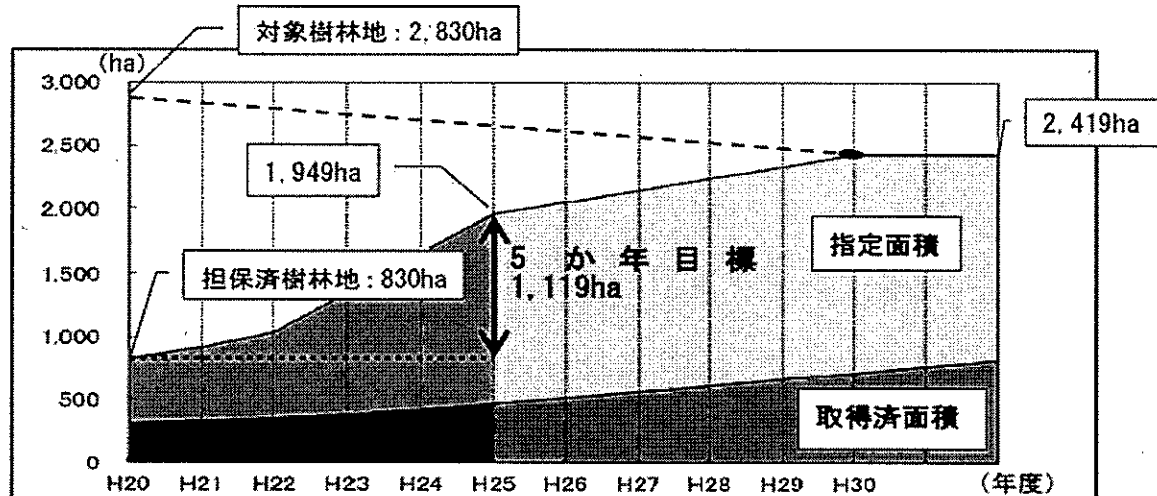


図1：横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）における樹林地の指定・取得面積の推移

**【実績】**

- ・指定については、4か年で目標の約40%と、目標の達成は困難となっている
- ・平成23年度以降、買取希望に全て対応した結果、買取率が想定を上回ったため、買取面積や事業費は、ほぼ計画で想定した通りとなっている

**【計画】**

	H20末	H21	H22	H23	H24	H25	計
指定累計(取得済を除く)	517.3ha	568.9ha	690.0ha	979.2ha	1,259.7ha	1,531.8ha	—
指定面積	—	51.6ha	138.1ha	309.9ha	309.9ha	309.9ha	1,119.4ha
買取面積	—	17.0ha	20.7ha	29.4ha	37.8ha	46.0ha	150.9ha
買取率	—	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	—

計画事業費：44,081 内みどり税：5,134 (百万円)

**【実績】**

	H20末	H21	H22	H23	H24	H25予算	計
指定累計(取得済を除く)	517.3ha	605.1ha	713.0ha	800.4ha	874.1ha	929.0ha	—
指定面積	—	87.8ha	117.5ha	104.6ha	107.6ha	100.0ha	517.5ha
買取面積	—	9.6ha	17.2ha	34.0ha	45.1ha	36.3ha	142.1ha
買取率	—	1.58%	2.41%	4.25%	5.16%	3.91%	—

(年平均) 2.75% 3.35% 3.46%  
(H21~23) (H21~24) (H21~25)

事業費：40,737 内みどり税：4,660 (百万円)

計画と実績の比較(実績/計画) 事業費：92.4% みどり税：90.8%  
買取面積：94.2%

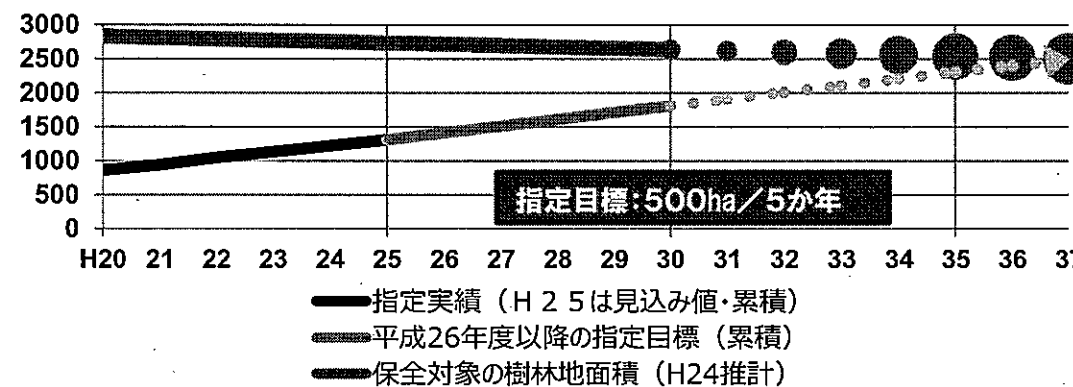
2 これからの緑の取組における指定・買取の考え方について

**(1) 指定面積[500ha/5か年]**

平成21~25年度までの取組と同様、一定期間を定め、期間の最終時点(※)で残る保全対象樹林地を全て指定することを目標に、平成21~24年度の指定実績と同等のペースで5か年で500haを指定する

※これまでの取組により樹林地の減少傾向が鈍化しているため、水と緑の基本計画の目標年次である平成37年度末に設定

【図 保全対象となる樹林地の面積と平成26年度以降の指定目標】



**(2) 買取り面積[108ha/5か年(想定)]**

- ・平成21~24年度の買取の実績には、事例が少ない法人等からの大規模な買取事例が含まれている
- ・現時点では、平成26~30年度間に法人等からの大規模な買取りは、見込まれていない
- ・したがって、次期計画の買取率の設定にあたっては、実績から大規模取得を除いた面積から買取率を2%と設定し、108haの買取りを想定している

	H26	H27	H28	H29	H30	計
買取り面積	18.4ha	20.1ha	21.7ha	23.2ha	24.8ha	108.2ha

**【買取率2%の根拠】**

	H20末	H21	H22	H23	H24	H25予算	計
買取面積(実績)	—	9.6ha	17.2ha	34.0ha	45.1ha	36.3ha	142.1ha
大規模取得面積	—	—	—	12.8ha	23.7ha	5.8ha	42.3ha
買取面積(大規模取得除く)	—	9.6ha	17.2ha	21.2ha	21.4ha	30.5ha	99.8ha
買取率	—	1.58%	2.41%	2.65%	2.45%	3.28%	—

(年平均) 2.21% 2.27% 2.47%  
(H21~23) (H21~24) (H21~25)

※緑地保全制度による指定の拡大・市による買取りは、「これからの緑の取組[平成26-30年度]」(案)でも、総事業費485億円の約7割に当たる325億円を見込んでおり、根幹となる取組です。

## 今後5年間の樹林地指定の目標と買取費用負担予想額

## 施策1 樹林地の確実な保全の推進

(単位：百万円)

事業 取組	取組内容	5か年目標	みどり税の 使途の分類 【注3】	5か年 事業費	うち 一般財源		うち 国費・ 市債
					みどり税	みどり税以外	
名称	取組内容の補足説明	目標値					
① 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り							
(1) 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り							
	・ 緑地保全制度に基づく地区指定による樹林地の保全 ・ 土地所有者の不測の事態等による土地の買取り ・ 保全した樹林地の整備	● 緑地保全制度による新規指定：500ha（市による買取りの想定面積：108ha）	①	32,494	3,556	971	27,967

【注1】事業費は見込み値であり、毎年度の予算は議会の議決をもって決定します。

【注2】端数調整により、合計値が整合しない場合があります。

【注3】みどり税の使途の分類

- ①：樹林地・農地等の確実な担保
- ②：身近な緑化の推進
- ③：維持管理の充実によるみどりの質の向上
- ④：ボランティアなど市民参画の促進につながる事業

【注4】5か年事業費には、買取費のほか、指定や買取りのための測量費や簡易な整備費等が含まれます。

平成21～24年度 みどリアップ計画で個人及び株式会社から  
 買い取った樹林地に関する買取年度、買取地区、個人・株式会社の  
 別、面積、金額、平均単価、市街化区域・市街化調整区域の別、買  
 取事由

みどり税導入後買い取った105.9ヘクタールのうち  
 ・個人の47.8ヘクタールと株式会社の45.5ヘクタールについてそれぞれどこから  
 買い取ったのか  
 ・それぞれ誰からどれだけの広さでいつ、どういう理由で買い取ったのか、  
 また、購入した際の単価  
 ・購入した土地の用途地域

平成21年度

No.	年度	買取地区	個人/株式会社	合計面積 (㎡)	合計金額 (円)	㎡平均 単価 (円)	市街化区域/ 市街化調整区域	買取事由
1	21	三保特別緑地保全地区	個人	1,686.78	31,880,142	18,900	調整	法
2	21	三保特別緑地保全地区	個人	1,820.79	34,353,248	18,867	調整	法
3	21	三保特別緑地保全地区	個人	12,337.39	213,111,622	17,274	調整	法
4	21	熊野神社特別緑地保全地区	個人	2,317.23	81,798,219	35,300	市街化	法
5	21	熊野神社特別緑地保全地区	個人	262.66	20,513,746	78,100	市街化	法
6	21	寺家特別緑地保全地区	個人	49.91	678,808	13,601	調整	法
7	21	獅子ヶ谷・師岡特別緑地保全地区	個人	4,182.80	78,218,484	18,700	調整	法
8	21	公田・荒井沢特別緑地保全地区	個人	6,525.62	94,621,490	14,500	調整	法
9	21	新治市民の森	個人	1,706.06	28,491,202	16,700	調整	不測事態
10	21	新治市民の森	個人	3,192.70	52,360,280	16,400	調整	不測事態
11	21	もえぎ野ふれあいの樹林	個人	8,510.12	1,175,247,572	138,100	市街化	不測事態
12	21	飯島市民の森	個人	540.62	14,434,554	26,700	市街化	不測事態
13	21	(仮称)鍛冶ヶ谷市民の森	㈱アールシティ研究所	14,777.93	1,059,577,581	71,700	市街化	不測事態
14	21	中田宮の台市民の森	個人	4,512.33	325,790,226	72,200	市街化	不測事態
15	21	瀬谷市民の森	個人	814.62	22,157,664	27,200	調整	不測事態
16	21	瀬谷市民の森	個人	7,790.70	193,206,864	24,800	調整	不測事態
			計	71,028.26	3,426,441,702			
			【内訳】					
			個人	56,250.33	2,366,864,121			
			株式会社	14,777.93	1,059,577,581			

平成22年度

No.	年度	買取地区	個人/株式会社	合計面積 (㎡)	合計金額(円)	㎡平均 単価(円)	市街化区域/ 市街化調整区域	買取事由
1	22	獅子ヶ谷・師岡特別緑地保全地区	個人	2,045.88	93,426,285	45,666	調整	法
2	22	三保特別緑地保全地区	個人	2,351.34	38,091,708	16,200	調整	法
3	22	三保特別緑地保全地区	個人	3,923.50	70,230,650	17,900	調整	法
4	22	上山・白山特別緑地保全地区	個人	5,382.88	120,576,512	22,400	市街化	法
5	22	上山・白山特別緑地保全地区	個人	2,012.35	48,900,105	24,300	市街化	法
6	22	(仮称)篠原町特別緑地保全地区計画地	個人	4,053.13	246,838,689	60,901	市街化	不測事態
7	22	寺家特別緑地保全地区	個人	1,100.13	14,191,677	12,900	調整	法
8	22	寺家特別緑地保全地区	個人	1,255.32	18,955,332	15,100	調整	法
9	22	寺家特別緑地保全地区	個人	1,884.64	30,154,240	16,000	調整	法
10	22	朝比奈特別緑地保全地区	個人	18,224.86	198,650,974	10,900	調整	法
11	22	円海山近郊緑地特別保全地区	個人	4,839.59	53,235,490	11,000	調整	法
12	22	釜利谷特別緑地保全地区	個人	5,632.93	113,221,893	20,100	市街化	法
13	22	名瀬北特別緑地保全地区	個人	16,990.58	266,747,128	15,700	調整	法
14	22	名瀬北特別緑地保全地区	個人	2,206.40	36,542,552	16,562	調整	法
15	22	名瀬北特別緑地保全地区	㈱エイト	3,063.52	53,305,248	17,400	調整	法
16	22	追分市民の森	個人	11,958.67	236,781,666	19,800	調整	不測事態
17	22	熊野神社市民の森	個人	166.01	28,221,700	170,000	市街化	不測事態
18	22	熊野神社市民の森	個人	200.60	6,840,460	34,100	市街化	不測事態
19	22	網島市民の森	個人	6,391.53	284,423,085	44,500	市街化	不測事態
20	22	網島市民の森	個人	247.01	10,991,945	44,500	市街化	不測事態
21	22	新治市民の森	個人	3,098.52	50,416,752	16,271	調整	不測事態
22	22	新治市民の森	㈱ロータス	3,794.75	66,028,650	17,400	調整	不測事態
23	22	もえぎ野ふれあいの樹林	個人	3,176.55	422,798,805	133,100	市街化	不測事態
24	22	峯市民の森	個人	10,645.52	114,971,616	10,800	調整	不測事態
25	22	(仮称)鍛冶ヶ谷市民の森	㈱アールシティ研究所	13,541.78	970,945,626	71,700	市街化	不測事態
26	22	深谷市民の森	個人	3,312.60	44,388,840	13,400	調整	不測事態
			計	131,500.59	3,639,877,628	27,680		
			【内訳】					
			個人	111,100.54	2,549,598,104			
			株式会社	20,400.05	1,090,279,524			

No.	年度	買取地区	個人/株式会社	合計面積 (㎡)	合計金額(円)	㎡平均 単価(円)	市街化区域/ 市街化調整区域	買取事由
1	23	川井特別緑地保全地区	個人	8,355.15	141,202,035	16,900	調整	法
2	23	熊野神社特別緑地保全地区	個人	306.61	22,505,174	73,400	市街化	法
3	23	熊野神社特別緑地保全地区	個人	414.26	32,643,688	78,800	市街化	法
4	23	熊野神社特別緑地保全地区	個人	740.72	17,629,136	23,800	市街化	法
5	23	日吉特別緑地保全地区	個人	4,366.95	379,051,260	86,800	市街化	法
6	23	大倉山特別緑地保全地区	㈱オーグハウジング	765.41	33,295,335	43,500	市街化	法
7	23	大丸山近郊緑地特別保全地区	京浜急行電鉄㈱	127,510.02	1,364,357,214	10,700	調整	法
8	23	鴨居原特別緑地保全地区	個人	3,243.78	60,009,930	18,500	調整	法
9	23	三保特別緑地保全地区	個人	3,244.29	57,099,504	17,600	調整	法
10	23	三保特別緑地保全地区	TH販売(株)	4,891.72	91,475,164	18,700	調整	法
11	23	朝比奈特別緑地保全地区	個人	174.36	1,795,908	10,300	調整	法
12	23	朝比奈特別緑地保全地区	個人	6,893.09	74,233,275	10,769	調整	法
13	23	朝比奈特別緑地保全地区	個人	9,953.77	102,523,831	10,300	調整	法
14	23	朝比奈特別緑地保全地区	個人	453.54	5,170,356	11,400	調整	法
15	23	円海山近郊緑地特別保全地区	個人	1,327.91	32,732,300	24,649	調整	法
16	23	古橋特別緑地保全地区	㈱相鉄アーバンクリエイツ	2,499.25	44,986,500	18,000	調整	法
17	23	野七里特別緑地保全地区	個人	19,504.05	271,106,295	13,900	調整	法
18	23	舞岡特別緑地保全地区	個人	3,722.75	48,023,475	12,900	調整	法
19	23	舞岡特別緑地保全地区	個人	13,415.71	173,062,659	12,900	調整	法
20	23	名瀬北特別緑地保全地区	個人	612.66	9,067,368	14,800	調整	法
21	23	名瀬北特別緑地保全地区	個人	7,194.77	106,482,596	14,800	調整	法
22	23	名瀬北特別緑地保全地区	個人	18,208.79	283,465,638	15,568	調整	法
23	23	東寺尾ふれあいの樹林	個人	12,385.39	916,393,494	73,990	市街化	不測事態
24	23	今宿市民の森	㈱三映地研	19,461.69	1,161,862,893	59,700	市街化	不測事態
25	23	網島市民の森	個人	605.61	28,403,109	46,900	市街化	不測事態
26	23	新治市民の森	個人	1,700.45	44,209,441	25,999	調整	不測事態
27	23	新治市民の森	個人	853.08	15,355,440	18,000	調整	不測事態
28	23	新治市民の森	個人	1,904.74	32,383,246	17,001	調整	不測事態
29	23	(仮称)恩田市民の森	個人	3,813.79	75,513,042	19,800	調整	不測事態
30	23	(仮称)恩田市民の森	個人	14,658.07	250,652,997	17,100	調整	不測事態
31	23	(仮称)新橋市民の森	個人	8,186.16	144,099,289	17,603	調整	不測事態
32	23	瀬谷市民の森	個人	2,046.54	55,256,580	27,000	調整	不測事態
			計	303,415.08	6,076,048,172			
			【内訳】					
			個人	148,286.99	3,380,071,066			
			株式会社	155,128.09	2,695,977,106			



No.	年度	買取地区	個人/株式会社	合計面積(㎡)	合計金額(円)	㎡平均単価(円)	市街化区域/ 市街化調整区域	買取事由
1	24	馬場四丁目特別緑地保全地区	個人	7,629.27	770,315,470	100,968	市街化	法
2	24	獅子ヶ谷・師岡特別緑地保全地区	個人	6,283.92	112,411,188	17,889	調整	法
3	24	獅子ヶ谷・師岡特別緑地保全地区	個人	2,055.23	30,828,450	15,000	調整	法
4	24	三枚町牛道根特別緑地保全地区	個人	899.37	15,196,836	16,897	調整	法
5	24	上星川一丁目特別緑地保全地区	個人	1,149.27	58,612,770	51,000	市街化	法
6	24	権太坂特別緑地保全地区	個人	1,110.20	91,036,400	82,000	調整	法
7	24	権太坂特別緑地保全地区	㈱エヌ・ケイ・キャピタル	19,556.07	958,247,430	49,000	調整	法
8	24	今宿町特別緑地保全地区	㈱三映地研	8,983.38	536,307,786	59,700	市街化	法
9	24	熊野神社特別緑地保全地区	個人	2,665.23	97,547,418	36,600	市街化	法
10	24	熊野神社特別緑地保全地区	個人(緑地からの雨水排水溝の設置のための、隣地への地上権設定)	0.00	1,536,210	—	—	—
11	24	大曾根台特別緑地保全地区	個人	3,922.70	93,360,260	23,800	市街化	法
12	24	(仮称)篠原町特別緑地保全地区計画地	個人	1,371.62	89,155,300	65,000	市街化	不測事態
13	24	天神の杜特別緑地保全地区	個人	2,301.07	151,640,513	65,900	市街化	法
14	24	天神の杜特別緑地保全地区	個人	1,648.82	99,588,728	60,400	市街化	法
15	24	三保特別緑地保全地区	個人	14,031.86	238,541,620	17,000	調整	法
16	24	上山・白山特別緑地保全地区	個人	2,000.11	84,604,653	42,300	市街化	法
17	24	上山・白山特別緑地保全地区	個人	241.71	5,825,211	24,100	市街化	法
18	24	川和特別緑地保全地区	個人	10,201.56	185,829,639	18,216	調整	法
19	24	川和特別緑地保全地区	個人	1,963.49	34,950,122	17,800	調整	法
20	24	川和特別緑地保全地区	個人	2,274.65	40,716,235	17,900	調整	法
21	24	寺家特別緑地保全地区	個人	2,166.97	35,971,702	16,600	調整	法
22	24	港南一丁目特別緑地保全地区	個人	3,463.32	140,610,792	40,600	市街化	法
23	24	下永谷特別緑地保全地区	個人	1,682.50	50,643,250	30,100	市街化	法
24	24	下永谷特別緑地保全地区	個人	3,671.19	133,631,316	36,400	市街化	法
25	24	下永谷特別緑地保全地区	個人	6,906.21	221,810,806	32,118	市街化	法
26	24	大丸山近郊緑地特別保全地区	京浜急行電鉄㈱	204,545.65	2,147,729,325	10,500	調整	法
27	24	野七里特別緑地保全地区	個人	9,569.30	133,013,270	13,900	調整	法
28	24	野七里特別緑地保全地区	個人	18,940.86	263,277,954	13,900	調整	法
29	24	飯島町特別緑地保全地区	大和ハウス工業㈱	31,872.89	1,498,025,830	47,000	市街化	法
30	24	獅子ヶ谷市民の森	個人	410.20	8,039,920	19,600	調整	不測事態
31	24	白根ふれあいの樹林	個人	3,964.59	261,266,481	65,900	市街化	不測事態
32	24	熊野神社市民の森	個人	414.83	32,356,740	78,000	市街化	不測事態
33	24	(仮称)長津田市民の森	個人	1,052.20	27,774,848	26,397	調整	不測事態
34	24	新治市民の森	個人	1,793.03	52,715,082	29,400	調整	不測事態
35	24	新治市民の森	個人	3,977.43	73,582,455	18,500	調整	不測事態
36	24	新治市民の森	個人	671.02	12,346,768	18,400	調整	不測事態
37	24	新治市民の森	個人	3,729.94	71,987,842	19,300	調整	不測事態
38	24	下永谷市民の森	個人	1,478.79	76,189,431	51,521	市街化	不測事態
39	24	下永谷市民の森	個人	1,768.74	74,110,206	41,900	市街化	不測事態
40	24	峯市民の森	個人	17,845.05	193,305,056	10,832	調整	不測事態
41	24	峯市民の森	個人	2,425.22	30,800,294	12,700	調整	不測事態
42	24	(仮称)新橋市民の森	個人	4,747.18	83,703,788	17,632	調整	不測事態
43	24	(仮称)新橋市民の森	個人	6,347.60	115,585,992	18,209	調整	不測事態
44	24	(仮称)新橋市民の森	個人	4,073.01	72,092,277	17,700	調整	不測事態
			計	427,807.25	9,506,823,664			
			【内訳】					
			個人	162,849.26	4,366,513,293			
			株式会社	264,957.99	5,140,310,371			

【平成21～24年度 計】

	面積(㎡)	金額(円)
個人 105件	478,487.12	12,663,046,584
(ha)	(47.8)	
株式会社 13件	455,264.06	9,986,144,582
(ha)	(45.5)	

・「㎡平均単価(円)」は、買取りの合計金額を合計面積で割り返した数値です。  
 ・「買取事由」の「法」は、都市緑地法第17条に基づく買入れ申出を指します。

## 買取りをすることになったとき、市と当事者のどちらから申し出たのか

特別緑地保全地区については、都市緑地法第 17 条に基づき、所有者から買入れ申出があった場合、買入れるものとするされています。また、国が定める都市緑地法運用指針では、近郊緑地特別保全地区についても同様に扱うものと規定しています。

市民の森等については、不測の事態が発生し所有者から買取り希望の申出があった場合、買入れを行っています。

### <参考>

#### ○都市緑地法第十七条（土地の買入れ）

都道府県等は、特別緑地保全地区内の土地で当該緑地の保全上必要があると認めるものについて、その所有者から第十四条第一項の許可を受けることができないためその土地の利用に著しい支障を来すこととなることにより当該土地を買入れるべき旨の申出があった場合においては、第三項の規定による買入れが行われる場合を除き、これを買入れるものとする。

#### ○都市緑地法運用指針（「6 特別緑地保全地区（1）趣旨」抜粋）

首都圏近郊緑地保全法（昭和 41 年法律第 101 号）第 5 条に規定する近郊緑地特別保全地区は、近郊緑地保全区域のうち、首都及びその周辺の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が著しく、かつ、特に良好な自然の環境を有する土地について指定する特別緑地保全地区である。



# 横浜市森づくりガイドライン

## ■ 概要版 ■

横浜市では、緑の減少に歯止めをかけ、豊かな緑あるまち横浜を目指し、「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）」に取り組んでいます。計画では「樹林地を守る」事業として土地所有者の方のご協力を得ながら、市内に残る樹林地の保全を進めています。樹林地の保全指定は毎年平均で100haを超え、計画以前と比べ約5倍のスピードで進んでいます。また、保全された樹林地の質を高める維持管理にも取り組んでいます。

では、実際の樹林地の維持管理「森づくり」はどのように行えば良いのでしょうか。横浜市では、市内の樹林地の特性に応じたより質の高い樹林地管理を行うために、森づくりに携わる市民と行政が共有できる資料として「横浜市森づくりガイドライン」を策定しました。ガイドラインでは①横浜の森の特徴、②森の管理方針「保安全管理計画策定」、③実際の管理手法について解説しています。

## 1 横浜の森の特徴



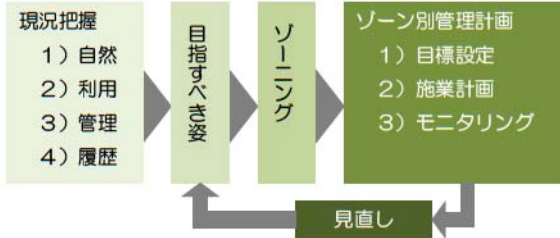
海や港のイメージが強い横浜市ですが、郊外部には多くの森が残されています。横浜の森の多くは「里山」と呼ばれる人が利用しながら作り上げてきた森で、手入れが必要です。

「市民の森」制度などで保全された森は散策などのほか、自然観察や環境教育など様々な利用がされています。一方、宅地化が進み、手入れが十分でない森の周辺では倒木などのリスクが高まっています（写真）。多様な利用者ニーズを満たしつつ、安全で快適な住環境との両立が求められます。

## 2 計画策定の流れ

限られた面積の森に多様なニーズがある横浜の森では、「どのような森を目指すのか」について関係者同士で事前に合意を図ることが重要です。また、生物多様性保全のためには、そこに生息する動植物への配慮も必要とされます。

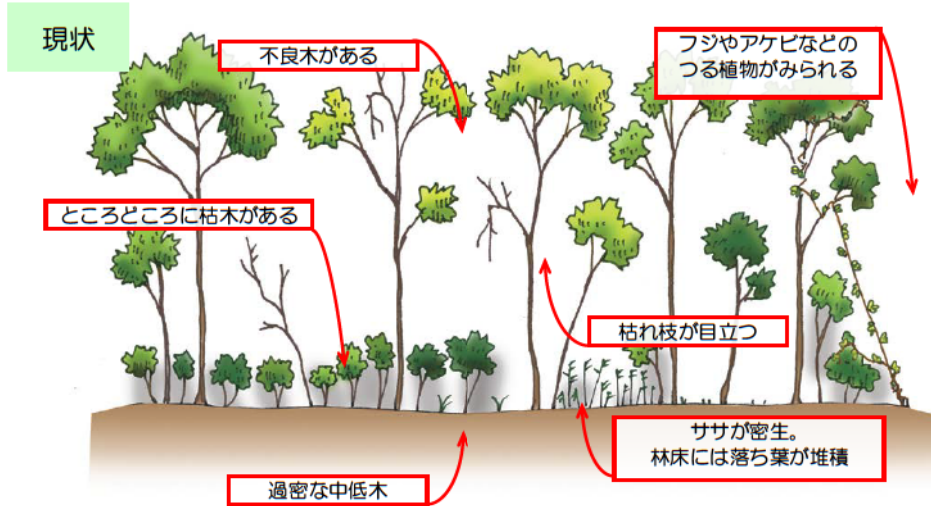
市民参加は、市民の森愛護会などの活動団体、自治会、利用者など様々な主体により、個々の事情に応じて柔軟に考えていくことが必要です。



計画策定の流れ

### 3 実際の管理手法 ～多様性保全型落葉広葉樹林を例に～

- 実際の管理手法について多様性保全型落葉広葉樹林（コナラ・クヌギの雑木林など）を例に解説します。森づくりガイドラインでは様々な環境パターンの管理目標に応じた作業内容を具体的に解説しています。
- 多様性保全型落葉広葉樹林は落葉広葉樹林の管理パターンのうち、人の立ち入りが少なく、動植物の多様性を保全することを重視した管理手法です。
- 他の落葉広葉樹林の管理パターンとして、人の利用が多い場合など林内の見通しを重視したパターンや伝統的な雑木林の管理手法である萌芽（ぼうが）更新を行うパターン、斜面の保全を重視したパターンなどがあります。



#### 管理のポイント（作業と時期）

- ・下刈り：ササを地際（0cm）で刈ります。夏（7月）と冬（1月）の2回。安定後は冬のみ。2～3区画に分けて、毎年作業区画をずらすことで小動物の隠れ家を確保できます。
- ・中低木の整理：常緑樹を中心に過密な中低木を伐採します。常緑樹は8月に伐採して枯死させます。意図的にヤブにしたい場合は3月に伐採すれば、萌芽した芽がヤブを形成します。
- ・高木の処理：密度が高い場合は12月～2月までに間伐します。

#### ！ワンポイント・テクニック！ 園路周辺の管理

園路など人が立ち入る場所では、安全性や快適性への配慮が重視されるため、上記の管理とは違った工夫が必要になります。

- ・園路に落下する恐れのある枯れ木や枯枝は除去します。
- ・見通しを確保するために、常緑中低木は伐採します。
- ・見通しが良くなると、園路外への人の立ち入りが発生します。

作業で発生した枝などで作った柵（カントリーヘッジ）などを作って対策します。カントリーヘッジは立ち入り防止だけでなく生きものの生育空間にもなります。間伐材活用のテクニックの一つです。



カントリーヘッジ

#### ！ワンポイント・テクニック！ 竹林化した場合の対処

落葉広葉樹林でも、長い間管理されないとモウソウチクなどが侵入し竹林化してしまう場合があります。次のような対策が必要です。

- ・侵入した竹は夏（7～8月）に伐採します。竹は地下茎で繁殖しますが、作業のしやすい冬は養分が地下にあり、地上部の伐採の効果は限定的です。竹林拡大防止のためにはタケノコの「蹴っ飛ばし」作業なども有効です。



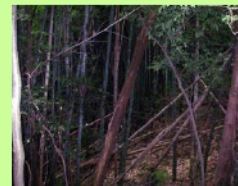
先頭部分が緑色で閉じている  
△（地下茎が若すぎる）



先頭部分が黄色でやや開く  
○ 若い竹候補



褐色で開ききっている  
×（地下茎が古い）



竹が侵入した林内

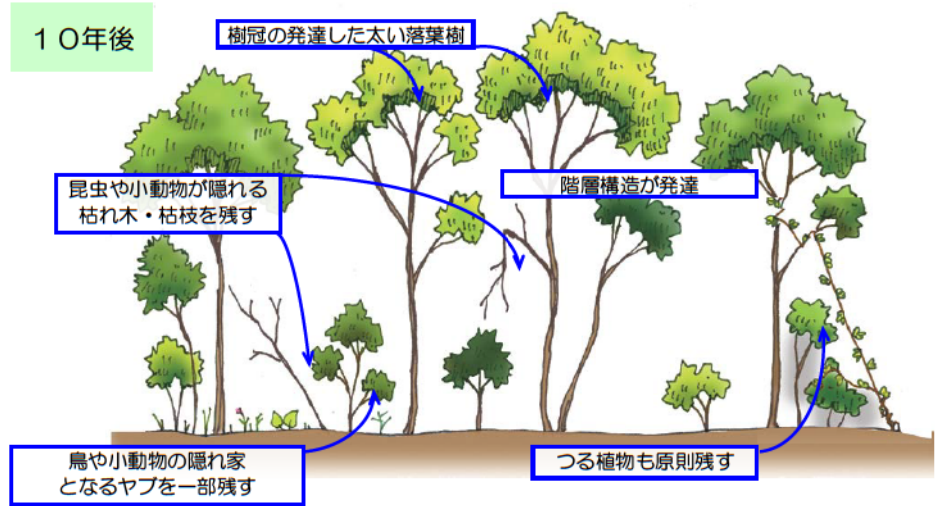
#### ！ワンポイント・テクニック！ 外周部の場合の対処

もし、この林のすぐ隣に民家や道路があったらどうでしょうか。林の外周部の管理は安全確保の上からも非常に重要です。

- ・外周部の枝を払いすぎたり、ヤブを払いすぎないようにしましょう。外側の枝は風や日差しから木を守っています。
- ・樹冠が大きく敷地外に張りだしたり、幹の1/2以上が腐朽が進んでいる樹木は伐採が必要です。
- ・樹木によって根を深く張る木と浅くしか張らない木があります。根を深く張る木の代表はコナラやカシ類、ケヤキなど。根が浅いのはミズキやカラスザンショウなどです。



樹冠が大きく張り出す



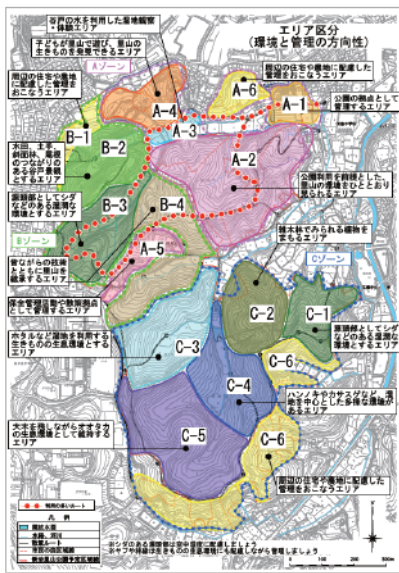
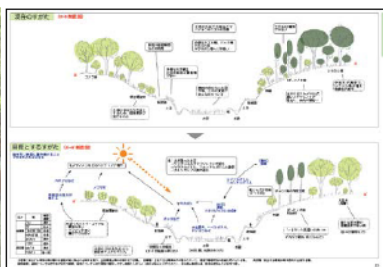
#### 管理のポイント（生きものへの配慮）

- ・階層構造を維持する：見通しを良くしすぎず、さまざまな高さの木を残すことが大切です。
- ・枯れ木を残す：枯れた木はカミキリムシなどの生息場所になります。また、それらを狙ってキツツキ類が飛来するなど、生きものにとっては重要な空間です。残しておきましょう。
- ・野鳥の繁殖への配慮：野鳥（猛禽類など）が繁殖している可能性がある場合は冬の作業にも注意が必要です。求愛行動が始まる1月～2月以降は間伐作業などはやめましょう。

## 森の管理方針 保安全管理計画の策定 ～新治市民の森～

横浜市北西部の緑区にある新治（にいはる）市民の森は面積67.2haの大規模な森です。森内には谷戸田や雑木林、スギ・ヒノキ林など多様な環境が広がり、多様な動植物が生息しています。

計画策定にあたっては行政だけでなく地域で活動する市民ボランティア、地域の方々が参加し協議を重ねました（写真左下）。計画ではゾーニング（右図）や作業計画（下）を定め、現在、計画に基づく管理作業（ホタルの生息を目指した湿地管理など）を市民と行政が役割分担して進めています。



## 事例 森づくり作業の実際と成果～追分・矢指市民の森～

横浜市西部の旭区にある追分（おいわけ）市民の森と矢指（やさし）市民の森は隣接しており、合わせて35haの森です。ここでは平成21年度から保安全管理計画による管理が進められています。

### ①水田沿いの土手の刈り取り（写真上段）

水田が日陰になるのを防ぐ伝統的な管理です。刈取りの結果、ヤマユリなどの野草が復活しました。

### ②雑木林の萌芽（ぼうが）更新（写真中段）

以前は、クヌギやコナラなどの雑木は薪や炭にするために10年程度の間隔で伐採され、切り株から芽吹いた芽を育てて繰り返し材を利用していました。今回30年ぶりに実施し、森の若返りを図りました。

### ③落ち葉かき（写真下段）

萌芽更新しない場所でも落ち葉かきなどの管理を進め、キツネノカミソリなどの野草の開花が多くみられるようになりました。



## お問い合わせ

横浜市環境創造局みどりアップ推進課森づくり担当 電話 045 (671) 2624 FAX045 (224) 6627

平成 24 年 11 月 19 日発行 第一版

## 樹林地の維持管理の考え方、費用とその財源

### 1 樹林地の維持管理の考え方

樹林地の保全については、土地所有者の同意を得ながら、様々な緑地保全制度に指定するとともに、指定された樹林地を土地所有者にできるだけ長く持ち続けていただくため、固定資産税の減免等の優遇措置とともに、維持管理費の助成により支援を行っています。

また、市民の森などの樹林地では、維持管理の技術指針である「森づくりガイドライン」を活用し、生物多様性の保全や利用者の安全確保のため、愛護会などと連携して森づくりを推進しています。さらに、森ごとの具体的な目標と管理の考え方を定めた「保全管理計画」の策定を進めています。

#### (1) 森づくりガイドライン等を活用した森の育成

市民の森等の樹林地で、生物多様性の保全や良好な景観形成など、維持管理を効果的に実施するための技術的指針である「横浜市森づくりガイドライン（平成 25 年 3 月策定）」を活用し、森づくりを推進します。

さらに、「ガイドライン」を活用し、森ごとの具体的な管理の考え方を定めた「保全管理計画」を、森づくりに携わる愛護会などと行政が話し合いながら策定します。また、策定後も協働しながら管理作業の成果を確認し、見直ししながら維持管理を進めます。

「ガイドライン」は本市 HP に掲載しておりますが、今後、樹林地の土地所有者をはじめ多くの方々にご活用いただけるよう、改良を進めていきます。

#### (2) 指定された樹林地における維持管理の助成

特別緑地保全地区、緑地保存地区など、緑地保全制度に指定された樹林地の外周部などで、土地所有者の方々が行う危険・支障樹木の管理作業に助成します。これにより、緑地保全制度の指定も推進します。

#### (3) 生物多様性に配慮した防災性・安全性の向上

防災や安全面の対策が必要な緑地の法面を対象に、在来の植物による緑化など生物多様性にも配慮した法面整備を推進します。

### 2 費用（H26～30 年度の 5 か年事業費）とその財源

#### (1) 森づくりガイドライン等を活用した森の育成

2,100 百万円（うちみどり税：1,323 百万円 みどり税以外：777 百万円）

#### (2) 指定された樹林地における維持管理の助成

600 百万円（うちみどり税：600 百万円 全額みどり税充当）

#### (3) 生物多様性に配慮した防災性・安全性の向上

1,000 百万円（うちみどり税：1,000 百万円 全額みどり税充当）

## 農業施策の整理

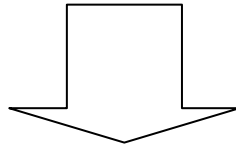
### 現行の施策

#### 従来から進めてきた取組

- 農地保全  
生産基盤の整備 など
- 農業振興  
地産地消の推進 など
- 担い手支援  
認定農業者の認定・支援 など

#### 横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）

- 農地保全  
水田保全契約奨励事業 など
- 農業振興  
収穫体験農園の開設支援 など
- 担い手育成  
横浜型担い手育成事業 など



### 今後の施策

#### 「持続できる都市農業を推進する」取組

- ①農業振興  
農業生産基盤・設備の整備、改修 など
- ②担い手支援  
個人・法人による新規参入の促進 など
- ③農地の利用促進  
農地の貸し借りに関する調整 など
- ④時代の変化に応じた新たな施策  
先進的な栽培技術の活用による  
生産振興 など

#### これからの緑の取組[平成 26-30 年度](案)

- 良好な農景観の保全  
水田の保全 など
- 農とふれあう場づくり  
市民ニーズに合わせた農園の開設  
など
- 地産地消の推進  
地産地消にふれる機会の拡大 など



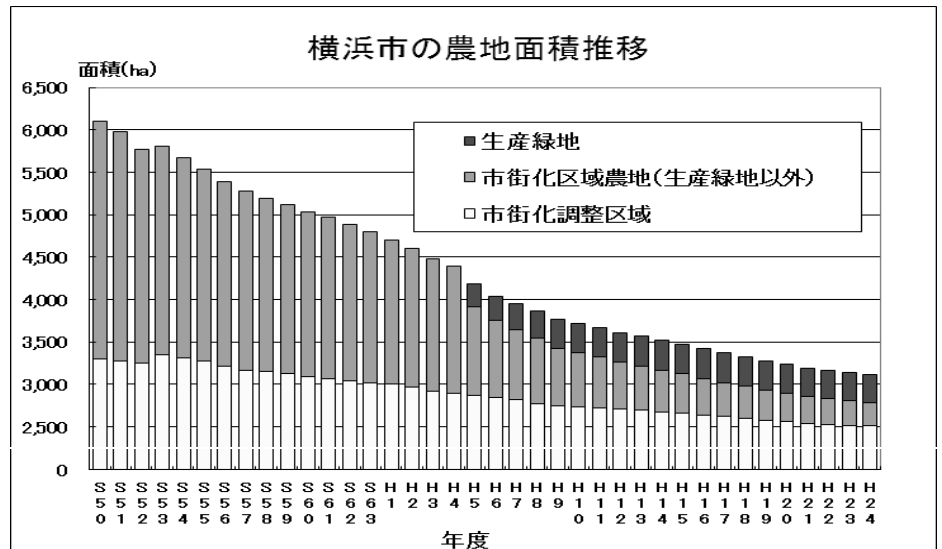
## 本市における都市農業経営と担い手の状況

### 1 農地面積

平成 24 年 1 月 1 日現在の市内の農地面積は、3,115 ヘクタール。

【固定資産概要調書】

毎年減少しているが、近年は減少が鈍化傾向にある。

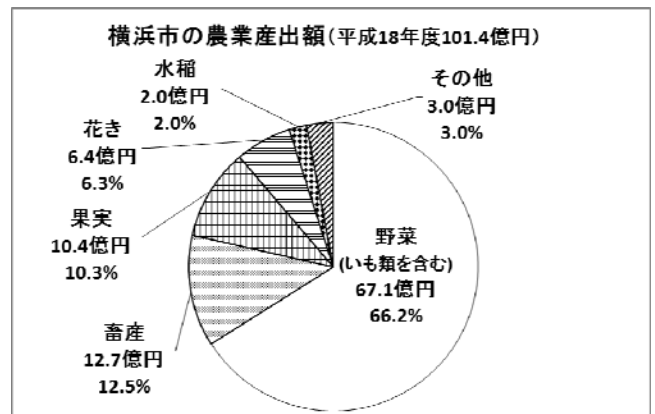


### 2 農業産出額

横浜市の農業産出額は約 100 億円で、県内 1~2 位の規模。

野菜の占める割合が非常に多く、畜産、果実と続く。

【農水省農林水産統計 (平成 18 年度)】



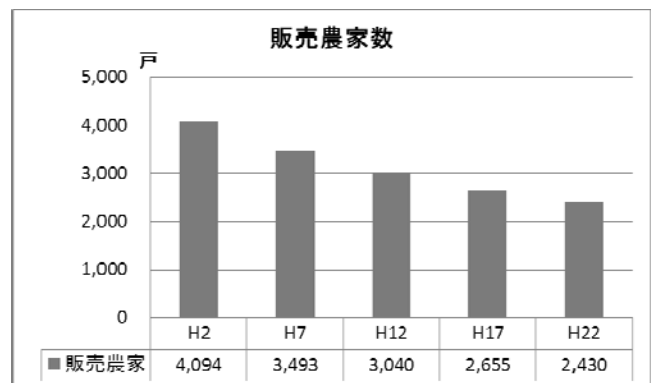
### 3 販売農家数

市内の販売農家数は 2,430 戸 (参考: 総農家数は 4,202 戸)

【2010 年世界農林業センサス】

#### ※販売農家

経営耕地面積が 30 アール以上または農産物販売金額が 50 万円以上の世帯

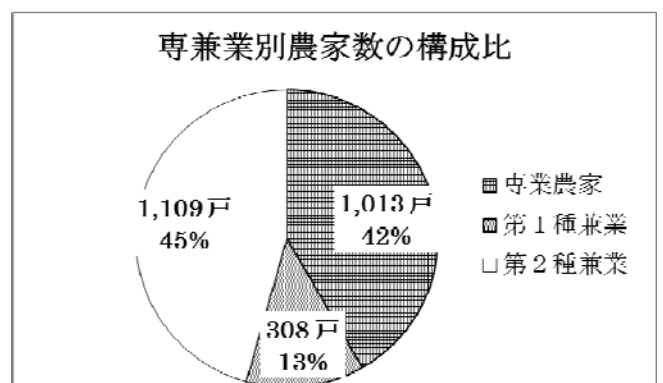


### 4 販売農家の内訳

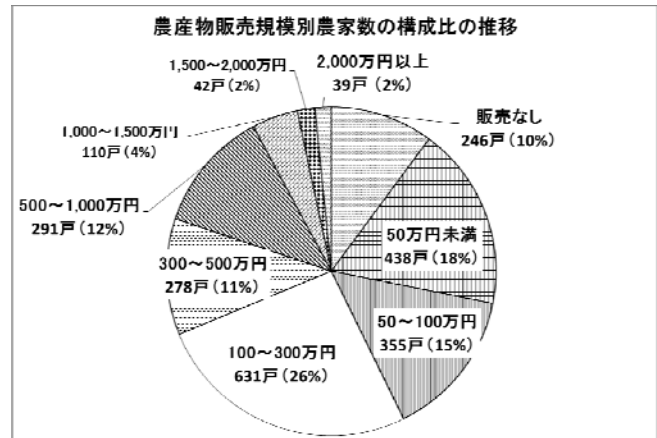
＜専兼業別農家数＞

専業農家・・・1,013 戸 (42%)  
 第一種兼業農家・・・308 戸 (13%)  
 第二種兼業農家・・・1,109 戸 (45%)

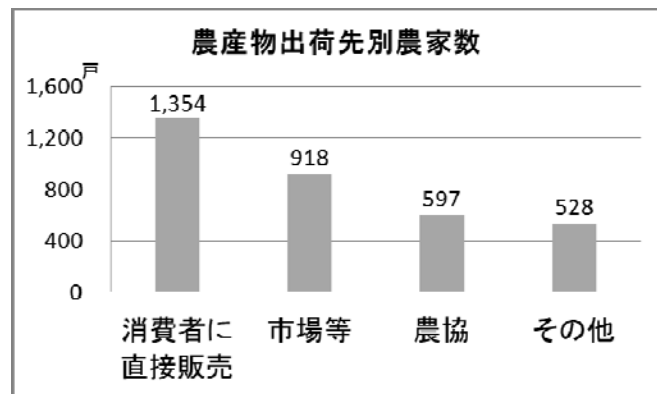
【2010 年世界農林業センサス】



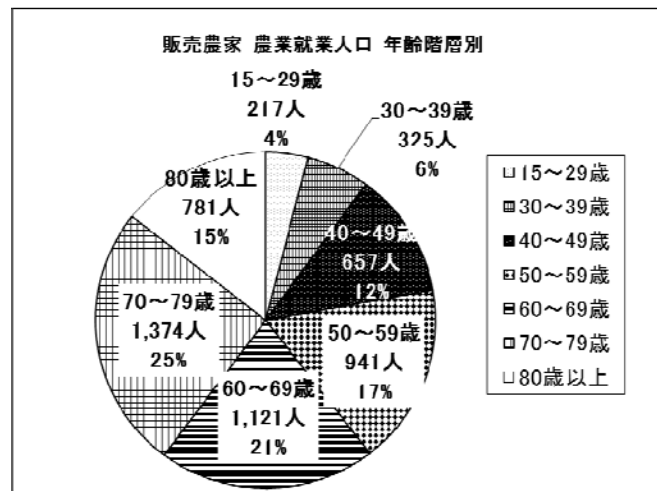
- 5 販売農家の販売規模別農家数  
 100～300万円未満が最も多く26%  
 500万円未満の販売規模・・・80%  
 500万円以上の販売規模・・・20%  
 【2010年世界農林業センサス】



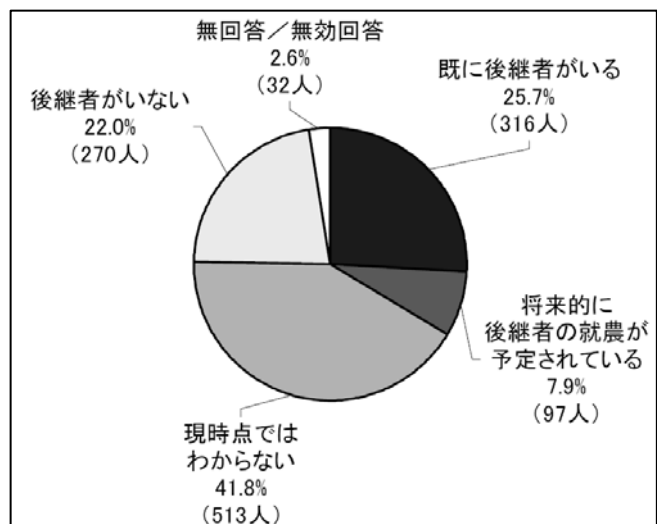
- 6 販売農家の出荷先別農家数  
 市内の販売農家の農産物の出荷先は、  
 市場が1,515戸、直売所が1,357戸  
 (複数回答含む)  
 【2010年世界農林業センサス】



- 7 販売農家の年齢階層別人口  
 70～79歳が25%と最も多い  
 60歳以上・・・61%  
 60歳未満・・・39%  
 【2010年世界農林業センサス】



- 8 農地所有者アンケート  
 問：「あなたの農業後継者についてあてはまるものを1つお選びください」  
 「既に後継者がいる」「将来的に後継者の就農が予定されている」・・・約34%  
 「現時点ではわからない」・・・約42%  
 「後継者がいない」・・・約22%  
 ※平成24年7月に実施



## 身近な緑の創出の実績と今後の計画

### 1 継続する取組

#### (1) 地域緑のまちづくり

##### ア 現計画での実績 (H21~24 年度)

- ・地域の皆さまと横浜市が協力し、地域ぐるみで緑化計画を策定するとともに、策定された計画に基づき、地域にふさわしい緑化を推進しました。
- ・15 地区において、地域にふさわしい緑化計画を策定しました。
- ・11 地区において、計画に基づき民有地と公共施設の緑化を進め、その中で、緑が不足している都心区では、緑化用地の取得など新たな取組を進めました。

地区名	区	取組状況(24 年度末)
牛久保西地区	都筑	計画策定
北寺尾地区	鶴見	計画策定
みなとみらい21 横浜駅東口・中央地区	西	計画策定
みなとみらい21 新港地区	中	計画策定
生麦新子安地区	鶴見・神奈川	緑化整備の実施
末広地区	鶴見	緑化整備の実施
錦が丘地区	港北	緑化整備の実施
みなとみらい21 中央地区	西	緑化整備の実施
平楽地区	南	緑化整備の実施
山手地区	中	緑化整備の実施
馬車道地区	中	緑化整備の実施
白根台第九地区	旭	緑化整備の実施
上白根国際地区	旭	緑化整備の実施
名瀬たかの台地区	戸塚	緑化整備の実施
上飯田地区	泉	緑化整備の実施
合計		計画策定：15 地区 緑化整備：11 地区

##### イ これからの緑の取組[平成 26-30 年度] (案)

- ・ご近所同士や集合住宅の管理組合などでも気軽に取り組めるよう、対象となる区域の規模を小さくするとともに、地域ごとに適したメニューを選択できるなど、計画づくりの自由度を高め、幅広く民有地の緑化を支援できる仕組みにします。
- ・平成 25 年度までに地域緑化計画を策定した地区については、継続して整備への支援を行います。

##### 【5 か年の目標】

- ・地域緑のまちづくり：46 地区 (新規 30 地区・継続 16 地区)

## (2) 園庭・校庭の芝生化

### ア 現計画での実績 (H21~24 年度)

- ・民間の保育園や幼稚園等が行う面積 10 m<sup>2</sup>以上の園庭の芝生化に対して、整備費等の助成を行いました。
- ・公立の保育園や小・中学校の園庭や校庭の芝生化を、公共施設緑化事業として取り組みました。
- ・施設管理者の維持管理の負担感を軽減し、新規整備の促進につなげるため、維持管理への技術的な支援を拡充して実施しました。

区	民間保育園・幼稚園	公立保育園	公立小中学校
鶴見	わくわくの森保育園、えみ保育園	芦穂崎、潮田、生麦	新鶴見小、潮田小
神奈川	保育園こりす、グローバルキッズ白楽園	神大寺、松見	池上小、白幡小
西		南浅間	稻荷台小
中	本牧めぐみ幼稚園、すいとぴー保育園、トイボックス本牧園	竹之丸、錦	元街小、間門小
南	仮) 大岡おひさま保育園	井土ヶ谷、清水ヶ丘、しろばら	太田小、永田小、六ッ川西小、石川小、永田台小
港南	宝島幼稚園、チェリーガーデン保育園、上大岡はるかぜ保育園		桜岡小
保土ヶ谷	峰岡幼稚園、えびちにしや園	保土ヶ谷、岩井	上菅田小
旭	プレスクール若葉幼稚園、横浜昭和幼稚園、上の原保育園、まきが原幼稚園	左近山、若葉台	
磯子	根岸星の子保育園、岡村幼児園、屏風ヶ浦はるかぜ保育園	洋光台第二、滝頭、東滝頭、杉田	
金沢	金沢ふたば保育園		八景小
港北	第二福澤保育センター、グローバルキッズ日吉園、ケンパ高田、おおくらやまえきまへのぞみ保育園	港北、大曾根、南日吉、菊名、太尾、大倉山、箕輪、高田	
緑	バオバブ霧が丘保育園、みどり寺山保育園	鴨居	
青葉	シャローム保育園、奈良幼稚園、東洋英和女学院附属かえで幼稚園		鴨志田中
都筑	都田幼稚園、やまた幼稚園、都筑ヶ丘幼稚園	大熊、みどり、中川西、茅ヶ崎、茅ヶ崎南	
戸塚	おおぞらひまわり保育園、戸塚愛児園、银杏保育園、こんにちは・ありがとうえん、柏尾スマイル保育園		倉田小、汲沢中
栄	中野どんくり保育園	上郷	本郷小、千秀小
泉	なかよし幼稚園、さつき幼稚園	北上飯田、和泉	いちょう小、葛野小、和泉小、上飯田小、西が岡小、中田小、泉が丘中、上飯田中、中和田中、飯田北小、中和田南小、いずみ野小、緑園東小、下和泉小、中田中
瀬谷	はら保育園、阿久和保育園	中屋敷	南瀬谷小、原小
【合計】	延べ 44 か所	延べ 40 か所	延べ 39 か所

## イ これからの緑の取組[平成 26-30 年度] (案)

- ・「子どもを育む空間での緑の創出」の事業として、保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出に取り組みます。
- ・園庭・校庭の芝生化に加え、ビオトープ、花壇づくり、屋上や壁面の緑化などを進め、多様な緑を創出します。
- ・芝生を良好に維持するとともに、多様な緑化を一層推進するため、維持管理費用の一部を助成します。

### 【5か年の目標】

- ・保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出：100 か所

### (3) 民有地の緑化

#### ア 現計画での実績 (H21~24 年度)

- ・市街化区域内にある建築物の屋上又は壁面の緑化を 3 m<sup>2</sup>以上行う場合、緑化工事費用の一部を助成しました。ただし、法令等により緑化率の定めがある場合は、その基準を超えた部分の緑化を対象としています。
- ・人生の節目の記念に希望した横浜市民等に、苗木を無料で配布しました。また、みどりのまちづくりに自主的に取り組んでいる団体等への樹木配布も行いました。
- ・面積 500 m<sup>2</sup>以上の建築物敷地で、法令等の基準以上の緑化を行い、その緑化部分を 10 年間保全する契約を市と締結した場合、固定資産税等の一部が軽減される制度です。民有地における緑化部分の保全と緑化誘導のため、契約の締結を進めました。

区	屋上緑化助成	人生記念樹配布	建築物緑化保全契約
鶴見	4か所	2,788 本	12 件
神奈川	8か所	3,927 本	6 件
西	1か所	1,294 本	—
中	5か所	1,414 本	3 件
南	2か所	1,655 本	3 件
港南	2か所	4,735 本	7 件
保土ヶ谷	3か所	3,237 本	—
旭	2か所	5,145 本	11 件
磯子	4か所	2,639 本	6 件
金沢	1か所	4,153 本	4 件
港北	10か所	4,208 本	5 件
緑	1か所	3,265 本	6 件
青葉	4か所	5,196 本	10 件
都筑	2か所	4,548 本	2 件
戸塚	2か所	5,374 本	9 件
栄	1か所	2,591 本	1 件
泉	—	3,481 本	7 件
瀬谷	—	8,171 本	17 件
【合計】	52か所	67,821 本	契約件数：109件 緑化面積：57.0ha 上乘せ分：38.7ha

#### イ これからの緑の取組[平成 26-30 年度] (案)

- ・法令等に定める基準以上の緑化を行った事業者に対し、緑化費用の一部を助成します。なお、緑の少ない鶴見、神奈川、西、中、南区における公開性・視認性の高い場所での緑化などの効果的な取組に対し、支援を充実させるとともに、維持管理費の助成を行います。
- ・建築物緑化保全契約の締結や人生記念樹の配布については、継続して実施します。

##### 【5か年の目標】

- ・民有地における緑化の助成：65 か所
- ・人生記念樹の配布：40,000 本配布

## 2 新たな取組

### (1) 公有地化によるシンボリックな緑の創出

- ・緑の少ない鶴見、神奈川、西、中、南区などを対象に、多くの市民の目にふれる場所で、土地利用転換などの機会をとらえて用地を確保し、緑豊かな公園を整備することにより緑をつくり、街の魅力や賑わいづくりにつなげます。

#### 【5か年の目標】

- ・緑の創出：5か所

### (2) 都心臨海部の緑花による賑わいづくり

- ・みなとみらい21地区から山下地区を中心とした都心臨海部で、東横線跡地を活用した遊歩道づくりや街路樹の重点的な育成などを通じて緑のネットワークを形成します。
- ・観光資源となっている公園や港湾緑地、文化施設などの公共施設を相互に連携させ、地域や施設の特性に合わせた季節感ある緑花による空間づくりを集中的に進めます。
- ・いつ訪れても緑や花で彩られた魅力ある街となるように、緑や花を良好に育てます。

#### 【5か年の目標】

- ・都心臨海部の緑花による賑わいづくり：都心臨海部で推進

<対象>

山下公園やグランモール公園などの都市公園

東横線跡地の遊歩道、港湾緑地、庁舎や文化施設などの公共施設

## 市民協働の取組実績

横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）で実施した事業で、「市民参画の促進につながる事業」にあたるものの実績（H21～24年度）は、以下の通り。

## 1 樹林地を守る施策

市民協働による緑地の維持管理	
多様な動植物が生息する健全な森とするため、市民の森等で、愛護会と連携した維持管理を実施した樹林地の将来像や維持管理の考え方を定める「保全管理計画」を市民協働で策定した	保全管理計画の策定：14 か所 策定に関わった愛護会等：約 800 人
森づくりリーダー等の育成	
「森づくりリーダー」など、森に関わる人材育成を進め、市民と協働した森の維持管理を進めた	森づくりボランティア：164 人 森づくりリーダー：39 人 はまレンジャー：20 人
樹林地管理団体の活動助成	
森づくり活動を行っている団体に対して、積極的な森づくり活動を支援するための助成や、道具の貸出などの支援を行い、市民と協働した森の維持管理を進めた	愛護団体・森づくりボランティアの支援：224 団体
森の楽しみづくり事業	
市民と協働した森づくり活動を広げるため、楽しみながら保全活動に関心を持つきっかけとなるような、さまざまな体験型講座を実施した	森の収穫物体験イベント ：34 回（約 3,500 名参加） 間伐材活用クラフトイベント ：44 回（約 2,000 名参加） 森林教室 ：231 回（約 17,000 名参加）ほか

## 2 農地を守る施策

収穫体験農園の開設支援	
身近なところで地産地消を実感し、市民の農への関心を高めるよう、果物のもぎ取りや野菜の収穫などを体験することができる果樹園や農園の整備に対し支援を行った	収穫体験農園の整備に対する助成：15.7ha (参考) 農園利用者 イチゴ：約 20,000 人/年・ha サツマイモ：約 10,000 人/年・ha
食と農との連携事業	
農家と市民・企業、様々な人や団体が連携し、協働による新たな地産地消の様々な取組を展開した	様々な団体・企業等が連携した地産地消の取組：13 件 食と農の祭典（H23・24 年度） ：約 10,000 名参加

## 3 緑をつくる施策

地域ぐるみでの緑のまちづくり	
地域の皆さまと横浜市が協力して、地域にふさわしい緑化計画をつくり、民有地と公共施設の緑化を進める「地域緑のまちづくり」の取組を進め、多くの地区で計画づくりが進むとともに、花壇や壁面緑化などの緑化整備を実施した	計画策定：15 地区 緑化整備：11 地区



概要版パンフレットをご覧ください、あなたのご意見をお聞かせください。  
(選択肢の数字に○をつけてください)

「これからの緑の取組[平成 26-30 年度](素案)」の 5 か年の目標についてお伺いします。

問 1 「横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)」の取組により、緑(樹林地)の減少傾向が鈍化しています。「これからの緑の取組[平成 26-30 年度]」では、引き続き、緑の保全・創造の取組を進め、緑の減少に歯止めをかけようとしています。このことについてどう思いますか。

1. 積極的に取り組む必要がある
2. どちらかと言えば取り組む必要がある
3. どちらかと言えば取り組む必要がない
4. 取り組む必要がない

問 2 「これからの緑の取組[平成 26-30 年度]」では、地域の特性に応じた緑の保全や創出、維持管理の充実により、緑の「質」を高めようとしています。このことについてどう思いますか。

1. 積極的に取り組む必要がある
2. どちらかと言えば取り組む必要がある
3. どちらかと言えば取り組む必要がない
4. 取り組む必要がない

問 3 「これからの緑の取組[平成 26-30 年度]」では、市民と緑との関わりを増やし、緑とともにある豊かな暮らしを実現する取組を進めようとしています。このことについてどう思いますか。

1. 積極的に取り組む必要がある
2. どちらかと言えば取り組む必要がある
3. どちらかと言えば取り組む必要がない
4. 取り組む必要がない

「これからの緑の取組[平成 26-30 年度](素案)」の具体的な取組内容についてお伺いします。

問 4 取組の柱1「市民とともに次世代につなぐ森を育む」では、緑地保全制度による樹林地の指定拡大や市による買取り、生物多様性・安全性に配慮した森づくり、森を育む人材育成、市民が森に関わるきっかけづくりに取り組めます。このことについてどう思いますか。

1. 積極的に取り組む必要がある
2. どちらかと言えば取り組む必要がある
3. どちらかと言えば取り組む必要がない
4. 取り組む必要がない

自由記述:期待する事業や疑問を感じる事業、他のアイデアなど

問 5 取組の柱2「市民が身近に農を感じる場をつくる」では、水田など良好な農景観の保全、市民が農とふれあう場づくり、身近に感じる地産地消の推進や市民や企業と連携した地産地消の展開に取り組めます。このことについてどう思いますか。

1. 積極的に取り組む必要がある
2. どちらかと言えば取り組む必要がある
3. どちらかと言えば取り組む必要がない
4. 取り組む必要がない

自由記述:期待する事業や疑問を感じる事業、他のアイデアなど

問 6 取組の柱3「市民が実感できる緑をつくる」では、民有地での緑の創出や、公共施設・公有地での緑の創出、市民協働による緑のまちづくり、子どもを育む空間での緑の創出や、緑や花による魅力・賑わいの創出に取り組めます。このことについてどう思いますか。

1. 積極的に取り組む必要がある
2. どちらかと言えば取り組む必要がある
3. どちらかと言えば取り組む必要がない
4. 取り組む必要がない

自由記述:期待する事業や疑問を感じる事業、他のアイデアなど



## 取組を進めるための財源についてお伺いします。

問 7

平成 21～25 年度の取組である「横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)」を推進するため、財源の一部として、平成 25 年度まで横浜みどり税を市民の皆様(個人・法人)にご負担いただいています。

(個人の場合、個人市民税の均等割額に年間 900 円<月額にすると 75 円>を上乗せ<所得が一定金額以下で、市民税均等割が課税されない方を除く>)

「これからの緑の取組[平成 26-30 年度]」に掲げた施策を実施するためには、安定した財源が必要となります。その財源の一部を、横浜みどり税のように、市民が負担することについて、どう思いますか。

1. 積極的に負担する必要がある
2. どちらかと言えば負担する必要がある
3. どちらかと言えば負担する必要がある
4. 負担する必要がある

自由記述

## その他、ご意見がございましたらお聞かせください。

記入欄

## あなたについてお聞きします

問 8 あなたは現在どちらにお住まいですか

- |         |        |        |           |         |         |
|---------|--------|--------|-----------|---------|---------|
| 1. 青葉区  | 2. 旭区  | 3. 泉区  | 4. 磯子区    | 5. 神奈川区 | 6. 金沢区  |
| 7. 港南区  | 8. 港北区 | 9. 栄区  | 10. 瀬谷区   | 11. 都筑区 | 12. 鶴見区 |
| 13. 戸塚区 | 14. 中区 | 15. 西区 | 16. 保土ヶ谷区 | 17. 緑区  | 18. 南区  |

問 9 あなたの性別はどちらですか

- |       |       |
|-------|-------|
| 1. 男性 | 2. 女性 |
|-------|-------|

問 10 あなたの年齢はおいくつですか

- |              |              |              |
|--------------|--------------|--------------|
| 1. 20 歳～29 歳 | 2. 30 歳～39 歳 | 3. 40 歳～49 歳 |
| 4. 50 歳～59 歳 | 5. 60 歳～69 歳 | 6. 70 歳～79 歳 |
| 7. 80 歳以上    |              |              |

アンケート調査にご協力いただきありがとうございました

概要版パンフレットをご覧ください、貴社のご意見をお聞かせください。  
(選択肢の数字に○をつけてください)

「これからの緑の取組[平成 26-30 年度](素案)」の5か年の目標についてお伺いします。

問1 「横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)」の取組により、緑(樹林地)の減少傾向が鈍化しています。これからの緑の取組[平成 26-30 年度]では、引き続き、緑の保全・創造の取組を進め、緑の減少に歯止めをかけようとしています。このことについてどう思いますか。

1. 積極的に取り組む必要がある
2. どちらかと言えば取り組む必要がある
3. どちらかと言えば取り組む必要がない
4. 取り組む必要がない

問2 「これからの緑の取組[平成 26-30 年度]」では、地域の特性に応じた緑の保全や創出、維持管理の充実により緑の「質」を高めようとしています。このことについてどう思いますか。

1. 積極的に取り組む必要がある
2. どちらかと言えば取り組む必要がある
3. どちらかと言えば取り組む必要がない
4. 取り組む必要がない

問3 「これからの緑の取組[平成 26-30 年度]」では、市民と緑との関わりを増やし、緑とともにある豊かな暮らしを実現する取組を進めようとしています。このことについてどう思いますか。

1. 積極的に取り組む必要がある
2. どちらかと言えば取り組む必要がある
3. どちらかと言えば取り組む必要がない
4. 取り組む必要がない

「これからの緑の取組[平成 26-30 年度](素案)」の具体的な取組内容についてお伺いします。

問4 取組の柱1「市民とともに次世代につなぐ森を育む」では、緑地保全制度による樹林地の指定拡大や市による買取り、生物多様性・安全性に配慮した森づくり、森を育む人材育成、市民が森に関わるきっかけづくりに取り組めます。このことについてどう思いますか。

1. 積極的に取り組む必要がある
2. どちらかと言えば取り組む必要がある
3. どちらかと言えば取り組む必要がない
4. 取り組む必要がない

自由記述:期待する事業や疑問を感じる事業、他のアイデアなど

問5 取組の柱2「市民が身近に農を感じる場をつくる」では、水田など良好な農景観の保全、市民が農とふれあう場づくり、身近に感じる地産地消の推進や市民や企業と連携した地産地消の展開に取り組めます。このことについてどう思いますか。

1. 積極的に取り組む必要がある
2. どちらかと言えば取り組む必要がある
3. どちらかと言えば取り組む必要がない
4. 取り組む必要がない

自由記述:期待する事業や疑問を感じる事業、他のアイデアなど

問6 取組の柱3「市民が実感できる緑をつくる」では、民有地での緑の創出や、公共施設・公有地での緑の創出、市民協働による緑のまちづくり、子どもを育む空間での緑の創出や、緑や花による魅力・賑わいの創出に取り組めます。このことについてどう思いますか。

1. 積極的に取り組む必要がある
2. どちらかと言えば取り組む必要がある
3. どちらかと言えば取り組む必要がない
4. 取り組む必要がない

自由記述:期待する事業や疑問を感じる事業、他のアイデアなど



**取組を進めるための財源についてお伺いします。**

問7

平成21～25年度の取組である「横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)」を推進するため、財源の一部として、平成25年度まで横浜みどり税を市民の皆様(個人・法人)にご負担いただいています。  
(法人の場合、法人市民税の年間均等割額に9%相当額を上乗せく法人税割が課されない場合は対象外>)  
「これからの緑の取組[平成26-30年度]」に掲げた施策を実施するためには、安定した財源が必要となります。その財源の一部を、横浜みどり税のように、市民が負担することについて、どのようにお考えですか。

1. 積極的に負担する必要がある
2. どちらかと言えば負担する必要がある
3. どちらかと言えば負担する必要がある
4. 負担する必要がある

自由記述

**その他、ご意見がございましたらお聞かせください。**

記入欄

**貴社についてお聞きします**

問8 本社は横浜市内ですか、市外ですか

1. 市内

2. 市外

問9 主たる事業所はどちらにありますか

- |         |        |        |           |         |         |
|---------|--------|--------|-----------|---------|---------|
| 1. 青葉区  | 2. 旭区  | 3. 泉区  | 4. 磯子区    | 5. 神奈川区 | 6. 金沢区  |
| 7. 港南区  | 8. 港北区 | 9. 栄区  | 10. 瀬谷区   | 11. 都筑区 | 12. 鶴見区 |
| 13. 戸塚区 | 14. 中区 | 15. 西区 | 16. 保土ヶ谷区 | 17. 緑区  | 18. 南区  |

問10 問9の事業所の従業者数は何人ですか

1. 50人以下

2. 50人超

問11 資本金はいくらですか

1. 1千万円以下

2. 1千万円超～1億円以下

3. 1億円超～10億円以下

4. 10億円超～50億円以下

5. 50億円超

**アンケート調査にご協力いただきありがとうございました**

# これからの緑の取組[平成 26-30 年度](素案)に対する公募型市民意見募集の結果

## 1 概要

### (1) 募集期間

平成 25 年 4 月 5 日（金）から平成 25 年 5 月 7 日（火）まで

### (2) 公募方法

区役所や市内の公共施設等に配架した概要版パンフレットに添付したハガキ、ファクス、電子メールでご意見をいただきました。

<概要版パンフレット配架場所>

各区役所の広報相談係、市民情報センター、行政サービスコーナー、図書館、公会堂、区民活動支援センター、PRボックスなど、約 600 か所

### (3) 回収数

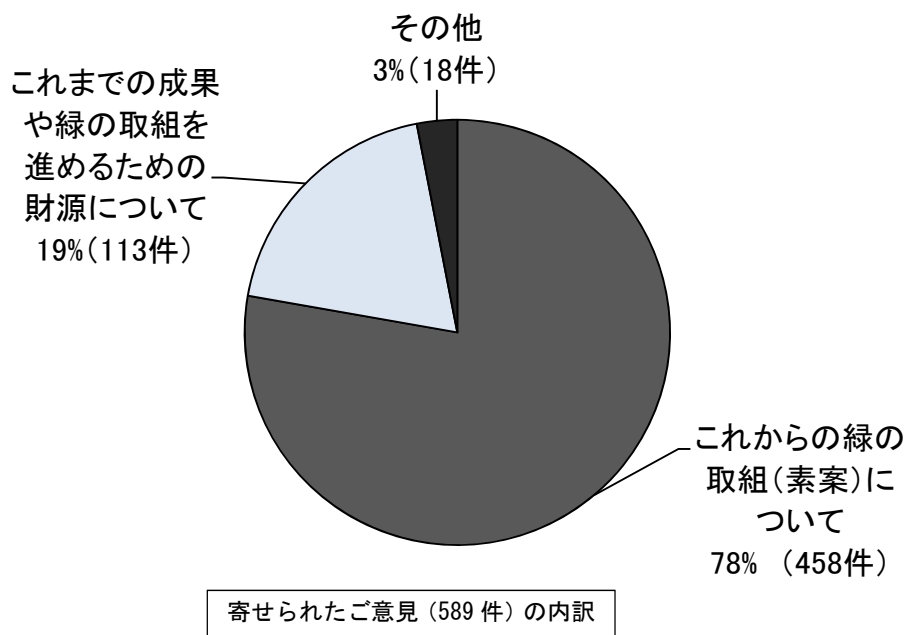
274 通（ハガキ 242 通、電子メール 27 通、ファクス 4 通、その他（郵送） 1 通）

意見総数 589 件

## 2 結果について

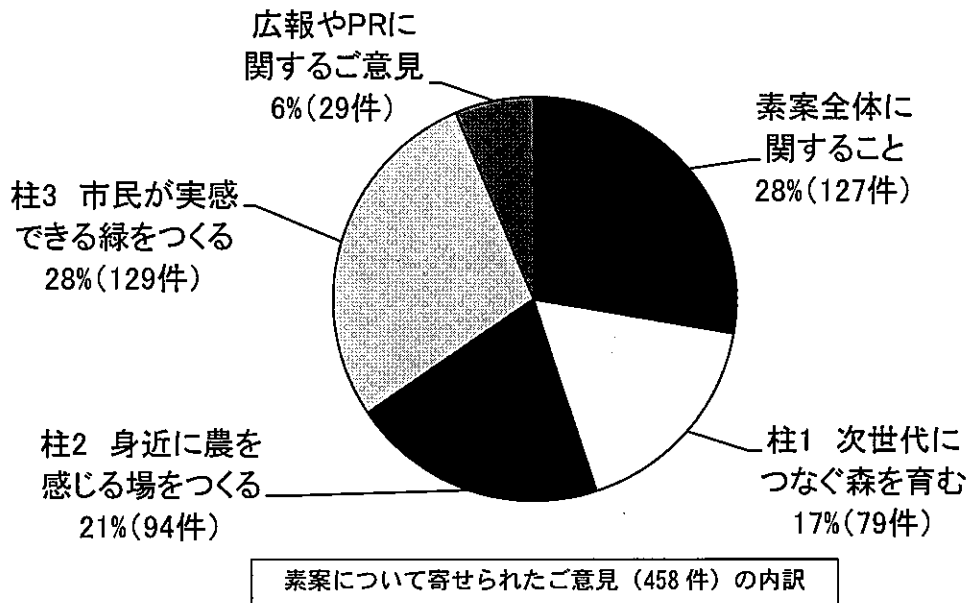
### (1) 意見の分類

寄せられたご意見のうち、8 割弱が、素案の内容についてのご意見でした。残りの 2 割弱が、これまでの成果や、緑の取組を進めるための財源についてのご意見でした。



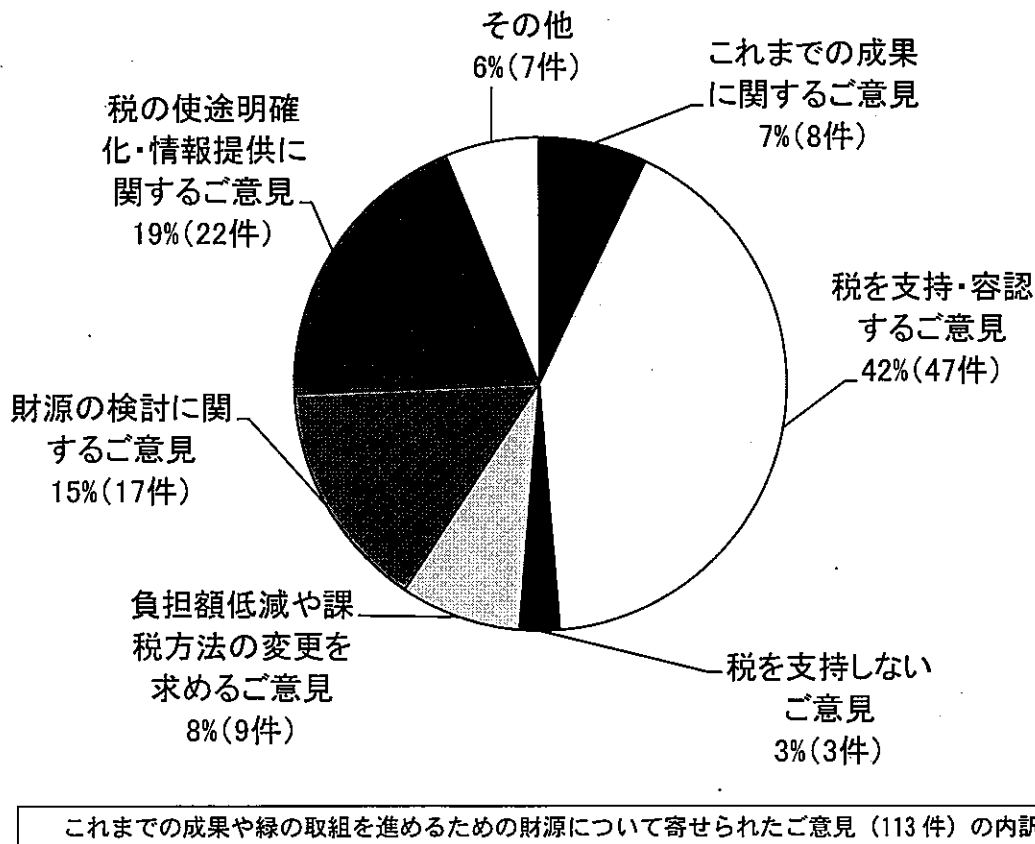
(2) これからの緑の取組（素案）について

素案の内容についてのご意見では、素案全体に関するもののほか、それぞれの取組について、幅広いご意見が寄せられました。



(3) これまでの成果や緑の取組を進めるための財源について

これまでの成果や緑の取組を進めるための財源についてのご意見で、これまでの成果に関するものが1割弱で、財源についてのご意見が多くを占めました。



分類	集計	割合
<b>01.素案全体に関すること</b>	<b>127</b>	<b>21.6%</b>
01.取組を支持するご意見	52	8.8%
02.理念や目標、計画の枠組みに関するご意見	14	2.4%
03.取組の進め方、優先順位についてのご意見	17	2.9%
04.取組の内容に関するご意見	44	7.5%
01.人材の育成・教育に関するご意見	7	1.2%
02.市民や企業との協働・市民の参加についてのご意見	15	2.5%
03.水環境についてのご意見	2	0.3%
04.その他のご意見(取組の提案など)	20	3.4%
<b>02.柱1 次世代につなぐ森を育む</b>	<b>79</b>	<b>13.4%</b>
01.柱1に関するご意見	10	1.7%
02.樹林地・緑地の保全に関するご意見	24	4.1%
01.開発規制に関するご意見	6	1.0%
02.保全制度に関するご意見	10	1.7%
03.その他のご意見	8	1.4%
03.維持管理・森の育成に関するご意見	28	4.8%
01.生物多様性保全に関するご意見	9	1.5%
02.維持管理の支援に関するご意見	4	0.7%
03.その他のご意見	15	2.5%
04.人材の育成に関するご意見	9	1.5%
05.市民が森に関わるきっかけづくりに関するご意見	8	1.4%
<b>03.柱2 身近に農を感じる場をつくる</b>	<b>94</b>	<b>16.0%</b>
01.柱2に関するご意見	11	1.9%
02.良好な農景観の保全に関するご意見	12	2.0%
01.水田の保全に関するご意見	5	0.8%
02.その他のご意見	7	1.2%
03.農とふれあう場づくりに関するご意見	26	4.4%
01.市民農園・農体験に関するご意見	16	2.7%
02.その他のご意見	10	1.7%
04.身近に感じる地産地消の推進に関するご意見	11	1.9%
05.その他のご意見	34	5.8%
01.担い手の育成・支援に関するご意見	31	5.3%
02.その他のご意見	3	0.5%
<b>04.柱3 市民が実感できる緑をつくる</b>	<b>129</b>	<b>21.9%</b>
01.柱3に関するご意見	23	3.9%
01.生物多様性に関するご意見	5	0.8%
02.その他のご意見	18	3.1%
02.民有地での緑の創出に関するご意見	13	2.2%
03.公共施設・公有地での緑の創出に関するご意見	44	7.5%
01.公園に関するご意見	12	2.0%
02.街路樹に関するご意見	14	2.4%
03.その他のご意見	18	3.1%
04.市民協働による緑のまちづくりに関するご意見	15	2.5%
05.子供を育む空間での緑の創出に関するご意見	11	1.9%
06.緑や花による魅力・賑わいの創出に関するご意見	23	3.9%

分類	集計	割合
05.広報やPRに関するご意見	29	4.9%
01.市民が参加するための広報について	4	0.7%
02.実績・成果の報告について	10	1.7%
03.取組の広報について	8	1.4%
04.その他のご意見	7	1.2%
06.これまでの成果に関するご意見	8	1.4%
07.税、財源に関するご意見	105	17.8%
01.税を支持・容認するご意見	47	8.0%
02.税を支持しないご意見	3	0.5%
03.負担額低減や課税方法の変更を求めるご意見	9	1.5%
04.財源の検討に関するご意見	17	2.9%
05.税の使途・情報提供に関するご意見	22	3.7%
06.その他のご意見	7	1.2%
08.その他	18	3.1%
総計	589	100.0%



大分類	中分類	小分類	意見
01.素案全体 に関する事	01.取組を支持す るご意見		<p>素案については、市域全体の緑の維持創出に重点を置いた素晴らしい政策であると考えます</p> <p>みどりアップ計画には賛同いたします。緑の取組について今後も進めていただきたいと思います。</p> <p>素案 1,2,3 を拝読しました。どれも素晴らしい本質的な取組みと思われる。ぜひ何とか頑張ってくださいたいです。</p> <p>26 年度からも緑の取組を続けて欲しい。個人の農地や土地であってもむやみに宅地にするのでなしに、計画的に緑に親しめるように行政でも参加して欲しい</p> <p>いいと思います。横浜はみどりと海と都市が混在した美しい街にしたいと思っています。</p> <p>緑に対する取組を継続して欲しい</p> <p>横浜みどりアップ計画。樹林地も守る、農地を守る、緑をつくるを継続してほしい。将来の横浜の住み方、人口の変化をみすえた長期計画もほしい</p> <p>みどり税は若干アップしてでも緑の保全を確立して住みよい環境づくりを推進願いたい。又、樹林の若返りの作業を進め、災害を防ぐ必要もある</p> <p>「緑の取組」は、大賛成。みどり税の「保全及び創造に資する」用途が拡大解釈されぬよう留意樹林地農地を守ることは、受動的とされがちだが本来の姿、取組みであり、市民運動支援、天下り支援迎合的対応は不要。自信をもって取り組んでいるだろうが…</p> <p>取組みの骨子に賛成です。横浜市の農業を如何に充実、発展させるかを基軸に緑の保全を進めて下さい。その上で、市民と緑の交流を活発化させて欲しいと思います。</p> <p>このまま続けてほしい。</p> <p>農地など緑を守る取組で安心、安全で維持管理や緑の創出など少なくともと思う。今後も継続をお願いします。</p> <p>継続管理、見守りをする事で緑の良さが発揮されると思うので復帰してきたばかりの緑との共生であり 26 年度以降も是非行政にも力を注いで欲しい取組です。素案に積極的に関わりたいと思い拝読致しました。</p> <p>横浜緑アップ計画はとても良い制度であり今後も利用していきたい。</p> <p>とても良い制度なので今後も続けてもらいたい。</p> <p>みどりアップを利用したおかげで農業がしやすい環境になった。後継者が戻ってきやすい状態にすることも、みどりアップにつながると思うのでずっと継続してほしい。</p> <p>平成 21-25 年度当初事業同様に進めてもらいたい。</p> <p>継続しておねがいしたいと思います。</p> <p>引き続き努力をお願いします。</p> <p>横浜市の緑アップ事業は、ぜひ継続して、まちの環境向上に役立ててもらいたい。</p> <p>異議なし。</p> <p>おおむね賛成です。しかし、一部に緑は大切と考えるが、落葉は困る。など身勝手な考えを持つ人もあり、住民の意識を高める方策を考えてみたら！</p> <p>自然を守る活動は待たなしです。とにかく取組むべきだと思います。個人的には「緑の「質」を高める必要性」に触れているところに共感を覚えます。守った緑は質を上げて有効に市民のために使うべきです。</p> <p>大変意欲的なプランで、市が前面に出て推進するものは全国でもあまり例がないと思います</p> <p>市の計画には大歓迎です。</p> <p>緑のある生活こそ、生活(人生)の質を高めるものであると思うので、そのための方策として良い取組と考えます。</p> <p>賛成であり、市民憩いの場として、必要と思う。</p> <p>継続していただきたい。</p> <p>継続要望。</p> <p>環境保全の一貫として、良いとirikみだと思う。</p> <p>相対的に良いと思います。</p>

		<p>緑地保全はとても大切なことだと思うので、これからも取組を継続してほしい。</p> <p>私達にとって大変助かる制度なので今後もこのような制度は長く続けていただきたいと思います。</p> <p>これからも緑と農地を守る為に(横浜みどりアップ計画)の継続をお願いします。</p> <p>今後も横浜の緑や農地(農業)を守る取組を継続していただきたい。</p> <p>山林や農地を所有する者にとって大変有難く思っています。平成31年度以降も継続して取組が行われるよう希望しています。</p> <p>樹林地や農地など緑を守る取組の継続はとても良いと思うので、これからも長期的に続けていってほしいと思います。緑が多い横浜をこれからも守ってほしいと思います。</p> <p>とても良い試みだと思います。農地や樹林の保全を推進し、維持してもらいたいと思います。</p> <p>横浜みどりアップ計画はみどりを保全するために非常によい事業だと思います。ぜひこれからも続けてください。</p> <p>これは良い制度なので今後も拡充してほしい。</p> <p>横浜みどりアップ計画の継続をお願いします。</p> <p>横浜みどりアップ計画は継続してください。農業者も市民との深い絆もできます。頑張れます。水・緑・環境良い住みやすい横浜が残っていくのではないかと。</p> <p>農家としてもとても助かり、嬉しい取組でしたし市民としても緑を守っていただきたいので、ぜひこれからも継続していただきたいです。</p> <p>農にふれたいという声に応え、様々なニーズに合わせた農園の開墾や地産地消を広げる取組を進めて、農地などの緑を守る組織を継続して進め、緑の減少に歯止めをかけて森の維持管理や地域での緑の創出など市民や事業者と進めている協働の取組を充実してほしい。</p> <p>すごくよい取組みだと思います。</p> <p>一部の似非的意見に阿諛(あゆ)することなく市政発展に積極的に取り組んで下さい。</p> <p>横浜は、5年前から、「みどりアップ」として、取り組んでいますが、取組時期としては、ぎりぎりと思います。これを、今後5年間は継続するという事で、賛成です。</p> <p>普段は公園を利用させていただき、週末には天園ハイキングコースを歩いています。是非緑を守る活動を継続していただきたいと思います。</p> <p>港南台の山手学院そばの森が開発される計画があるとのことですが、なんとか、緑の状態で保存してもらえるような施策をお願いします。</p> <p>これまでの「横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)」については概ね評価できます。</p> <p>次期も引き続き、取り組んでほしいと考えます。</p> <p>規模が縮小されても続けていってほしいと思います。</p> <p>これまでの「みどりアップ計画」(新規拡充施策)の良い点を継続し、改善すべきは直し、取り組んでほしい。</p> <p>緑を保全するばかりでなく、さらにそれを増やして行こうという、財源確保を図りながらの横浜市 of 具体的な取組を大いに期待しております。</p>
	02.理念や目標、計画の枠組みに関するご意見	<p>「緑」だけでなく「水」との関係性を素案に盛り込むべきだ。谷戸における小川、鶴見川や大岡川、帷子川等、さらに東京湾、相模湾まで考え「緑」の視点が欲しい。</p>
		<p>これからの緑の取組について、基本理念を確認することが必要ではないか。基本理念実現には、いろいろな方策が可能であり、行政の役割はその一つに過ぎない。</p> <p>行政の対応が、年限、地域などの制約を受けるのはやむを得ないが、基本理念実現には、長い時間、広い空間の中で始めて意味をもつことであるとの自覚を市民が深めることが重要である。計画を建てるに当たり、常にこのような視点を踏まえて欲しい。</p> <p>また、基本理念と横浜市の現状について、市民に分かりやすい情報提示が必要である。</p> <p>横浜市のサイトを見ると、行政文書のアーカイブはあるが、情報の更新</p>

		<p>が信じられないほど遅い。行政の枠の中で行われることに一定の制約が必要であるならば、市民の自由な活動を支援することがあってもよいのではないか。</p> <p>しかし、地域の活動が、行政の枠の中で行われるようになると、活力が失われてしまう。行政はこのようにことのないように配慮すべきであるが、問題の核心は、むしろ、行政の制約に甘んずる市民の自治に対する意識の低さにある。</p> <p>緑の取組において、環境創造局として緑地の保全を掲げ、生物多様性・安全性を謳うのなら、横浜市として1968年に区域区分制度が設けられた当初の理念に基づき、人口が減少し過疎高齢化が進む地域にある市街化調整区域を、少なくとも市街化するようなことは認めないという確固たるポリシーを持つべきである。</p> <p>法律や条例に則り地権者や開発業者が開発を求めることは阻止できないが、それを認めるか否かは、行政の判断にかかっている。いや、むしろ唯一行政が遍く長期的な視野で展望し、的確な判断を行いうる立場であると考え。決して各種利権の調整という作業をこなすことにならないようお願いしたい。</p> <p>緑の取組策として具体的な達成目標数値を盛り込むのは、単に目標倒れとならぬようにする縛りとして有効であるが、上述した都市計画法の大元の問題に基づき緑地保全への確固たるポリシーを持つという目標設定も入れていただきたい。</p> <p>すべての緑の質を高めてください。</p> <p>横浜市の「緑」として、生物多様性などの「質」を高めることは、重要である。それは、既存の樹林地等の「森」だけでなく、「農」や「緑の創出」においても同様のはず。長く維持されてきた郊外部の樹林地等と農地、河川を經由して臨海部の水辺(特に東京湾)をつなぐことで、それぞれの緑に生きもののにぎわいが戻ってくる。このため、特に臨海部の公園、公共施設等では、横浜市自らが率先して、市内樹林地の発生表土や多種多様な植物による緑の創出とビオトープ池などのエコアップ拠点を計画、整備し、市民ボランティア等により適正に維持管理することを取組に盛り込むよう要望します。</p> <p>最近では昔いたあまり人間に害しない色々な生物がいた。随分すくなくなつた。それでも時々ガマガエルが車にひかれていたりする。生物多様性を言うなら、それなりに生き物の道も考えるべきです。只、リスやアライグマ、ハクビシンは困ります。</p> <p>みんなで育む みどり豊かな美しい街 横浜。市民、団体、学校、企業、地域などが横浜市とともに育む、様々な視点からの街づくりとして評価します。</p> <p>また、「総量の維持」「緑の質を高める」「緑とともにある豊かな暮らしの実現」という目標は適当であると認識します。</p> <p>市民が緑に触れる機会を提供するのは良い。それを通じて、貴重な緑地を守ることに意識する“きっかけ”となれば良いと思う。</p> <p>市民の意識が変われば、普段の生活を見直すでしょうし、わざわざ財源を確保する必要もなくなってくるのではないのでしょうか。</p> <p>全体として「横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)」の成果と課題を踏まえて、概ね妥当な計画になっています。</p> <p>特に、緑の総量とともに「緑の質」や「生物多様性」を政策の目標に打ち出していることは、これまでの4年間の横浜みどりアップ計画の成果を更に広げようとする姿勢が見え評価できます。</p> <p>関連計画として都市マスタープラン(市販)との整合性を示すべきだ。</p> <p>財源を使って緑の充実を行うことは賛成していますが、都市の緑豊かな生活空間を実現していく構造的な論理が足りないのではないかと思います。①住宅近辺～②散歩圏～③より広域の順に生活感の豊かさが着実にアップする手順を検討してもらいたいと思います。緑と農を大切に生活空間。</p> <p>農地、水田の確保に、生物多様性の保全という言葉が入ったのは画期的な進化だと思います。いろいろな自然の中でも、生物多様性に優れた貢献のできるのが、横浜市の誇る「谷戸」という複合的な自然形態だと言われています。それを、樹林地、農地、と別々に切り離すのはたいへ</p>
--	--	---

		<p>ん不合理であり、もったいない。包括的、複合的に1つのまとまり(integrity)として保全できるメニューをぜひ作っていただきたいです。取組の柱として5か年の取組における具体的なランドデザインが必要だと思います。例えば民間事業者の開発により存続が危ぶまれている生物多様な森「瀬上沢の森」などは、横浜市が買い取って保全するなどの対策が強く望まれます。</p> <p>「緑の質を高める」活動については、既設の緑の整備だけでなく、もともと海の埋立地であったところを0スタートから、行政と近隣企業の協働で緑化を進めている地域活動(末広地区など)も取り上げて頂きたい。</p> <p>アウトカム指標による目標設定を検討・導入すべき。 「これからの緑の取組[平成26-30年度]」の検討に当たり、貴市では平成24年度に、「横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)[平成21-25年度]」に関する中間的評価・検証を行なっています。 しかし、「〇〇haの樹林地の保全が進んだ」などのアウトプット指標での評価にとどまり、そのことで生物多様性がどの程度保全・回復したか、市民の満足度がどの程度アップしたかなどのアウトカム指標による評価にまで踏み込んでいません(注)。 「これからの緑の取組[平成26-30年度]」(素案)の「第2章 これからの緑の取組」に示されている各取組について、可能な限り、アウトプット指標による目標と併せて、アウトカム指標による目標の設定を検討し、導入されることを期待致します。 注: インプット、アウトプット、アウトカム指標について(国土交通省資料より) ○インプット = 費用、指標としては主として予算額が用いられる(例えば、道路改修工事に〇〇億円の予算を執行したなど) ○アウトプット = 事業実施に直接関連する指標(例えば、道路の整備延長、パトロール巡回回数など) ○アウトカム = 成果に関する指標(例えば、渋滞がどの程度緩和されたか、犯罪がどの程度減少したかなど)</p>
	03.取組の進め方、優先順位についてのご意見	<p>中区の住民ですが、樹林地や農地がない区なので「緑をつくる」取組を充実させてほしいです。</p> <p>3本柱にそれぞれ総合ディレクターがいるといい。今の審議会では推進力が不足している。</p> <p>どれも大切なことではありますが、優先順位のつけ方として、一度なくなると回復が難しいもの、自然度の高い質的に重要なものを上位にすべきだと思います。海辺はほぼ人工物となった今、内陸の緑地では生物多様性を考えたとき、水、鳥、虫など全物ひっくるめた環境の保全が必要です。そのような場所はもう多くはないと思われます。</p> <p>緑の保全に関する関連部署が建築局、都市整備局、環境創造局にわたっているが、それぞれの足並みが揃わないため環境創造局が一生懸命やっても、建築条例、景観保全を担当する部署が樹木の伐採を認可するため結果が上がらない、という大きな問題がある。</p> <p>横浜市の側から、もっと積極的な働きかけはできないものか。 職員を増やし、区役所でも積極的な推進体制を確保すべきだ。 新たに緑を増やすことももちろん必要かもしれないが、既存の自然、手を加えずして今も残っている緑を守ることにももっと注力したほうが良い。作られた緑、人工的な不自然なものを新たに増やすことに対して違和感がある。 相続の場合などに対応した公有地化など樹林地、農地の保全に力を入れてほしい。 これからも緑を増やす施策の推進を期待します。特に樹林地の整備に力を入れて欲しい。 数年前より緑税なるものを新設、徴税されているが、自分の生活圏、日常の生活圏で緑が増えたという実感は全く無い。 総体的に緑地の多い、市北部などで実行してもらっても自分らにとっては意味が無い。 田舎での緑化推進・保全も結構だが、緑が貴重な都心部や臨海部にこ</p>

		<p>そ率先して増やすべきではないか。</p> <p>21-25 年度計画に比べると、方針・目標設定・施策・事業と整理されて全体の仕組みはわかりやすくなったと感じます。</p> <p>しかし、事業予算、事業手法について記述がないので具体性が見えない。捉われてしまう、という危惧のため省かれたのかもしれないが、構想段階といえども必要ではないか。</p> <p>現状行われている施策・事業が、評価に応じて継続・変更・廃止されるのかどうかが見えない。</p> <p>◇みどりの夢かなえます事業</p> <p>市民団体が人件費等なしで 300 万ものお金を使うのはたいへん。担当者は 10 万でもよい、と話していたが、それだったらその規模程度の仕組みにすべきだと思う。</p> <p>もしこの事業が残るのであれば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1 年で 100 万まで、2 年間継続事業にする(総額 200 万)。</li> <li>・民間緑地で活動する団体にも枠を広げる。(税金は広く市民から納められているものだから)</li> </ul>
		<p>公園・緑地などこれから新たに設ける際には、造成・維持管理にかかる費用を極力抑え、どこにでもある、似たような公園然としたものを再生産することは控えていただきたい。</p> <p>生物の多様性が豊かな場所は、おのずと多少の危険性が伴うものである。</p> <p>そのような場にはあえて過度な安全対策を施さずにおき、生の自然に馴染めない市民に対しては、安全で人工物の多い施設型公園が既に多く存在するので、そちらの利用をすすめるという考え方の導入も考慮すべきである。</p> <p>特に緑の少ない都市部にもっと緑化の空間を創出していただきたいと願っております！！</p> <p>特に住宅地に隣接した農地、樹林地には力を入れてほしい。緑が多くなることは多くの方は賛成するが、自分の近くでの農薬ドリフト、ホコリ、落葉などには対応は厳しいと思う。</p> <p>みどりアップをする部署がいろいろな局であるのが理想。</p> <p>三局が相互に連携し、緑の保全に対する取組みを抜本的に見直し強化することを要望する。</p> <p>素案の 3 本の柱をバランス良く推進して欲しいが、特に樹林地の拡大、保全に重点が置かれるべきと思います。</p>
04.取組の内容に関するご意見	01.人材の育成・教育に関するご意見	<p>緑を守り、育てる事業を展開していく中で緑を守る人材(農業を含め)を育成する。</p>
		<p>緑の知識(育て方、見分け方等)を広めるため、講習や緑検定を実施したらどうか。</p> <p>緑を育てる人材育成が足りない。人にお金をかけるべきだ。</p> <p>環境教育。落ち葉や虫や鳥をいやがる人が増えています。落ち葉が土を作り木が涼しい風を送ってくれ、虫や小鳥と共に暮らしてこそ人間の生活であることをわからせる教育を望みます。</p> <p>地球や人類の成り立ちを考えると、緑が不可欠だと思うので大切さと良さをもっと広められるよう学校内でも理科、生物等でしっかり伝えて頂く機会も増やして欲しいです。</p> <p>個人的には子供たちが自然と触れ合える(ザリガニつりやカエルとり etc.)環境がもっとふえたら良いと思う。</p> <p>学校教育、社会教育との連携を取り入れてください。</p>
	02.市民や企業との協働・市民の参加についてのご意見	<p>趣旨は理解できるがあまりにも行政主導型の為、市民を巻き込んだ施策の提案が必要である。</p>
		<p>緑アップ 3 年目になり学林児童だけではなく一般市民の参加により活動すべきであり貴重な森を保護すべきで民地の森を間伐手入するよう互いに話し合えばいいです。もっと行政として方針たてて進むべきである。我々ももっと積極的に森に対する気持ちが欠けている。</p> <p>今回横浜環境活動賞を受賞した「トンボはドコまで飛ぶかフォーラム」の</p>

		<p>活動のように、生物多様性の視点で、生物生息環境の復活を目指した地域、企業と行政の協働成果についても触れて頂きたい。 緑化の先生を支援してほしい。造園系の大学を誘致すべきだ。高校生、大学生への支援を充実すべきだ。</p> <p>これからの緑の取組については、若い人(ボランティア)等の活用をして、若い人が緑に感心を持てるような活動をした方が良し！！高齢化のため。頑張らしましょう。</p> <p>みどりアップ関連の企業支援を積極的にしてください。造園系の学生の受け入れ先を支援するのもいい。</p> <p>緑を増やす活動をしている仲間の情報交換会を行い、活動の輪を広げること。</p> <p>みどりアップに取り組んでいる団体が、あまりにも少ない。これを、今までの10倍の100団以上にする取組が必要。それができると、1000団体も夢ではなくなる。</p> <p>実感できる緑、の多い地域に住んでいます。若い方達は夫婦共に忙しいことでしょう。これから今以上にふえる私達の層を是非上手に使って下さい。身近な地域の美化、小学生に収穫体験をしてもらうための農園のボランティア等、行きます。という人は案外たくさんいます！！</p> <p>企業支援が大切ではないかと思う。地主の個人支援は止めた方がいい。</p> <p>子供達に関心を持てる活動を増やしてほしいです。</p> <p>町中にある緑を守る活動や子供達が関わられるような取組みを行ってもらえるとありがたい。</p> <p>保全したみどりを、もっと多くの人に関われるよう、市民が気軽にみどりとふれあえるような仕組みが必要だと思います。 市民の中にリーダーを育むような取組みも有効ですが、家族連れや一般の市民が、もっと気軽にみどりに関われるようにする事も併せて実施していく事が必要です。 舞岡公園は非常に人気がありますが、もっと様々な地域で、地域あった形のボランティア活動などが出来たらと思います。 保全したみどりを活用するため、気軽にみどりに関わられるボランティア活動ができるような取組みを推進していただきたいと思います。</p> <p>緑の質向上が、最重要です。これを、緑の触れ合う一環として、生徒会活動やボランティア活動の延長として、子供たち中心に、市民にして頂いては、どうでしょうか ゴミ拾い掃除、草取り草刈、樹木の剪定伐採、間伐除伐などを通じて、緑の触れ合う一環として、生徒会活動やボランティア活動の延長として、子供たち中心に、市民にして頂いては、どうでしょうか？ 表彰制度の活用拡大で、やる気を高めたらどうでしょうか？ これらの活動を、成績、内申点、単位、就職などに、反映させたら、どうでしょうか？</p> <p>(1)「市民の取組支援」は評価できる。 (2)緑被率の算出方式を100m<sup>2</sup>単位から10m<sup>2</sup>に細分化することを提案する。 市民の身のまわりの緑化が市全体の緑化に寄与する自覚が期待できる。</p>
	03.水環境についてのご意見	<p>源流の森と河川の流域の一体的保全を実現してください。</p> <p>水源地の保全なども考えてみては？</p>
	04.その他のご意見(取組の提案など)	<p>とても幅広く充実した素案であると感じたが、市内の緑さえ良くなれば満足という視野の狭さを感じられた。都市の産業、家庭は地方あるいは世界中の自然環境によって支えられているので、カーボンオフセットなどを通して、市外の緑を応援することも先進的な自治体としてぜひご検討いただければと思います。</p> <p>鶴見川(青葉区付近の一部)の土手に桜が植えられて、よろこんでいます。あちこちの川にももっともって各種の木(桜でもよいのですが)を植えていってはいかがでしょうか。土手のみでなく公園でも空地でも。</p> <p>市長の重点取組みの①で減災に挑むに呼応して、地震や自然災害対策に合った施策となるように願いたい。『イザ』というときに役に立つこ</p>

		<p>と。素案のアイテムが減災に合うものならその旨を表示したり、PRの中にも加えてほしい。考え方、進め方、役割で小さくならないように。目に見える取組をさらに高めて頂きたい。</p>
		<p>いままでよりも事業の幅を広げてもらいたい。</p>
		<p>納税の必要性から森林と呼ばれる所は少なくなり、今後は都市の財産として守るべきです。</p>
		<p>人の見える緑。生産緑地や公園も管理する者の見える緑地を横浜内においての地産地消に合わせて。</p>
		<p>既に取り組まれていることとは思いますが、都市部のヒートアイランド軽減の為、官民で一層の緑化推進が出来れば良いと考えます。</p>
		<p>異常気象が続く中、それに対応すべく費用に対する経済支援も必要では。</p>
		<p>里山や農地を守る取組みは大変重要だと思います。農地や農家のみならず、地域にとっても大変大事な資産だと思います。</p>
		<p>農とふれあう場づくりや緑の創出など、緑を増やすことへは賛成ですが、今現在緑地でない所を緑に変えて行ってほしいです。 現在すでに多様な生物が住み、豊かな森である地域を「人間が親しみやすい緑」(公園化など)にわざわざ変えるようなことはせず、そのような地域は積極的に守り、横浜市の財産であるということを市から発信していくぐらいの環境都市となることを期待します。パンフレットにある三保、新治、市南部の上郷地域、その他まとまりある貴重な森が、どこにでもあるような施設等に変えられてしまうようなことは望みませんし、あってはならないと思います。</p>
		<p>現行の状態が良いと思う。</p>
		<p>こういうアンケートは子供たちの意見が反映されないでしょう。子供の頃自由に遊べた野山が開発により次第になくなりました。本当は決められた公園ばかりでない、自然の中で遊びたいのです。もっと自然を！</p>
		<p>突拍子もない意見を出してみます 例えば、近所に竹林があって、それが風に揺れる様はまさに風靡。しかし、本当にその竹林に入らないと本当にそこにある空気よさ、公道との境にある何か違いが分からないですが。 以前東京都にも提案したが、まあ、今流行りのでもあるが、和を入れるモダン性でしょうか。 例えば、横浜駅西口 東急ハンズへ続く お世辞にも綺麗といえないメインストリートどちらかといえば、色々な若者が行きかっている仮にその街路樹が、竹になっていたら、そこを歩きかう人や文化性はどうかかわっていくか。竹ももうもっとわっさと生えている感じでしょうか。 一個の区画から3本位 わっさと道を両側から。 登山によく行きますが、竹林のある山はなかったけど、特に竹は精神に良い。 あそこが、両サイドから竹が見守る道になってしまったら、そこを通る若者の心理にどういう影響を与えていくか。</p>
		<p>都市部で狭い人口の多い日本ですので、しょうがないといえませんが、街路樹も貧弱な量で、河川沿いに何か改めてベンチやサイドウォークを作ったところすぐに雑草が支配していく。また、普通に車で走ったり、バイクで走ったり、歩いても、初期の都市計画の中で緑地と公道の接点が薄い。 ずっとそこに入っていきたいくなるよう感情にかけていたり、雑草が元々あった物であるという事を忘れていくかもしれない。 むしろ雑草側にあわせたようなパブリックスペースの作り方を考える必要性。また、自分は泉区でわりと近所に農地がありますけれど、お邪魔して中に少しでも入らないと、そこにある本当に良い空気を味わえない。本当に公道にいる時点と畑に少し中に入る状況では全く違ってくる。公道は、どこか世知辛い空気だが、畑の中は違い、潤いに溢れていて感動してしまう。 また、公道から見方によって、ただ農地が残っているような雰囲気にもみえている風景としての農地のかつこよさが伝わっていないのが残念。これを変えるには、公道と農地の間にやはりモダンな境界を付ける事で、より農地の持つ風情が公道に注がれる。</p>

			<p>それが公道にある一般と農地を持っている人のコミュニケーションになるのではないのか。</p> <p>人の手で手入れをしないといけない場所には積極的に手入れをしていただき、あまり人の手を介入させずに保全させる場所は、きちんと残してほしい。</p> <p>横浜市は確かに緑が多いが、作られた自然みたいな人工的なものが多くもったいない。</p> <p>緑の取組でいくら緑を増やしても、それを将来に向け、維持管理するのは大変です。緑という資源を利用しながら管理する幅広い担い手が今後は必要です。</p> <p>私は欧州から木材を輸入している関係で、北欧の森には多少知識があります。横浜市が森の保全のために横浜みどり税を課していること、保全事業に取り組んでいることにはあまり知りませんでした。確かに日本の森は放棄されています。国の林業行政に大きな責任がありますが、根本的な問題の解決を先送りしてきた結果なのです。貴重な財産を捨てています。現在市民も参加して取り組んでおられるボランティア活動には感動しますが、それが趣味として余暇活動の一つとすれば、膨大な森を守ることはできないと思います。日本の森の大部分は民間ですが、一般市民が自由に森に入ることにはできません。北欧では民有地であっても誰でも自由に入ることができます。森を守りましょうというテーマは美しいのですが、それを一歩進めないと焦点がぼけてしまい、元の状態に戻ってしまいます。平成 21 年ころからこの取り組みが始まり、すでに多くの方々が参加され、議論もされてきたと思います。今更私の意見などと思いますが、私の気づいたことをあげてみます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑の取り組みには異論はありませんが、一般市民への発信が弱く、ただ税金を課されているというのが実態です。具体的に取組の実績を示し、啓蒙活動をもっとしたらどうでしょう。</li> <li>・日本は個人の所有権の強すぎる国です。公共の場では所有権は制限されるべきです。個人の所有する森の保全をサポートするのも結構ですが、少なくとも市民がリクリエーション目的で入ることができるようにする。それにより森が市民の身近に感じてもらえる。多分一部の方が森の中で事故があればどうするかと反対されるかもしれませんが、その場合個人の責任ですといえいいでしょう。</li> <li>・環境の保全とバイオマスの事業化。森の整備の過程で、間伐材や不要材が発生します。これらを資源化してバイオマスとしてストーブの熱源のためにペレットにしたり、またチップにしたりして、学校や福祉施設に販売して収益事業にして、その収益を再投資する。保全活動が再生エネルギーにもリンクして循環型事業が発展します。</li> <li>・現在市と市民がどんなにかかわりで活動されているか知りませんが、専門知識のある専門家インストラクターが事業を推進し、市民の啓蒙できるのではないかと思います。普通の市役所の担当者が旗を振っても意味がなく、レンジャーのような活動家がおれば、子どもたちも私もあんな人になりたいと憧れる存在になればと思います。</li> </ul> <p>緑の減少を抑える取組であって、緑被率を上げる緑を増やす取組がないため、これを入れるべき。みどり税をとっているので人口減少社会を迎えて、宅地を買収し樹林地にするなどの大胆な取り組みを行って欲しい。行政としてはまだそこまで示し、行うのは時期尚早であるのでしょうが、少なくとも将来を見すえ、緑を増やす(道路、公園の緑化ではなく)方向性を今のうちから示しておくべき。</p> <p>長津田を緑や自然をふやしてほしいです。人は、自然の空気などでおだやかな心になります。特にウチの近所の人は、思いやりがない、自己中人たちばかりです。キレられたり…。自然や木や草などたくさんある空気があれば、長津田の人柄も変わると思います。別のちいきの人から見ても「長津田は環境悪い」と、みとめたみたいです。長津田の人が怖いのです。長津田の人をもっと、優しい気持ちになれるように、緑をたくさんにしてもらいたいと思いました。よろしく願います。</p>
--	--	--	--



02.柱1 次世代につなぐ森を育む	01.柱1に関するご意見		樹林地、農地などが傾斜地の場合の大雨等に対する被害の対策をみどりアップ計画の中で解決できるように。
			<p>抽象的な記述なのでピンと来ませんが、こんなところでしょうか。栄区に住むものとしては、瀬上沢の緑地保全に注力していただけるとありがたいのですが。</p> <p>取組の柱1について、施策1及び2についてはおおいに賛成。</p> <p>「緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り」は、緑地政策の根幹であり、みどり税活用の最大の成果でもあり、着実な進捗を求めます。</p> <p>また、過去4年間の横浜みどりアップ計画の実績を踏まえて、指定の拡大についてのきわめて意欲的な数値目標を現実性のあるものにした一方で、平成37年の「期間の最終時点」では保全対象樹林地を全て指定するとの目標を明記したことは評価できます。しかしながら、P10の図によれば、それまでの間も保全対象の樹林地面積が引き続きほぼ同一ペースで減少しており今後10年の減少規模は最大500haにも及ぶ可能性を示唆しています。</p> <p>一方で緑地の減少スピードにブレーキがかかりつつある効果を訴えているのですから、今後の減少ペースもできるだけ穏やかとなるように見直し、保全対象の樹林地の維持も目標として明記すべきと考えます。</p> <p>気候変動に対する適応策を盛り込み、北方や高地への樹林地のつながりを確保してください。</p> <p>先日横浜自然観察の森に行きました。施設も充実していて体の不自由な方々もみどりを楽しんでいました。このような場所を多く増やしいろいろな人々に利用してもらえることを願っています。</p> <p>市民の森と都市公園等の違いを踏まえた政策を進めるべき 「市民の森、市有緑地、都市公園内のまとまった樹林を対象に」とありますが、それぞれ制度や管理形態が異なっている3つの緑地を一つの括りで論じることは課題とその解決を曖昧にします。</p> <p>それぞれの保全管理が適切にできるよう、個々の緑地ごとの課題を解決すべきです。例えば、市民の森は、市が直接管理する都市公園や横浜自然観察の森のような環境教育施設とは、保全管理活動の環境が大きく異なります。特に以下の2点が重要です。</p> <p>(1)保全管理に必要なインフラの整備 市有緑地や都市公園においては、来園する市民が安全に快適に過ごせることとあわせ、保全管理活動に参加する市民ボランティアたちの活動施設も一定程度整っています。</p> <p>しかしながら市民の森においては、一部の場所を除いては、最低限の設備と思えるトイレ、倉庫、水道、雨をしのぐ場所すらも整備されておらず、保全管理活動の大きな制約となっています。</p> <p>一方で、市有緑地や都市公園においてはウェルカムセンターなど更に良好な整備も進んでいます。このような条件の違いは、現在活動している市民ボランティアだけでなく、市の緑地の大きな割合を占める市民の森が新たなボランティアを受け入れようとする際にも、都市公園や市の施設に比べた大きなハンディとなっています。</p> <p>保全管理計画が作られ市民参加が必要な緑地が増える一方で、環境の整ったところに人材や事業が偏在し、かえって市民ボランティアにとつての「活動インフラ格差」が広がりがねません。少なくとも保全管理計画を策定した市民の森では、最低限のインフラ整備を義務付けてください。</p> <p>(2)市民の森の「市有地」における保全管理を進め易くする 市民の森では地権者である愛護会の影響が大きくなります。このため愛護会の保全管理に対する姿勢が前向きであれば保全管理の課題解決は進み易くなりますが、認識が十分でないと、大きくブレーキがかかることとなります。市の職員の調整のご苦労は理解しつつも、例えば、市民の森の中の市有地の利活用については、市有緑地に準じた調整を行うなど、保全管理を進め易くする仕組みが必要と考えます。</p> <p>良好な森を育成する取組みの推進として生物多様性を記述していますが、身近な小公園についても生物多様性の視点は大切です。まとまった森とともに、小さな身近な公園の緑についても対象として位置づけてくだ</p>

		<p>さい。また地域の市民や団体、企業が積極的にかつ気軽に関われるような工夫をして人材育成やきっかけづくりをしてください。</p> <p>一つ残念な事は市民の森に隣接する農地前などへの迷惑駐車が増える傾向になると思われることです。そのような対策も考慮した方が良いと思います。</p> <p>施策2の中に、平成24年に策定された「つながりの森構想」を位置づけてください。横浜市で最大の規模を持ち高い生物多様性を有する円海山緑地を中心とする「つながりの森」において、生物多様性を「感じ」「学び」「支え」「発信する」ことは、市民に森の価値を理解していただき、生物多様性の主流化を実現するために、不可欠の施策と思われます。</p> <p>「つながりの森」構想に示された、骨格となる森とそこを源流とする河川の流域を一体的に保全していく考え方を、これからの緑の取組にもぜひ反映させてください。</p>
02.樹林地・緑地の保全に関するご意見	01.開発規制に関するご意見	<p>傾斜地の開発は基本させない位のスタンスでやってもらいたい。別にその地主が作った土地でもないのに、あまりにも勝手に使う(金をもうける)のは腹立たしい。</p>
		<p>緑地を守る、ということは市民私有地の開発や運用をさまたげ、死地を生み出すのではないかと？予算が限られている中でも重点的に対応すべきだと思う。</p> <p>現在の緑地が減少しない様に宅地等への転用規制等も検討見直しが必要(古い団地の再整備等)。</p> <p>宅地化による緑の減少も著しい。宅地化する時には緑の代替地を用意させるなり、法人に緑課税をするなり条例を設けないとダメだ。</p> <p>民有地の樹林地が消失するのを防ぐため、効果的な施策を行って下さい。特に、まとまった緑地を守るために設けられた市街化調整区域がまちがっても市街化区域に編入されるようなことが起きないように、市は基本理念にたちかえって緑地施策を遂行して下さい。</p> <p>樹林地を買っても、市街地のマンション開発を抑えなければ、みどり税の効果を実感できない。</p>
	02.保全制度に関するご意見	<p>少面積の樹林地を緑地保全制度により、もっと守られるよう推進していただきたい。</p> <p>緑地保全制度の下限面積を縮小して欲しい。</p> <p>樹林地の買取りで、特定の大地主が大金持ちになってしまうのは問題ではないかと思う。</p> <p>山林や農地を維持するのは労力や税金面など今以上の支援をして行かないと緑地は減ってしまうと思う。</p> <p>相続のとき、まず山林を手放さざるを得ないと仕方なく考えています。相続税増税の方向に動いていますが、土地所有者は板ばさみになっていると思います。</p> <p>樹林地で買い取ったところは、全て市民が入れるようになっているのか。入れなければ意味がない。見て楽しむほど美しくはないのだから。</p> <p>横浜の緑の多くは民有地に依存しています。樹林地の確実な保全の推進については、緑地保全制度による指定の拡大・市による買取りとあわせて、遺産相続時なども含めて市民からの樹林地の寄贈などの仕組みづくりや積極的な呼びかけも有効と考えます。</p> <p>現行の緑地保全制度に基づく市による買取り以外に、開発が見込めない市街化調整区域については、地権者からの寄付を含め廉価で市が買取るような働きかけができないか検討していただきたい。</p> <p>小さくとも街中の緑の保全を。 緑アップ計画(これまでの取組)についてHPで確認しました。 多岐にわたる施策の結果、緑地が創出され、かつ保全されているとわかりました。 栄区ではイタチ川プロムナードや市民参加による街路樹下の緑化や田んぼ作りなど、目に見えた成果が生まれていると感じています。 市民の森等、まとまった樹林地の保全が進む一方で街中の斜面緑地などの小さな緑が急速に消失しています。たまにしか訪れない市民の森や大公園と違い、小さくとも身近な緑が突然無くなることは生活を味気ないものに変えます。小さな緑地にも草花や虫たちがたくさん棲んでいます。 2011年の3・11以来、小さな命がとても貴重に思えます。</p>

		<p>1ヘクタールを超える伐採には規制があるようですが、小規模緑地の地主に対しても何らかの規制は無理でしょうか。多くの場合跡地には住宅が建設され、小さくとも市場価値があることがうかがえますので規制の難易度は感じますが。</p> <p>横浜市が緑が多い都市と感じられる部分に斜面緑地の存在があった。近年この斜面緑地が急激に開発されています。防災上保全に難しい事は理解出来るが、斜面の戸建て住宅の方が危険が大きいと思います。斜面緑地を保全する施策が見えないのは残念です。</p>
	03.その他のご意見	<p>緑税を活用して、市内に残る貴重な緑を保全してほしい。特に市街化区域内にある小規模な樹林地は景観も大切なので積極的に保存してほしい。</p>
		<p>開発されたら2度と戻らない樹林地を、これ以上減らさない様に。</p> <p>杉林の整備は花粉症対策として早急に実施して下さい(健保財政保全化に寄与すると思います)。</p> <p>国民病である花粉症の主な原因であるスギの保全について何か手をとって欲しいのですが。横浜市だけが行っても仕方ないことですが、モデルケースをぜひ作って欲しい。</p> <p>地球温暖化問題もあり、森林他の保全が大切であり、地域とともに土地所有者も協力して素案が実行できるようにしていきたい。</p> <p>樹林地は買はず。</p> <p>ハコモノなど人工物の多い緑地の創出を抑え、数十年前まで存在した里山の風景を意図的に多く残したいものである。</p> <p>そのあり方については、鎌倉の「広町の森」では駐車場も設けないなど、利便性をあえて追求せず、市民ボランティアが廃材などの自然資材を用いてテーブルや柵を設置し、費用を抑えながら、かつての里山・里地風景を現存させているが、よい手本となろう。</p> <p>市民の森等の利用についての啓発活動を行うべき。</p> <p>森の手入れがすすむようになって、さらに多くの利用者の増加につながっています。</p> <p>残念ながら、悪質ないたずらや不法投棄、植物等の盗掘なども増えているように感じます。</p> <p>市民ボランティアの力だけでは困難な場面もあるため、監視や啓発活動にも、さまざまな手法で尽力してもらいたいと考えます。</p> <p>① 監視、パトロール予算(市民の森愛護会向け委託よりハードな対応ができるもの)</p> <p>② 愛護会やボランティア向けの、利用者に対する安全対策研修、マナー啓発方法や対処に関する研修等。</p> <p>③ 区報等での呼びかけ</p>
	03.維持管理・森の育成に関するご意見	01.生物多様性保全に関するご意見
		<p>「つながりの森構想」を位置づけ、生物多様性の主流化のための場としての施策を展開してください。</p> <p>生物多様性に配慮した森づくりのため、生物多様性モニタリングと分析、及びこれらに基づいた自然的管理を取り入れてください。</p> <p>外来生物の対応を盛り込んで下さい。</p> <p>モニタリングに、外来生物と気候変動による生物分布変化も盛り込んでください。</p> <p>街なかに花を植えるよりは↑(生きもの環境の保全)に重点的にお金をかけた方がよいと思います。荒廃した植林地の手入れ、木の利用などでできないものでしょうか？</p> <p>気候変動に対する適応策を盛り込んでください。</p> <p>市内では既に、温暖化に起因すると思われる生物の分布の変化が報告されています。今後の気候変動の進行による、生物多様性への影響は、避けがたいと思われます。</p> <p>横浜市内付近を南限とする生物に関しては、北方や高標高地との樹林地のつながりを確保していくことが重要と思われます。</p> <p>「生物多様性・安全性に配慮した森づくり」については、まだまだ課題が多く、また大きいと考えています。</p> <p>森づくりガイドラインの作成は良い成果ですし、その活用や保全管理計画に基づく森づくりは方向性として評価できますが、実際に現場でそれ</p>

		<p>を推進するにあたっては、以下の政策を同時にとるべきと考えます。緑地における「水辺の保全」を樹林地と同様に重視する。素案の中でも繰り返し言及されている通り、緑地の量とともに質を高めるとことは、生物多様性を意識した保全管理活動を進めることとほぼ同義でもあります。一方で、横浜の多くの緑地は「谷戸」景観であり、樹林地のみならず、ため池、小川、湿地、水田、オギ原(カヤ場)など「水辺」環境も豊かで生きものにぎわいを生みだしています。谷戸全体がモザイク模様の多様な環境のまま維持されるべきです。その意味で、水辺は「緑地」の重要な一部ということを明確に表現し、水辺の保全管理についての政策も重視している旨を記載すべきです。森づくりガイドラインにはそのような配慮もあるとは言え、例えば、市の人材育成の講座や市民向けの各種行事においては樹林地志向の印象があります。樹林地と水辺の両方の活動を同程度にカリキュラムやプログラムに織り込んでください。</p> <p>森づくりの中に、侵略的外来生物への対応策を盛り込んでください。市内におけるタイワンリス、アライグマ、ハクビシン等の侵略的外来生物の影響は深刻さを増しており、市民生活のみならず、市民の森や公園等の樹林地の生物多様性にも大きな悪影響を与えていると思われます。こうした悪影響を放置しておく、横浜らしい生物相、生物の歴史が破壊されてしまいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業②の柱に「生物多様性」をとりいれられたことは、生物多様性条約第10回締約国会議で採択された愛知目標を施策に反映されたこととして、歓迎いたします。</li> <li>・事業②で生物多様性に配慮した森づくりを行い、維持管理していくための方策として、生物多様性に関するモニタリングと分析、およびこれらに基づいた順応的管理を施策として取り入れてください。</li> <li>・樹林地の生物多様性の維持管理のためには、個別の樹林地における生物多様性のモニタリングと、保全管理へのフィードバックによる順応的管理が欠かせません。</li> <li>・環境省によって既に市内でも実施されている「モニタリングサイト1000」のような既存先事業とのタイアップによって、効率的なモニタリングが実施できると思われます。</li> <li>・「モニタリングサイト1000」は、市民調査員と、専門的な技術をもつNGOによる事務局、そして生物多様性の研究者による組合せで実施されています。モニタリングは事業④の市民参加のメニューのひとつとして位置づけ、市民の主体的な参加を促すことが有効と思います。</li> <li>・保全された樹林地の生物相が、市内、県内、日本国内においてどのような位置を示しているかを保全生物学の手法により分析し、保全管理計画に反映させることも必要です。科学的な分析を、森づくりの基礎に置いてください。</li> <li>・モニタリング項目の中には、後述する外来生物と気候変動の影響に関する項目も、生物多様性に影響を与える要因として、盛り込んでください。</li> </ul>
	02.維持管理の支援に関するご意見	<p>民有地がほとんどと言う事ですので、緑が守れないと言う事であれば市で管理できないでしょうか？この面の税金UPはしかたがないと思います。</p>
		<p>区民の森や谷戸の維持管理(各町内会等が管理)は行われているが市、区の担当者と一緒に支援する機会が定期的に必要に思われる。以上です、よろしく。</p> <p>〈森づくりガイドライン等を活用した森の育成〉とありますが、企業緑地が対象とされていないのであれば、対象に追加して頂きたい。 理由:例えば、企業緑地のなかには、維持管理が充分ではなく荒廃しかけている樹林地があります。 企業緑地も横浜の緑地の重要な構成要素です。 樹林地維持管理については伐採や剪定等多額の出費となるため、みどりアップで助成していただけると町づくりにも役立つと思う。</p>

		03.その他のご意見	森、樹木地の維持、管理。
			現在行われているがまだ地主による雑木林や谷戸の放棄が多く見られる。ゴミ(粗大ゴミ)等の捨て場になっている所が多く見られる費用もかかるが老人、子供達の憩の場所として整備してほしい。
			山林へのゴミ駆除、強力にお願いしたい。
			樹木地の保全について土地所有者の方等と良好な森となるようにして頂ければと思います。伸びっぱなし、枯れきっている緑はあまり良い物と感じません。
			提案。市民の森、公園の樹木(自然観察の森、児童遊園地等全て)が老化していると思っています。樹を燃料として伐採し無くなってから久しいからです。①成木を植える。②苗木を植えるので無く、③萌芽更新手法を用い樹木の再生力を学ぶ機会です。全ての樹を切るので無く、シンボル樹の設定や特徴のある樹は残す工夫も必要ではないでしょうか。
			保土ヶ谷区環境センターの例 伐採木の活用①キノコ栽培(原木作りの体験)、②学習教材、③市民への販売(大岡川の桜の例)、④チップ材(ぬかる路、菜園利用)、⑤廃棄物処理、等。①②は学校、③④は一般への関心を高める効果
			雑木林の里山の整備、保全に力を入れてください。
			樹林地、森の維持管理等の取組みなどは賛成する。
			バイオマス等森の開発材の活用を進めてほしい。
			ただ樹林地を決めるだけでなく手入れをしなくては？人も入れない荒れた山林になってしまう(上から見た緑いっぱい山林でも？)。
			単に指定をするのではなく、樹林地の手入れ(下草の処理・枝打ち)、竹林の整備。
			樹林地管理には、業者との複数年契約を認めるべきではないか。一年では木の形を整えられない。
			樹林地は整備されていない。
			樹林地の管理では伐採作業が多すぎる。下草刈りの方がいい。
			木の枝、葉の処理に課題があるため個人ではとりにくめない。その場所ですた枝、葉はその場所で処理するのがCO2の増加に少しは効果があるのではないのでしょうか。管理しながら森を育むために。
			緑地の創出を図るとともに、既にある緑地の維持管理も大切である。近隣の樹林地をみると手入れが行き届かず、大きくなりすぎた樹木が風雨や積雪で倒れ、特に傾斜地では崩壊が始まっている。散策者や家屋への被害が懸念されるほか、表土流出の原因ともなっている。従って、瀬上池の浚渫など対症療法をおこなっても、池への土砂の流入の原因である表土の流出を抑えないと、イタチごっことなり、無駄な出費が嵩むこととなる。
			樹林研究者は「既に山が動き出している」と警鐘を鳴らしているが、この喫緊の問題の対策として、大きくなりすぎた樹木の伐採や下草刈り、樹林相の転換などの手入れをボランティアの協力を得て効果的に行う必要がある。
			市民参画を挙げているがボランティア資格については、研修を義務付けたりして反って活動参画への門戸を狭くしている例がある。研修を受けなくてもできる軽作業はいくらでも必要であるはずである。
	04.人材の育成に関するご意見		樹林地の拡充に伴い、保全のための人材確保も課題になると思います。大学や高校のカリキュラムと連動させることで、社会へ出る若者の選択肢にもつながり持続可能な取り組みとして理解されると思います。
			樹林地ボランティアは、うさんくさい印象がある。学生を呼びこめないか。
			樹林地のイベントには、良いインストラクターが必要なので、「野生塾」のように展開してインストラクターも育成していかないと、指導者が食っていけないのではないか。
			樹林地で自然塾を開いてほしい。
			里山や谷戸を守る活動には、市民の力を活かすことが欠かせません。そのため行政においても横浜市民の森愛護会や里山保全活動をしている団体に呼びかけ、これらの人たち代表を一同に集めて意見を聞き参

		<p>考にされたい(私は「NPO 法人かなざわ森沢山の会」1～15 年間所属していました。)</p> <p>森づくりボランティアを公募したり、ボランティア活動そのものをイベントとして開催する。</p> <p>実効性ある保安全管理を進めるには、いい汗かいてビールがうまい、という意識のボランティアだけでなく、保安全管理の基本的な意識、知識、スキルのある人材を多数育てる必要があります。あるいは、しっかりした保安全管理を継続的に行えるよう、そのような認識を市民ボランティアの森づくり団体の文化としていくことも必要です。その意味から、以下の項目の織り込みを求めます。</p> <p>・今後、保安全管理の対象となる緑地や水辺が広がるとともに、必要な人材も加速度的に増加します。現在の市による人材の育成目標は、市域全体で、今後何年間に、どのような人材が何人必要か、という意味での目標ではないように思います。</p> <p>各地の樹林地や水辺でどのような活動が行われ、あるいはこれから必要で、そのためにどのようなスキルレベルの市民ボランティアをどのくらい必要とするのか、それに合わせて、誰がどのような分担でどのくらいの時間をかけて育成するのか、という人材育成のマスタープランを持つべきです。行政による人材育成講座だけでなく、各森づくり団体等による自前の人材育成の支援も重視し、活用すべきと考えます。</p> <p>「森づくりガイドライン」の次に「人づくりガイドライン」を整備することを記載ください。</p> <p>・実効性のある保安全管理のためには、調査と管理(作業)を両立させた順応的な管理を重視する必要がありますが、人材の育成においては、管理作業に関係する人材が優先されていて、客観的で継続性のある環境や生きものの調査を行える人材が圧倒的に不足しています。また、生きものの調査でも、植物や昆虫など特定の 카테고리あるいは特定の種の調査が中心となっているため、多くの種のバランスをとって保安全管理計画に反映できる人材は更に少ないのが実態です。保安全管理活動につながる調査人材の育成にもっと力を入れるべきです。</p> <p>・素案での研修は、市民活動が中心になりますが、地権者である愛護会のメンバーにも、市の緑地政策や生物多様性の保全など、新しい知識やその重要性をしっかりと研修し、行政や市民とのコミュニケーションギャップを少なくして、連携をとりやすくしていくことが望まれます。</p> <p>素案での研修は、市民活動が中心になりますが、地権者である愛護会のメンバーにも、市の緑地政策や生物多様性の保全など、新しい知識やその重要性をしっかりと研修し、行政や市民とのコミュニケーションギャップを少なくして、連携をとりやすくしていくことが望まれます。</p> <p>〈森づくり活動団体への支援〉とありますが、H24年度に行われたNPO 法人横浜里山研究所の里山レンジャーズのような活動を、H26年度以降も実施できるようにするためには継続的な助成が不可欠です。</p>
	05.市民が森に関わるきっかけづくりに関するご意見	<p>樹林地が積極的に守られているのは素晴らしいこと。樹林地の中で市民が楽しめるようにどんどん開放してほしい。</p> <p>樹林地の保全に今後も取り組んでください。森づくり、散策路などの整備を推進して市民が緑とともにある豊かな生活が出来るよう希望します。</p> <p>企業が森に関わるきっかけづくりと、森の保全を支えて頂く施策を盛り込んでください。</p> <p>開発事業者と手を組んだようなウェルカムセンターの運営には反対します。</p> <p>・森の楽しみづくり、とありますが、楽しみが入り口であることは事実であるとしても、本来の自然や生きもの以外の魅力に頼った集客で行事を行ったり、結果的にその場所や生きものにマイナスの影響がありうる企画になったりという「本末転倒が起きないようにする」必要があります。</p> <p>また、楽しみとともに、それが自然や生きものに対する正しい理解(学び)につながり、保全の意識や活動(守る)に進むものでなければ、単なるレクリエーションでしかありません。</p> <p>特に、区あるいは環境創造局以外の局による行政イベントやそれを企画する民間事業者の提案には、環境保全活動や生物多様性への正し</p>

		<p>い理解を欠いていると思われるものもあります。集客や話題性に走るあまり、本筋を踏み外さないような政策調整を、環境創造局がしっかりリードすることが必要です。</p> <p>・「自然解説、プログラムリーダーの育成」にも触れられていますが、楽しむプログラムだけでなく、保全管理の目標や活動やその理由を、行事などを通して啓発できる人材は更に不足しています。この点においても、それぞれのフィールドに精通し、既にそのようなプログラムを持った森づくり団体や市民団体などの活動を支援し、連携すべきと考えます。</p> <p>・「森に関する情報発信」について、市民の森の森づくり活動団体では自分たちだけでは効果的な発信の手段を欠いているところもあります。ガイドマップの作成だけでなく、日常的な活動や行事を紹介できる手段が必要です。例えば、市民の森の森づくり活動団体が共同で利用できるWEBやポータルを市の支援で運営することも考えられます。</p> <p>・企業のCSR活動をウェルカムセンターとの組み合わせで考えていますが、ウェルカムセンターが設置できるような場所はいわばショールームあるいはデモンストレーション会場です。更に、市民の森などでの活動も体験してもらい、また継続的に活動してもらうことが、正しい保全管理の理解と実効性の高い活動につながります。</p> <p>ウェルカムセンターなどのような新たな建物はまったく不要。 計画している散策路などで十分。不要な施設は作らずなるべく自然のままの森を残し維持管理する。 管理施設は森の中に作らない。</p> <p>企業が森に関わるきっかけづくりと、森の保全を支えていただく施策を取り入れてください。</p> <p>学校教育や社会教育を通じて、市民が森に関わるきっかけづくりを提供する施策を取り入れてください。</p>
03.柱2 身近に農を感じる場をつくる	01.柱2に関するご意見	<p>横浜をはじめとした都市農業と緑の保全は田舎とは違います。ただ残せば良いという発想から“カッコいい農業”をめざす、一石二鳥をねらうべきだと思います。</p> <p>収穫体験にこだわらずに都市部にある農地の多面的な要素も考えていただいて農業を継続したい人が出来る様な支援策も考えて欲しい。</p> <p>横浜みどりアップ計画維持。農の関わりを深める計画。はまふうどコンシエルジュの育成事業等。やはり横浜の緑をはぐくむ取組はとて必要だと思います。</p> <p>市街化区域内農地は緑地空間であるので、宅地化防止の為、税負担の軽減に。</p> <p>公園など緑地は税で管理をしているが農地は農家が維持管理してくれるので市の負担は少なくてすむので市民の住環境のためにも農地は残す必要があり、なにより市内産農産等)を食べることはうれしい。</p> <p>横浜市の緑施策は農地も「緑」と見るところに特徴がある。しからは農地の中心的担い手の営農支援をしっかりとやるべき。審議会答申にも明記されたのに新施策で扱われないのは非常に残念。追加すべきだ。</p> <p>市街地の中にも農業を確保維持していきたいものです。近隣住人と共生していく為にもこの制度は残し、取り組んで下さい(住宅地の中での農地を残すことは災害の避難場所にもなります)。</p> <p>横浜の緑を守ることは農家(農業)を守ること。</p> <p>農地保全だけでなく、積極的な転用も必要な場所がある。いろいろな考え方を踏まえる(コンパクトシティなど)ことが必要。</p> <p>(1)取組みの3つの柱のうちの一つに「市民が身近に農を感じる場」と「農」を積極的に位置づけていることを評価します。</p> <p>(2)農業の場は教育の側面からもその効果が評価されています。子ども達の感性を磨き豊かな心を育てるため、そして子ども達の給食等の食事への地産地消の推進の面からも「身近な農」を位置付けてください。</p> <p>(3)都市に農業が豊かに息づいていることの大切さを広く伝える場、食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能として評価される、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等に触れ・学び積極的に関わる場として位置付けて進めてください。</p>

			継続的な取り組みをお願いする。また、もっと小さな単位でも対応してもらえると農地を守ることに繋がると思います。
02.良好な農景観の保全に関するご意見	01.水田の保全に関するご意見		米の生産過剰が長年続中、市が奨励金を交付して市内の水田を保全することには理解できない。米の生産は東北地方等の米どころの専業農家に任せるべきです。
			例えば米作農家より米作りについて価格の点で「不満」の声が聞こえなくなった。
			水田は貴重な財産です。将来とも残してほしいものです。
			「樹林地と田や畑が一体となった谷戸景観」について言及されていますが、谷戸の水田(谷戸田)は農業としては効率が良くないことから耕作放棄が早く進み、復田なども大変難しい状況です。
			一方で市民の自然体験やボランティア活動においては、水田耕作は大変人気があり、それが結果的に田んぼ、湿地、水路など谷戸の水辺の環境を維持することになり、カエル、トンボあるいはドジョウなどの生息場所が確保できます。
			このような観点から、耕作放棄されている谷戸の湿地や水田を再生する活動を、農政(生業としての農業)でなく、景観と生物多様性に資する環境保全施策として積極的に取り入れることの記載を求めます。
			ヘイケボタルを指標として、耕作放棄水田を再生すべき。横浜市内では、ゲンジボタルは親水水路でも繁殖しており、当面絶滅の危険性は低いと考えられる。
			一方で、湿地的環境を生息域とするヘイケボタルは生息環境が狭まっている。
			そこで、市民の農業体験や耕作放棄水田の再自然化と併せて、ヘイケボタルの生息域の維持・拡大を目指す。
	02.その他のご意見		農景観は是非守ってもらいたい。農業は心のふるさとであり、人としての原点です。
			菜の花やそばの花など、農景観的な都市緑化に取り組んでほしい。
			はま農楽の積極的活動により、あれている土地をよみがえらせてほしい生産地の維持管理はもとより生産地の相続。未来に向けての維持が大事。
			不耕作のうちの解消のための取組を多角的におこなってほしい(不耕作農地への課税強化等)
			農業従事者にとって、存続を含めるとなかなか満足に達していません。
			農景観を良好にする、はおおいに賛成。農景観という言葉は知りませんが、例えば独語で景観は、Landschaft、農業は、Landwirtschaftで、景観にWirt(大家あるいは主人すなわち農業者)を加えたものが農業、という雰囲気は良く出ています。景観と農業はもともと一体。ヨーロッパでの農業も基本的に補助金なしには不可能。その補助金は農業そのものを補助するというより、農業によって維持管理される景観(まさに農景観)によって国民全体の生活の質を向上させるため、と考えられています。農家は単なる農業者ではなく森や田園の維持管理者で、その美しさを国民全体に提供するという役割を担うとみなされています。
			従って横浜市民も、良好な景観を維持してもらうために農業者に、いわば自分の庭に植木屋さんと呼ぶように、対価を積極的に支払う必要があると思います。
03.農とふれあう場づくりに関するご意見	01.市民農園・農体験に関するご意見		個人的には市民農園を安価に利用できれば是非利用したい。
			身近に農とふれ合うため、公園にて野菜などの栽培ができればよい(小学生も参加して)。
			地産地消の上を行く自産自消の農園の開設をし、農具と種や苗、土地の区画の大きさで有料で貸し出す。
			収穫体験におけるハウスへの補助。
			市の所有地を体験型農地として管理し、特区農園のように収穫栽培をしていく。
			樹林地や農地を守ることは今後も必要です。特に農地の遊休化を防ぐため、市民農園の開設を民間任せでなく、市が取り組む必要があると考



		<p>えます。 収穫体験が出来る農園などが交通の便が良い所があると利用しやすく良いと思います(土地代や緑が残る場所は不便な所に多いからむずかしいかな?)。</p> <p>市民が楽しめる農園を開設し、農とふれあう場づくりは「みんなでみどりを育む」ことにつながります。是非、多くの農園を開設し、多くの老若男女の市民が主体的に参加できる機会をお願いします。</p> <p>市民菜園復活。</p> <p>市民農園などは、農家の立場からは売り上げの減少、様々な病気の拡大等、心配な部分があり縮小希望。</p> <p>市民と農の関わりを深める取組についてですが野菜や果物が収穫できるところ(有料でも)が、近くにあると子供をつれて行くことができるので作っていただけたらうれしいです。</p> <p>農体験を鶴見区でも。住宅が密集している区内でも放棄された農地や臨海部の公園で可能です。その道筋をつけてほしい。</p> <p>市内の竹林を整備し、市が借り受け、竹の子堀り体験ができる場所をたくさん作ってほしい。</p> <p>農への関わりとして「幼稚園単位」で参加できるものなどあればと思います。</p> <p>街の中で植木畑、果樹園も、緑として考え、助成し、美しく市民の心に親しめる施策を講じてほしい</p> <p>市民が農業と触れ合う場をもっと増やしていただきたい。</p>
	02.その他のご意見	<p>農とふれ合う場づくりに助成</p> <p>緑のある農地で農業したい</p> <p>これからも緑を増し、市民が農とふれあえる場をもっと出来る事を望む。</p> <p>狭い農道を整備して農家にも歩行者にも狭いなりに使い勝手の良い道にしてもらいたい。狭いので車も人もしばしば遠慮して通行している。</p> <p>市民への農業に対する正しい知識を広める為の活動をしたら良いと思います。作物によっては無農業では出来ないと言う事を市民農園等を通じて多くの人に理解してもらえると良いと思います。</p> <p>農用地の約 60a の 1 回りが市街化区域であり、市民農園、農業ネットを助成していただきましたが市民の方は農用地を理解していません。自然との取組の農業ですので農用地を理解していただき楽に仕事出来る取組をお願いしたい。</p> <p>暮らしの豊かさを次世代に引き継ぐという考えには共感出来ました。そしてイベントや緑の取組に一般市民を交えてやるというのも身近に農を感じる事ができてとてもよい機会であると感じました。</p> <p>市民との触れ合いと関わりについて農地民地への侵入等があり苦慮、困惑している(作物の盗難)。</p> <p>畑に「みどりアップ事業」の看板がかかっていると市民の税金が使われているからと自由勝手にする市民もいる事も事実で、畑を利用する際の市民のレベルアップも期待したい。</p> <p>病害虫の予防のため必要以上の農薬などが使われて、周辺のあるいは谷戸の生きものに影響を与えたりすることのないよう、谷戸などの緑地に近いエリアでは、個人による耕作よりも管理体制の明確な団体による統一した基準での作付けや防疫がはかれるように運用すべきです。</p>
	04.身近に感じる地産地消の推進に関するご意見	<p>地産地消への拡大助成。</p> <p>市民が身近に農業を感じ、地産地消を考え、意識できる取組みを今まで以上に進めて行って欲しい。</p> <p>地産地消の取組みをもう少し多くしてほしいです。</p> <p>農の取組にはあまりお金をかけずに食べる部分(消費するところ)への支援をしてほしい。安く買えるようになど。</p> <p>農産物をふたたび生産できる価格で消費者に買ってくれるようにしてもらうための理解を深めてほしい。</p> <p>地産地消について言えば、ここ数年で相当に定着しているように思う。</p>

		<p>農地へみどり税を使うのであれば、市民利用や直売所で市民に売ることを義務づけるべきではないか。</p> <p>田植え体験イベント。地産野菜の販売。</p> <p>市(マルクト)を定期的に関開く。例えば水曜日と土曜日のように。半径約2キロの範囲には少なくともひとつ市が開けるマルクト広場があるといいのですが日本の都市構造では難しいか。日本には公園はあっても広場がない。日本の都市計画をリードしてきた横浜市なら可能か。</p> <p>地産地消(特に消費)したいと思っているが身近にない。</p> <p>地産地消とあるが、震災後の放射能対策などはなされていない。そちらの方が急務です。測定体制や、給食などもしっかり調べてほしい。</p>
05.その他のご意見	01.担い手の育成・支援に関するご意見	<p>平成24年度にみどりアップ事業を行いました。安心して作業ができています。100%にしてほしい。</p>
		<p>温室建設に補助して欲しい</p> <p>土地(農地)造成に補助してほしい。</p> <p>農業者に対する補助事業も継続してほしい。</p> <p>果樹農園(55a)を営む者ですが農業認定者(年収700万円以上)でないため農業関係設備補助金適用が差別されています。(同じ農作業、納税義務を負っている)補助金適用の制約を排除願いたい(補助金率、適用回答等)。</p> <p>施設園芸農家の燃料の高騰による助成。</p> <p>里山や農地を守るためにも効果的で環境に配慮した農産物生産がより活発になるような支援の取組みをしていくべきだと思います。</p> <p>ある程度、農業収入を上げている人を助成対象にした方が良いのでは？農地はヒートアイランド現象や、二酸化炭素の吸収などの点、考えて欲しい。</p> <p>農を守る(農家)事業への助成支援。</p> <p>個人にお金を出すより、畑なら基盤の整備に使ってほしい。個人に出す場合も、農地の所有者と耕作する人両方に出さないと利用権の設定など今後発展しない心配がある。</p> <p>農業を守る事が樹林地農地を守ることになる。農家に対し色々な支援して経営が続けられる様に。</p> <p>私たちが日々健康な生活を送るうえで欠くことができない、横浜の安全で美味しい新鮮な野菜の果物を作るためには、土づくりや病虫害の防除などの作業が不可欠です。そしてそのために農家は並々ならぬ努力や苦勞があります。そのためにも補助事業をうまく利用していく必要があります。</p> <p>横浜の農地を次世代へ継承し緑豊かなまちづくりを進めるためにも農業を理解していただき市民と向かい合い目と体で実成できる取組が必要です。将来に向けた横浜型農業をみどりアップ計画の取組の継続によってさらなる農業振興を望みます。</p> <p>農地を守る取組を強化して欲しい。カラス等の鳥獣被害から守る為の施策に対して予算を組んでもらいたい。寄せ付けない工夫ではなく、個体量を減らす施策を検討して欲しい。</p> <p>利用者として非常に有効に活用させていただいているが利用者が少ない点が気になる。特にビニールハウスの温室の燃料で助成金が出る点が一番良い。</p> <p>後継者不足を補うためにも助成金を増やしてほしい。今後利用したいと思っている。</p> <p>土壌消毒のために蒸気消毒機を購入するのに利用させてもらい、土の消毒に農業を使用せずに済むようになった。</p> <p>申請して完成まで2年近くかかった。(温室内カーテンの取り替え)他にも畑地不法投棄予防等のネット等も申請したいのだが受付状況がわからない所は不便。</p> <p>私の家では、野菜を栽培しています。近年、資材、油の高騰で農産物の生産に負担となっています。昨年、ビニールハウスのカーテンを張替えし重油の節約となり、たすかりました。</p> <p>もう少し使いやすくしてもらいたい。</p>

			<p>温室の保温カーテンについて、1軒につき1件では疑問を感じます。1棟600坪のハウスは申請を受け、100坪2棟では申請を受けられないのは不思議です。</p> <p>農地は大規模化を推進すべき。高齢な農家の支援より、若者の就労支援をしてほしい。</p> <p>農家への支援は最小限にしてほしい。もともと横浜の農家は地主のため富裕層ともいえる。ワーキングプアの人たちに、喜びを与えるために税を使ってほしい。</p> <p>畑を続ける為の減税をもっと充実して欲しい。</p> <p>農業者の高齢化に伴い、農地の維持、管理が難しくなる。 若者の後継者育成支援。</p> <p>農業者間での農地として転売可能な優遇措置</p> <p>農地を維持、継続できる農業予算と内容のちがうみどり税で農業の力になる取組をお願いしたい。</p> <p>新規就農者の支援や、農業機械への支援など、とても良かったと思います。</p> <p>リース方式の助成はとても良かったです。</p> <p>環境に配慮した農業に取り組んでいる農家には、これからも続けてもらえるように、個別にエコアップ補償金を名目を立てて出してほしいです。これからの都市農業だからこそ、生産性だけではないデカップリングが重要だと思います。</p> <p>水利組合に対する奨励金は有難く、将来のポンプ交換等の修繕積立が可能となりました。電気代の高騰。道路用地売却による賦課金の減少などきびしい状態が続いております。 特に恩田川における。堰とポンプの老朽化が大きな課題となっており、水利組合単独ではどうすることもできません。さらなるご支援をよろしく申し上げます。</p> <p>民家との間の防葉シャッターはとても役に立っています。出来ればドリフト問題があるので、農地との間にも防葉シャッターが設置出来れば嬉しいです。</p>
		02.その他のご意見	<p>農地等からでる作物の残滓は野焼きがしにくくなっているため回収するシステムができるといいのでは。</p> <p>農業者に解りやすく農地法を理解でき違法行為をしないよう手引書を作って欲しい。(農地転用、分家申請、納税猶予、生産緑地等)</p> <p>農にますます安全、安心の確保のため、有害化学物質や放射性物質の監視を取り入れてください。</p>
04.柱3 市民が実感できる緑をつくる	01.柱3に関するご意見	01.生物多様性に関するご意見	<p>生物多様性の名の下に、なんでもかんでも緑化推進するのは止めてほしい。一番大切なのは市民が喜ぶこと。</p> <p>生物多様性は樹林地の保全で考えれば良い。街中や住宅地に虫が多いのはカンベンしてほしい。</p> <p>「生物多様性の向上に寄与する緑化」への取り組みを行うとあるのは、望ましい方向です。その他、事業②や事業⑤でも「生物多様性」について触れています。ただし、本来の都市環境になじまない生きもの、例えばホタルなどをシンボリックに発生させるためにわざわざ環境を作ったり、そのための種ポタルや餌となる貝類を水系の異なるところから持ち込むなどの弊害も各地で発生しており、また今後も危惧されます。「生物多様性」を安易に行事や活動の「人寄せ」や「イメージ作り」のキーワードにすることを避け、生物多様性の意味するところを正確に行政自身や市民が理解し、それに沿った政策や活動を行うための指導をしっかりと行う旨を政策の前提として記載ください。</p> <p>生物多様性の向上に寄与する取組を進めるためには、市民や事業者、学校や幼稚園・保育所等に対して、地域在来種を植栽することの大切さについて普及するとともに、横浜市における地域在来種とは何かに関する情報の提供、及びそれらの野草の種子や苗木の流通の仕組みづくりが必要となります。 しかし、素案において、生物多様性の向上に寄与する取組を目指す「取組の柱3 市民が実感できる緑をつくる」の事業①②、また、生きものと</p>

		<p>ふれあう効果をうたった事業④には、これらを促進させる具体的な内容が記載されていません。</p> <p>生物多様性自治体ネットワークの代表都市として、市内において地域在来の樹木や草本の植栽が普及するよう、その仕組みづくりがなされることを期待致します。</p> <p>横浜みどりアップへの取組はまずまずだと思いますが、生物多様化として公園や緑地にトンボ池を増やして下さい。</p>
	02.その他のご意見	<p>「緑をつくる」では、ピオトープ施工管理技士などの活躍の場をつくるべきです。</p> <p>東京の丸の内が緑を楽しめるようになったことを見本としてほしい。</p> <p>「緑をつくる」では、ポールスマisserなどディレクターが必要です。</p> <p>山手の税関プール跡地の買取りは素晴らしかった。</p> <p>公園でのオープンカフェなど、おしゃれな取組を推進してほしい。</p> <p>緑化はもっと進めていい。</p> <p>「実感できる緑」は大切。</p> <p>緑の上質化を目指して保全活動を活発にして緑化運動を推進して欲しい。</p> <p>現在身近な緑が、周辺の環境や管理手間などから伐採されるケースが多く見られる。いかがなものか？</p> <p>ガーデナー育成のための支援をするべき。学校をつくるとか。</p> <p>緑化フェアを横浜で開催してほしい。</p> <p>東京開催された都市緑化フェアを、横浜でも開催すべき。これにみどり税を使ってください。</p> <p>次回のトリエンナーレでは、緑と連携した取組を期待しています。</p> <p>只今、緑化に取組を行っています。これからも維持費、管理費として26年度以後も予算をお願いいたします。</p> <p>助成は結構だが、反対に、市民が独自にちょっとした公共用地や公園や街路樹の根元などに“勝手に”花や木を植えてしまうという、「ゲリラガーデニング」が好ましいでしょう。野原の花々の種がいろいろ混じったものをそと撒いておくだけでも、鳥などに食べられなかった種は忘れたころに花を付けてくれる。これをまさか法律違反だといって取り締まる無風流は横浜のようなセンスがあるといわれている街の行政にはないでしょう。日本の公園や緑地は、和風庭園を除いて、一般に何か不自然に造られた感じが否めない。</p> <p>デザインしすぎなのか、半端に洋風なのかわからないが、デザインの歴史の浅さを感じる。緑のデザイナーにはもっと勉強してもらいたいと思います。</p> <p>別紙に参考写真あり。</p> <p>公園緑地の計画、設計に関わる者です。「市街地」においての緑は「創出」することばかりに焦点が当てられ、樹林地や農地のような維持管理にまで話が及んでいません。規模は小さくとも緑はメンテナンスが避けられず、それを所有者や近隣住民によるボランティア精神(無償の手間と時間)で全てをまかなうことは理想論であるとの実感が強いです。</p> <p>緑税全てを緑の「創出」に回すのではなく、将来に向け、緑を管理するシステムづくりに投資していかなければ、枯木やジャングル化した負の遺産を残すことになりかねないと懸念しています。</p> <p>現実として、横浜市の公園もボランティアによる管理には限界があり、土木事ム所が管理しやすい殺風景な緑になりがちです。緑を増やすことと、メンテナンスに対するフィーを増やすことは、比例しなくてはならないと強く思います。是非検討項目に加えて頂きたく思います！</p> <p>都心臨海部に偏らず18区の全てにおいて、緑や花による賑わいの創出を計画してください。</p> <p>緑をつくるについて。MM21地域のトリエンナーレ跡地にキャンプ場&amp;市民農園を作る。市民農園の管理は市が行い、キャンプの際のBBQの時の野菜として販売したり、収穫体験させたりする。にんじんやナス、キュウリ、トマト、カボチャ、スイカ、枝豆等。</p>

02.民有地での緑の創出に関するご意見		身近な緑の保全を考えてほしい。社寺林、屋敷林、オープンガーデン等。
		<p>人生記念樹はマンション居住者にとってあまり意味がない。市民の多くが居住しているマンションの住民が受益者となる助成をつくってほしい。</p> <p>民有地への維持管理助成は、一度始めると止めるのは困難。あまり高額にすべきでない。</p> <p>庭木のせん定機の処理費用の助成をお願いします。</p> <p>管理する所が違うから連携が難しいかも知れませんが、「植物の種を配る」なんて事をして頂けると、小さな子供は喜びます。土を触らせたくない親御さんも多いですが。</p> <p>「建替や開発に伴う緑の減少を防止する」ことを意識してほしい。宅地の道路際に少なくとも樹木を1本植えることを推進してほしい。身近な住環境の悪化に歯止めをかける施策について旗をふってほしい。コンクリートジャングルの住環境にならないために！</p> <p>園庭芝生化の維持管理アドバイザー派遣は、非常に良かった。研修会も良かった。</p> <p>民有地の緑化助成などを通じて緑に対する市民の意識は少しずつでも上がっているとは思いますが、それをもっと意識的に取り組んだらどうかと思う。苗を育てる技術の普及などにもっとお金を使って市民の意識と技術のレベルを上げることが重要。</p> <p>先日、樹木が好きだった義父が他界し、記念植樹できないかを調べるうちに「これからの緑の取組」を知りました。</p> <p>義父は青葉区で飲食店を営みながら独学で森林インストラクターの資格を取り、(県立ですが)四季の森公園で研究会に参加したりと、生前は、自然や樹木に対する興味を持ち、熱心に学んでおりました。4月から大学にも通い始め、更に勉強を進めようとしている矢先に急逝いたしました。</p> <p>樹木を愛していたことから、生きた証として記念植樹をしたいと考えております。ただ、義父の自宅は青葉区の団地にあり、庭はありません。</p> <p>子供たちも団地やマンションに住んでいるため、植樹できる庭はありません。樹木葬についても検討していますが、なかなか条件に合う場所を見つけることが出来ない状況にあります。</p> <p>「これからの緑の取組」にあるように、子供が遊ぶ場に樹木を植えられれば、故人にとっても一番の幸福ではないかと考えています。</p> <p>そこで、記念植樹の応募対象を故人(の代理)にも広げていただけないかと考え、ご連絡いたしました。</p> <p>このような事例や要望も市民の中には多いのではないかと思いますので、こうして樹木の費用を市民が負担することで、財源の一助になることも可能ではないかと思っております。</p> <p>取組の企画の一つとしてご検討いただけましたら幸いです。</p> <p>何卒よろしくご意見申し上げます。</p> <p>既成市街地及び工業地域における暫定空地の緑化を奨励すべき。</p> <p>既成市街地及び工業地域では、常に一定面積以上の暫定空地が存在する。現状では、時間貸駐車場として利用されるケースが多い。</p> <p>そこで、所有者に対するインセンティブ供与により、砂礫地(碎石敷き)、草地等のハビタットの形成や近隣住民の有志による花壇づくりなど、エコアップや公開緑地の増加を図る。</p> <p>駐車場等に利用される場合でも、プランターを利用した花壇づくりや緑陰駐車場の実現を奨励する。</p> <p>緑化の維持管理には助成をあまりしないのが基本。自力で育てていけるような人が取組むべき。</p> <p>マンション等の大規模施設だけでなく、一般住宅等にも屋上緑化又は太陽光発電を義務(努力義務)化するなど、みんなで自然、緑を守るしくみにしていって欲しい</p> <p>個人住宅、集合住宅を問わず住宅周辺には緑があり、その緑も年月がたつと成長し大木となっていく。手入れが行き届かない場合、落ち葉の散乱や日あたりの妨げなどで近所から苦情が寄せられ、多くの場合切り倒されるようです。とくに高齢化が進み、持ち主による手入れが出</p>

			<p>来ないという理由から、これは友人が実際に経験している事ですが、旧家の屋敷林の大木が切り倒されています。</p> <p>大木には、草花や若木とは違った、貫禄とでもいうべき大きな存在感があります。20年、30年ではとうてい備わらない風格があり、その存在は土地の歴史を感じさせ、風景に深みをあたえてくれますので、横浜市に限らず、景観という財産の大切な要素と言えらると思います。それが、手入れの難しさから切り倒されてゆくのです。残念としか言いようがありません。</p> <p>若木による緑だけでなく、年寄りの大木の(緑)保全にも一層力を入れて頂ければたいへん有り難いと思っております。こうした視点からもご検討いただければ幸いです。</p>
03.公共施設・公有地での緑の創出に関するご意見	01.公園に関するご意見		<p>色々な種類の緑や花を増やしてほしいです。自然の多い安全にあそべる公園をたくさんつくってください。</p>
			<p>小さな公園等についても四季を通して花、樹木についても花が咲く様な樹木を植えた方がよいと思います。</p> <p>子供がいるのでよく公園に遊びに行く機会が多いため少しでも緑あふれる公園をたくさん創っていただけたらうれしいです。</p> <p>これからの緑の取組(素案)はすばらしいと思います。1番優先的にやってもらいたいことは、緑の公園が少ないと思います。厳しい予算の中で用地の取得又、跡地利用などぜひ公園の整備をお願いいたします。</p> <p>小さい子供がいるので公園でのイベントをふやしてほしいです。みどりアップ計画も子どもの目線から何ができるのかを(例えばゴミひろい、緑の中(身近な公園にどんな生きものが生息しているのかを)配信してほしいです。</p> <p>公園管理にもみどり税を使うべきだ。</p> <p>グランモール公園の再整備では、緑の道となるよう設計を進めるべきだ。</p> <p>公園はゴミだらけ。</p> <p>公園に四季の花がほしい。</p> <p>花の手入れや樹木の剪定など講習会等で市民に学んでもらい、ボランティアをつのって公園や花壇などの手入れを部分的にでも担ってもらおう</p> <p>横浜みどりアップへの取り組みはまずまずだと思いますが、生物多様化として公園や緑地にトンボ池を増やして下さい。</p> <p>今後のみどりアップ計画では、住民が地域の自然を身近に感じることができる自然公園の創設など、住宅地に隣接した緑の保全を強化していただきたいと思っております。</p> <p>自然をコンセプトにした公園には面積は狭くても雑木林のエリアを設けたりなど、その地区に生息する植物を中心に植栽し、住民が積極的に維持管理に取り組むことができるような方法が好ましいと思っております。</p>
	02.街路樹に関するご意見		<p>整備、花のある街路樹。</p>
			<p>交通量の多い道路の歩行者(横断禁止のところなど)対策でガードレールでなく緑化によって歩行横断を抑制させるとか一石二鳥の取組を期待したい。</p> <p>中山北山田線(青砥北八朔川和地区)の開通と合わせ、広い道路と歩道に多くの街路樹を植える。花の咲く木が市民に親しまれ良いと思います。</p> <p>中山駅北口にかつてあった街路樹を復活して頂きたい。計画では取り除いた街路樹は工事完了後回復すると聞いていたが、そのままになっている。</p> <p>街路樹の育成ではサクラの更新をテーマとすべきである。</p> <p>私の住んでいる泉区の街路樹は少ないし美しくない管理の仕方だ。長後街道が拡幅され、さぞや街路樹のキレイな景観が味わえると思ったが、拡がっただけ。みどり税は街路樹に使えないのか？</p> <p>※メールにて同内容の意見が送られています</p> <p>私の住んでいる泉区の街路樹は少ないし美しくない管理の仕方だ、長</p>

		<p>後街道が拡幅されさぞや街路樹のキレイな環境が味わえると思ったが          拡がっただけ。          みどり税は街路樹に使わないのか？          街路樹の育成では、土木事務所に移管されてから管理レベルが落ちた          と思う。反省すべきだ。</p> <p>街路樹や校庭の樹木の過剪定には目にあまるものがあり、子どもの教          育上、非常によろしくないと思っています。虐待と言える程です。美的感          覚も育ちません。お金を有効に使って、少ない手入れが美しいまちを作          ってください。</p> <p>私の住んでいる山下町では、街路樹の剪定が通りによっては、あまりに          ひどくて枝をほとんどはらっこしまって丸坊主の状態です。プラタナスや          はげの青々とした葉が全く失われてしまって、街の風景が失われてしま          いました。何とかとりもどしていただきたいのです。どうか宜しく願い致          します。</p> <p>街路樹はきたない。</p> <p>街路樹管理を行っている土木事務所の職員は、素人のようだ。知識の          ない人が管理してはダメに決まっている。</p> <p>街路樹について…過剰とも思えるような剪定はやめてほしいとつねづね          思っている。30年前の気候とは現在は異なっているのであるから、現代          に適している方法で実行してもらいたいと考えている。</p> <p>環状道路のようにグリーンウェイを作る。六大事業のようにビッグプロジ          ェクトがみたい。</p>
	03.その他のご意見	<p>街路樹や道路、公園等の維持管理に対する財政支出は必要。</p> <p>公園や街路樹など緑をふやす事はとてもいいと思います。しかし病害虫          の消毒をしっかりして欲しいと思います。</p> <p>街路樹、公園緑地の緑を守る。</p> <p>公園美しい街路樹、公園清潔感のある街路樹。</p> <p>土手に桜を植えて欲しい。散歩に行っても日影がない。また、コンクリー          トが多くて暑い。</p> <p>公共施設の緑化では、新築される区方舎の緑について、手厚く支援す          るべきだ。</p> <p>公共施設緑化では、市民がいつでも見ることができる場所に緑化してほ          しい。公開されていない屋上などは論外。</p> <p>公共施設の緑化では、市民利用の多い施設に限定して進めていくこと          に賛成します。</p> <p>河川の草むら、コンクリート打ちっぱなしの土手に植樹や緑化をする事          はやらないのでしょうか？</p> <p>みどりの拡充施策の継続に賛成しますが、川ぞい、田畑ぞいの樹木(ク          ヌギ、ナラ、サクラ等)が大木化して土砂崩れを起こす危険もあります。          管理、整備の取組みもお願いします</p> <p>戸塚区庁舎は緑を感じない建物だった。六本木ヒルズの方が良い。</p> <p>緑は管理次第で生き活きたものとなると思います。茂る時の勢は旺盛          で労力は大変なものです。緑の仕事は楽しい哉。</p> <p>戸塚区役所の緑化は、薄っぺらで良くない。見本となるような緑化をす          べき。</p> <p>公共施設緑化管理には、お金をかけるばかりではなし、職員の手による          維持管理も必要。</p> <p>公共施設の緑化は、区民の利用が多い所だけでもいい。あとは公園で          緑が楽しめればいい。</p> <p>大きくなりすぎた街路樹の植替えが必要と思います。また、公園内の樹          木(大木)などの樹勢回復や手入れにも大金がかかりますが、都市の景          観形成に必要です。今ある緑を大切にすることが一番で、力を入れるべ          きことと思います。</p> <p>緑の計画では、もっと動物園に、花があると良いと思います。          野毛山の象の広場は、少し殺風景な気がします。</p> <p>港湾局の緑化は管理が悪い。専門家がやっているのかな。</p>

04.市民協働による緑のまちづくりに関するご意見		<p>「市民協働による緑のまちづくり」は、住民同士での「絆」をつくることにつながり、防災にも役立つと思う。</p>
		<p>これまでの「地域緑のまちづくり事業」は、地区選定のプロセスが曖昧なので、公募選定の基準は明確にしてほしい。</p> <p>市民協働による緑化は、定年後の高齢者の楽しみとならないように、大学や子の親など若い世代が楽しめるものであってほしい。</p> <p>市、区の花、木は設定されているが、さらに市民に身近に実感してもらう為に、各町内の花、木を設定させ各家庭や道路端にプランターを設定し、各町内の花、木を植える運動を支援補助する。各町内、各区を競わせ、優秀な区、町内を表彰する。</p> <p>これまでの「地域緑のまちづくり事業」は、1地区当たりの助成金額が大きすぎるので、少額のものにしてほしい。</p> <p>現在実施している“緑のまちづくり”活動状況の横通しを図ることにより、緑化の推進が図られると思います。</p> <p>現在21年度からの支援を受け取り組んでいる自治会の者です。大変町並の様子も変わり、住民の方々、又近隣の地域の方からもほめられ、本当に美しく華々しく、明るい町内になってきたことに喜んでおります。一応五年で支援が終わると思われませんが、折角ここまでできてきていることが、5年過ぎたあとの維持管理に問題が起きてくるのかと心配です。できれば多少でも支援が受けられれば心おきなく事業として継続できるのでと考えております。</p> <p>「地域緑のまちづくり」では、趣味に助成している感じがする。せめて助成規模は縮小すべきだ。</p> <p>「地域緑のまちづくり」の1地区5年は長すぎる。3年位が適当である。また、事業期間が終われば、助成金がきちんと切れるようにしていくことも重要です。</p> <p>今支援が受けられている間のことは心おきなくとり組めますが、年々要領もわかってきているので5年経って「終了」となることがもったいないナーと感じます。こういったことをきっかけに、住人同意のコミュニケーションもとれ、風通しの良い関係町内会をめざして日々取り組んでおります。ありがとうございます。</p> <p>地域緑のまちづくりでは、市が関与しすぎ。もっと自主性を育めるように、助成を減らし、自由な取組をすべき。</p> <p>市、区、町内の設定花、木に対して、1/2の助成を行う(プランターに対しても)。</p> <p>町内会(小地域)等で具体的にボランティア活動の支援を推進する(緑アップ適用にて)。</p> <p>自治会で緑の町づくりにとりこんでいますが、今出来た花だんの手入れを継続していくために、継続のためのお金を少しでも出していただくと町人に負担にならずに良いと思います。</p> <p>市民協働の場として積極的な位置づけを図り推進してください。</p>
05.子供を育む空間での緑の創出に関するご意見		<p>小学校にビオトープがほしい。理科の授業で活用するようになってほしい。</p>
		<p>保育園を緑化してほしいが、最近の保育園では園庭がないものが多い。市街地の保育園の整備基準は、甘すぎないか。待機児童が減ればいいというものではない。</p> <p>「校庭園庭の芝生化」は、あまり箇所数に拘るべきでない。こども達が喜んで外で遊ぶ環境づくりが大切。</p> <p>保育所を運営しているが、「校庭園庭の芝生化」については、維持管理費の一部を助成していくなどイニシャルだけでない支援が必要。</p> <p>学校などでのゴーヤのカーテンづくりを引き続き支援してほしい。</p> <p>幼稚園を運営しているが「校庭園庭の芝生化」について、維持管理講習会を受講してとても役に立った。日産スタジアムの専門家の話を聞けるのはとてもありがたかった。今後も続けてほしい。</p> <p>緑をつくるで「子どもを育む空間での緑の創出」は、切り口がとても良い。</p>



		<p>芝生の維持管理研修を受講した。手厚い支援で感謝している。これからも引き続き、園庭芝生化のメリットを子供がうけられるようにしてほしい。</p> <p>校庭・園庭の芝生化では、教育委員会やこども青少年局の力の入れ方が弱い気がする。環境創造局だけが頑張っても、現場は望んでいないのではないか。</p> <p>教育現場の校庭等を芝生で全て覆うのは活用と成育で不合理な面があるかと思います。子ども達が走り回るスペースは大事であり運動競技では、備品を運んだり目印を打ち込んだりする必要もあり芝生があると活用にくなります。また幾度も踏まれなかなか成長を見込めない点からも益があまり無いと思います。場所を限らせる事でより成果と結びつくのではないのでしょうか。今後も楽しさや、管理的業務を大切に活動が広がり続けていくことを願います。</p> <p>今後、熱中症対策やポイ捨てやいじめ抑制のために、自宅と学校と公園と企業の樹木を、林業方式で、枝打ちし、大木化して下さい。隣接した樹木は、伐採して下さい。目隠し全廃して下さい。日当たりや風通しが良くなります。見やすくなり、ポイ捨てやいじめ防止発見にも、つながります。</p> <p>自分も、毎日の草刈草取りごみ拾い、剪定伐採作業で、上記を、痛感しました。自宅の周りと通学路と勤務先と城郷中学校脇対象。自宅のごみが激減しました。</p>
	06.緑や花による魅力・賑わいの創出に関するご意見	<p>観光都市としては、緑や花が非常に少ない。カナダビクトリア島のように花壇を何カ所か作り、一年中楽しめる場所を作ることを検討して頂きたい。</p>
		<p>都心臨海部の緑化では、現在の市庁舎の緑もきちんと整備してほしい。</p> <p>「緑や花による魅力と賑わいの創出」について、東横線廃線跡地はどうなるのか。自転車道にはしないで、緑が増えるといい。</p> <p>北海道のガーデン街道のような緑めぐりが横浜でもできるといい。</p> <p>山下公園やグランモール公園の花壇は、楽しめた。このようなことにみどり税は使われてほしい。</p> <p>都心臨海部の緑花では、ナチュラルガーデンが増えればいいと思う。チューリップで喜ぶのは古い。</p> <p>観光客や休日を過ごす市民が享受できる緑は、都心臨海部の緑である。もっと力を入れてほしい。</p> <p>社会経済が激変する中で、緑や自然が変わらない事は心やすらぐ豊かな生活を送るうえで大切であり、都市のステータスでもあると思います。これまでの市の取組を成果はすばらしく、これからの取組事業を実行していただきたい。ただし、都市臨海部の緑や花…は造形物ばかりでなく、ナチュラルな緑や花で景観を構成していただきたい。</p> <p>朝日新聞(夕刊)2013年5月1日号の&lt;環境&gt;の記事、都市の緑、育む新技術の記事をぜひ参考にしてほしいと思う。中区中心部を“公園の中にある街”のようなものになると、夏などの日差しの強い時期にも、散歩などがしやすく、人々が集まり安くなるのでは…！？</p> <p>都心臨海部の魅力アップは、市の税収アップにもつながる。費用対効果がとても高い事業といえる。</p> <p>都心部(現在緑が少ない地域)に良質の緑を大量に。鶴見駅東口は再整備で、西には駐輪場整備のため緑が激減しました。減った分を埋め合わせる予定はないそうです。今までの計画が信じられません。本当にやる気がありますか？</p> <p>質問、都心臨海部とは鶴見区の臨海部も入りますか。是非入れてください。</p> <p>工場地帯の緑化をもっと進めてもらいたい。</p> <p>泉区民ですが、休日はみなとみらいに行くことが多い。だから、都心臨海部の緑はもっと豊かになればいい。港湾緑地の管理は不十分と思う。</p> <p>横浜スタジアムは取り壊して、緑を植えた方がよい。関内周辺には、まとまった緑地がない。</p> <p>泉区には、緑は十分あると思うがミナトミライ地区に緑がほしい(財源が続けば)</p>

		<p>都心臨海部の魅力アップなど、市外からの観光客誘致につながる事業を多く取り入れてほしい。樹林地や農地では、観光客は呼べない。</p> <p>樹林地や農地は横浜市のドメスティックな課題。緑化こそ、日本の中の横浜や世界の観光地としての横浜を魅力的なものにできる。</p> <p>みなとみらい地区にもっと花がほしい。納税者の人数を区毎に出し、それに比例してお金が落ちるといい。</p> <p>山下公園や港の見える丘公園の管理にも、みどり税を使って水準を上げるべきだ。</p> <p>山下公園の芝生は、傷んでいる。きれいな芝生をつくるべきだ。</p> <p>おかしな事実だが、当方居住地から一番身近な緑地である山下公園では、市民からの要望も無いのに、昨年に続き今春も何ら傷んでいないせつかく育った園内樹木を刈り取り、撤去し、花壇に植え変えたり(赤い靴像や中央広場)と理解に苦しむ公園管理をしている。こんなことではいつまでたっても緑が増えないし(樹木が育たない)、全くの公費の浪費。死に金だ。</p> <p>市民ひとりひとりが苦勞して稼ぎ納めた税金を、経済性という観点からも全く理に叶わない、こんな不合理な使い方をされたのでは堪ったものではない。当局者の発想自体が稚拙過ぎ。</p> <p>本当に市民に喜ばれる緑行政とは何か解っていない。</p> <p>市民の財産である公園等も含む市内樹木の事を、なにより一番大切に思い、そのための適切な管理行政を行うべき肝心の当局(上記に関して言えば環境創造局南部公園緑地事務所都心部公園)からしてこのありさま。</p> <p>公園は緑豊かな、市民が憩える場所であるべきで、観光客寄せのための展示場でもなければ、どんちゃん騒ぎするイベント場でもない。</p> <p>関係当局諸君の猛省を求めると共に真に豊かな緑を実感できる都市を創って欲しい。</p> <p>自然の景観を無視した公園造りに一考を。</p> <p>横浜市の場合、横浜スタジアム内のチューリップしか見ていませんが、同じ花が大量に咲いている景観には違和感を感じています。人が手を加えない自然ではありえない姿です。年間を通じて季節ごとの花がほどよい量で緑の中に咲く姿が自然ではないでしょうか。</p> <p>視界を埋める単一の花が咲く光景をよしとするメディアの功罪と思われるます。ヨーロッパの真似であり自然と共生する日本の庭園、自然感とは異質だと感じます。一斉に咲かせられ刈り取られる命が哀れでなりません。</p>
05.広報やPRに関するご意見	01.市民が参加するための広報について	<p>横浜市、民間の市民の森、公園、農園のPRをしてもらいたい。</p>
		<p>緑のある地域と緑の少ない地域では市民の関心度が違うと思います。“市民協働”による緑のまちづくりのPRをもっとしてもらいたいと思います。</p> <p>イベント告知などを、大々的に！！横浜みどりアップ計画を、多くの人に知ってもらおう。</p> <p>横浜市環境創造局で計画している地域ごとの緑保全計画をその地区の住民に発表し、協議の場を設けていただきたいと思います。</p> <p>なぜならば緑地や樹林など地権者が所有していることが多く、予告なしに樹林が伐採されたり、調整区域が宅地開発されたりなど、ここ青葉区でも貴重な森が一瞬にして失われることが日々起きています。事前に地区の住民と横浜市、地権者などを含めた保全計画の合意がなされていればこのようなことを未然に防ぐことができるのではないかと思います。</p>
	02.実績・成果の報告について	<p>H21 から 23 までの成果がこれほどあったことは知らなかった(数値として)。みどり税の理解を得るために、活動や成果の「見える化」データベース化が必要ではないでしょうか？</p> <p>自身が「みどり税」を支払っている認識がありませんでした。HP や地域回覧で回しているとのことでしたので見てみます。ただ、納税者に対して、1 家に 1 部でも良いので 5 年間の報告等があると良いのかなと思いました。</p> <p>樹林地の買取りは、㎡当りいくらで買っているのか明らかにしてほしい。</p>

		<p>これまでの成果を具体的に示す事は出来ないのか(全体で〇〇haと示されても実感出来ない)。</p> <p>成果など、広く市民の方々にしらせていく広報活動もとても大切なことだと思いますので、これからもさまざまな形で行ってほしいと思います。</p> <p>変化した場所、地域等が明確にわかる様に市民が気軽に参加出来るように。</p> <p>買い取った森林・里山・農地及び緑を増やす活動をしている所の見学会(バスでまわるとか)。</p> <p>身近な場所での成果が見えない。</p> <p>みどり税は、議論が尽くされないまま、導入に至ったように感じている。また、「水と緑の基本計画」や生物多様性保全に関する計画などとの関連が認知されていない。市民にとっては、身近な公園や学校などでの成果、実践が進められていないので、緑に対する意識を高めるまでには至っていない。公有化した樹林地の維持経費では、税の使い道が見えない。再考を望みます。</p> <p>相続などで買い取った所に「表示」の杭(看板)で目にみえるようにする。</p> <p>これまでの成果など、広く市民の方々に知らせていく広報活動もとても大切なことだと思いますので、これからもさまざまな形で行なってほしいと思います。</p>
	03.取組の広報について	<p>都市農業、緑地保全の為に市民力を合わせて取り組むべきだと思うので、深く理解を求めていく広報の大切さを感じます。</p>
		<p>直売所、農産物加工所の整備支援や情報誌等でのPRが不足していたと感じています。</p> <p>横浜みどりアップ計画の制度をより多くの人に知ってもらうために活動してほしい。</p> <p>なぜ緑が必要で、その維持管理が必要なのか?と全面に出してアピールしてほしい。</p> <p>みどりアップ計画を知らない市民が多いと思いますので、広報の展開を願います。</p> <p>まだまだ計画についての説明と必要性を訴えてください。</p> <p>とてもよい計画だと思います。このような計画が市民の皆さんにどのくらい知ってもらっているかが疑問です。</p> <p>情報公開が乏しく、市民まで話が伝わっていない事もあるので、せっかく良い事を推進されているので、広報活動も積極的に行って欲しいと思います。</p>
	04.その他のご意見	<p>広報にはあまりお金をかけないでほしい。シールとか。ゆるキャラだけはやめてほしい。</p>
		<p>横浜みどり税のこと、このパンフレットで知りました。月額75円もとられている、ではなく、皆75円出しているのだから緑を大切にしていこう!!と呼びかけたいと思います。</p> <p>市の公報4月号へ一面前ページを使って市長の平成25年度市政運営方針と4つの重点施策が記載されていた。その中に緑の字は一字もない。緑を守る、育てる緑は市の重点施策のはず。その気持ちがない人に市長の資格はない。</p> <p>パンフの成果、課題素案だが漫然としており情性的で何をしたいのか熱意が通じない(編集)。</p> <p>「効果的な広報の展開」とありますが、何を持って効果的と言っているのか、何か明確な理由があるのか、と気になりました。</p> <p>「効果的な広報の展開」も横浜みどりアップ計画の大きな課題です。これに改めて大きなタイトルをつけて強調していることは今後の事業の広がりへの期待をつなぐものです。</p> <p>「横浜みどり税」は「市民の森」と並んで、横浜の緑地政策の先進性を示すものであり、これを更に有効に活用して、都市近郊の緑地や水辺を保全する政策のモデルとして育てていく必要があります。そのためには、税や仕組みに対する市民や事業者の理解が必要であり、広報の仕組みや活用の成果を、以下の工夫により、具体的に進める必要があります。</p>

			<p>素案の「広報」では、全体に市と市民間のコミュニケーションのみが対象になっているように見えます。現場における保安全管理の重要な役割を担っている森づくり団体など市民ボランティアも介したコミュニケーションの視点が見えません。前述の通り、ウェルカムセンターが設置されるような一部の場所を除いた多くの現場では個々の団体に発信すべき情報やメッセージがあっても、広報で大変苦勞をしています。これらを丁寧に拾い上げて、現場感覚のある、深みのある広報にすべきです。</p> <p>ここでは、媒体の組み合わせについてしか記載されていません。まずは、何を伝えて緑の取組を理解してもらうのか、というテーマと手段の組み合わせを考慮すべきです。大きな特集記事として、市の政策やみどり税の考え方などを訴求するには「広報よこはま」が一定の効果を示すと思いますが、例えば、みどり税が地域の身近な緑地の保全にどのように使われているのか、現場の市民団体がどのような活動を行っているのか、などについては、その地域に根付いたタウン誌の発信力が強力であり、記事の提供などを積極的に行うべきです。</p> <p>900円のみどり税が自主財源として活用できることで、市債や国の予算も使いながら実際にはみどり税の金額の何倍もの金額を生むと言う「レバレッジ(テコ)効果」もよく伝える必要があります。</p>
06.これまでの成果に関するご意見			<p>みどりアップ計画によって貴重な緑の保全が進んだことは大変大きな意義があると思う。</p>
			<p>これまでの成果は評価する。ただし「横浜みどりアップ計画」の立ち上りは準備不足であり、その点の反省を述べるべきだ。</p> <p>これまでの取組により市民の森利用者なども増えて良い結果を生んでいると思います。</p> <p>税金が横浜市の緑をふやす為に有効に使われていたのが分かった。成果など必ずしも数字で表せるものではない。特に緑化は楽しむのは基本だから。</p> <p>樹林地の減少傾向が鈍化しているのは素晴らしいと思います。もうこれ以上へらさぬような取組を期待しています。現在市街化調整区域をとっている貴重な緑を、開発して消していくことは全く逆行しています。みどり税を有効に、今ある樹林地を財産として守ることに使ってほしいと願っています。</p> <p>(1)開発予定地を保存したのならば(開発から)「守った」ことになるが、従来から緑地として存在し、今後も存続すると予像される場所は「守った」ことにはならないのではないか。</p> <p>(2)「鈍化」を説明するグラフの中に、市街地と市街化調整区域の両方が開発面積として含まれている。市街化調整区域内の開発は、樹林地・緑地を含んでいて、緑地保存に反しているのではないか。</p> <p>従って、これを持って「減少傾向が鈍化した」とは言い切れないのではないか。</p> <p>なお、各年度の数値について、青葉区の分を教えてください。青葉区としての緑地保存活動の資料といたしたい。</p> <p>(3)「310haの保存」は、緑被率にして0.7%の寄与に当たる。微小である(310ha/市面積43,740ha×100)。</p> <p>残る樹林地はまだ約12,500ha(H21年度)あり、これを全て保存しなければ緑被率の減少は食い止められないと思う。</p> <p>農地を守る取組で110haの水田を保全し水田の確保をおこない“食”に対する取組みを評価。</p>
07.税、財源に関するご意見	01.税を支持・容認するご意見		<p>いままでどおり、みどり税をとってもらっていく方法がいいと思います。</p>
			<p>わずか900円/年で、900haの緑が変わらないことは、御市や関係の職員の皆様の熱意のたまものであり市民の誇りです。様々な税があり、増額もしていますが、みどり税だけは、身近に成果が見えるものであり、支援します。今後の緑の取組に大いに期待します。</p> <p>みどり税の継続には賛成。</p> <p>900円の税額は妥当。1000円に上がってもいい。外でのランチ1回分と思えば安い。</p> <p>「横浜みどり税」という形での負担でよいと思うが、有効に使っていただ</p>

		<p>きたい。 コストがかかるのは仕方がない。ムダのないように取り組んでもらえればみどり税の継続も考えてもいいのではないかな。</p> <p>引きつづき、この取組を続けるため横浜みどり税を活用。「横浜の環境」を守っていくというミドリ税は日本一じゃないかな」と野菜を売ってくれる農家のおかみさんから聞きました。やめてはもったいないです。</p> <p>維持管理を支える財源や体制が必要であり、重視してほしいと思います。みどり税を引き続き使ってほしい。</p> <p>中、長期的に目標の緑被率の up を設定し、みどり税の継続を希望します。</p> <p>財源についてはこれまで通りが良い。</p> <p>みどりアップは緑地保全に役立っている。財源のいままで通りにしてほしい。</p> <p>みどりアップ税は緑の取組のために必要財源であり、引き続いての税込と取組をお願いしたい。</p> <p>みどり税については賛成です。</p> <p>いままで通り横浜みどり税を財源にした方が良いと思う。</p> <p>財源はみどり税の拡充を期待します。</p> <p>税源となるみどり税についても継続されることを望みます。税源の担保があるのは心強いです。</p> <p>緑保全に使う特定の財源が必要と考えます。意識してもらう為にも緑税の存続を要望します。</p> <p>財源確保には賛成であるが、用途(使い道)をより公表して欲しいと思います。</p> <p>できるだけ市民の負担がないことが望ましいが多少の負担はいたしかたないかと思います。</p> <p>年間千円前後の上乗せなら苦情、反対意見も少ないのでは？目的が明確な“税”なら良し。“横浜みどり税”でアップは必要なし。</p> <p>もっと財源を配分してもよいのではないかと思います。私の今年度の住民税は月額 55,900 円なのですが、横浜みどり税は 75 円ですが、月額 900 円くらいは使って欲しいものです。</p> <p>もう少し個人負担を増やしても良いのではないのでしょうか(緑を守る為ですから)。</p> <p>900 円は負担感がなくていい。農には他にも補助が入っているのではないかな。田舎ではないのだから、族議員のいいなりににはならないように。</p> <p>900 円は適切と思う。</p> <p>900 円は適切である。1000 円でもいい。繰越し可能な税源としないと、単年度で使い切るようになってしまう。</p> <p>みどり税は月額 100 円程度でもかまわない。</p> <p>今まで通りで良ければ、税は上げない。必要であればしかたないでしょう。今まで通りの取組をお願い致します。</p> <p>財源確保は、難しいことですか、市民に周知徹底をされ、理解を得て、従来の徴収方法が良いのではないのでしょうか</p> <p>市民全体から平等に課税し、企業は規模別に課税する。</p> <p>成果は出ていると思いますので、財源は市民の理解を得てもう少し負担してもらおう。寄付などを募る等したら良いのではないのでしょうか。</p> <p>横浜の緑(農地)ある環境は守るべきもの、したがって、横浜に住む人々は払うべき税である。みどりアップ税は今後も続けることを望む。</p> <p>自然、緑地の維持は個々の力では限りがあるので、今後も行政の予算も含めたバックアップが大切だと感じます。</p> <p>総事業費を増やしてほしい。</p> <p>財源は横浜市民全員が負うべき物、ゆくゆくは横浜市民にかえてくるのだからひき続きみどりアップ計画を続けてほしい。</p> <p>これまでのみどりアップ計画にて、特に雑木林などの保全が、実施以前より飛躍的に進み、横浜の緑が保全されることは、素晴らしい取り組みだと思います。</p> <p>しかし、保全が必要な緑地はまだ多数残っており、今後も、この5年間と同様に、緑地保全の取り組みが必要であると思います。平成 26 年以降</p>
--	--	--

		<p>も引き続き、みどり税を実施し、更なる保全に取り組んで頂けるよう望みます。</p> <p>本来は道路予算などと同じく通常予算に組み込まれるのが望ましいが、特別に目的を決めたみどり税の貢献は著しいものがあり、意志ある緑政マンの後ろ盾となっていたいへん有効であったと思います。横浜市はまだまだ危機的状況は脱しておらず、今後もみどり税の継続と活躍に期待するものです。</p> <p>宅地化が進み、横浜市で緑が急速に失われている中、みどり税はこれからも必要だと思います。</p> <p>みどり税がどのように使われたか、横浜市による緑地の買収など、みどりアップ計画の具体的な成果を区ごとに発表していただければ住民に親しみが湧き、みどり税を払うインセンティブになるのではないかと思います。</p> <p>前回同様、市県民税の上乗せとして徴収すればいいと思います。</p> <p>これからも横浜みどり税を活用し継続していくことが大事だと思います。今後も”みどり税”をとる。</p> <p>農業事業者です。みどりアップは大変よかった。水田の保全、収穫の体験のできる農園など、農地環境型支援、これらで住民とのトラブル軽減や農地へのゴミのポイ捨てがなくなる、どこからみても農景観がよくなったなど、良いことづくめです。財源はこれだけ市民と農の関係が深まるなら900円でなく1000円で良いと思います。</p> <p>長期的に財源を確保して今後も継続してほしい。</p> <p>計画を継続させるためには、「みどり税」の継続徴収は止むを得ないと考えるが、税額は現状維持としたい。また、事業実施のための新組織設立は最小限に抑制し、税の有効活用に努めて欲しい。</p> <p>平成30年度までの緑の取組が終了した時点で「横浜みどり税」も終了してほしい。その期間で市民の自発性を高め、資金も自発性にまかせたら良い。</p> <p>財源については、街のなかにあるいは家庭の中に花や緑がある事で、心豊かな生活を送れる事を市民に理解を求め、緑税を継続する事はいいと思う。</p> <p>緑税を基本に、市民のボランティア活動への参加を市、区、町単位に展開する。</p> <p>市民(企業も含む)全体で横浜のみどりを支える仕組み(みどり税)は、横浜市民の先進性を表すもので、横浜市民は鼻を高くしていいと思います。</p>
	02. 税を支持しないご意見	<p>高齢者への優遇策を縮小し、みどり税を止めてほしい。減税してほしい。</p>
		<p>税金をかけるのは止めてほしい。500億円を子育て政策へ使うべきである。</p> <p>マニフェストはよいが不景気、不況下、格差大なのでうまくいっていない。みどり税は廃案にすべきだ。もちろんなんでもかんでもアベノミクスで解決すると考える政党に任せるべきではない。もっと広く意見を求めるべきだろう。</p>
	03. 負担額低減や課税方法の変更を求めるご意見	<p>臨海部など目立つ場所ではなく、近所の公園など身近な場所で見える成果があると良いと思う。みどり税はどうなるのかよくわかりませんが、厳しい経済状況を考えると、金額の減額または徴収をやめるということも検討してほしいと思います。</p>
		<p>横浜独自のみどり税は非常に良い発想だと思っているが、収入又企業に応じて年間①5,000万 ②3,000万③2,000万④1,000万⑤500万の5段階位はどうだろうか？ ※メールにて同内容の意見あり</p> <p>横浜独自のみどり税は、非常に良い発想だと思っているが、収入に応じて又企業に応じて年間①5,000万 ②3,000万③2,000万④1,000万⑤500万の5段階位はどうだろうか？</p> <p>月額75円のみどり税はなるべく下げる様をお願いします。月額30円くらいならOK。</p> <p>横浜市の市民税は全国的に見ても高い。できならば、特別税のような追</p>

		<p>加を市民に求めるのではなく、一般会計の中で財源を確保するべきではないだろうか。</p> <p>復興税や消費税の中で、1人当たり900円はやや高いが、貴重な財源として継続すべき。600円位がいいところか。</p> <p>開発事業者から高額のみどり税を取りようにしてほしい。「開発税」など。</p> <p>市街地の開発事業者に、樹林地管理費用の負担を求めるべきだと思う。</p> <p>不景気で格差が広がるのに税金はムリ。寄付(個人 or 法人)のかわりに例えば100万円以上なら控除するなどの免税処置をしてほしい。</p>
04.財源の検討に関するご意見		<p>金曜や土曜に行われているリサイクル用品の収益金や携帯電話、PC等の資材回収によって得られる収益金をあてる。</p> <p>緑の税金取られているのでは？おまつりなどどんどん出て募金をする。500億でも使いすぎに思う。あまり機能していない財団法人はすてる。シルバー人材を活用するなどできる事はあると思う。</p> <p>地域活性化の財源に賛同する人たちから1口で御布施をつる。</p> <p>寄付を受ける。特に企業や団体から。神奈川緑トラストがあるが、これとの関係をどうするのか。横浜の水源(道志)との関係も整理してほしい。対割で小さくならないように。</p> <p>財源について。キャンプ場使用料や、収穫体験料等から確保していく。その場所でイベントを行うことにより、イベント料をとるなど。都会での気軽な自然とのふれあい、満喫は、キャンプが一番です。</p> <p>アンケートでも分かるように、関わりたい市民はたくさんいるはずで、周知できるよう広報、ボランティアを活用予算を極力抑える。</p> <p>緑の会によって、成果は出ていると思います。財源については工夫が必要だと思います。地域によって方法が違ってくる。</p> <p>人材し市民のさらなる活用。財源は市民企業負担増で、土地の確保は寄付などをうながす広報の拡大で。</p> <p>何をしてもお金がかかると思います。成果を費用対で評価し、必要なものは増やし、制約できるものは押さえて下さい。小職を含め、高齢者有志をボランティアに参加できるようにして、費用低減を図って下さい。</p> <p>財源については、横浜みどり税だけでは不十分であり、市民の寄付、募金のPRをもっとすべきだ。</p> <p>財源が不足でしょうから、各木の各人の名前をつける(立木に自分の名前をつけてもよいとして各自の費用で植えてはどうですか。例えば将来におじいさんの木だとして孫が何か面倒みてくれるのではないのでしょうか。</p> <p>財源としては、今後市が主導して収穫体験や市民農園の募集を行い、その税金のうちの数%を財源にとするのはどうだろうか？</p> <p>横浜市が所有する物件(未利用地、不活動物件、不良採算物件)等の処分や組織のスリム化を進めて財源を確保する。</p> <p>記念植樹公園墓地を開設し、永代植樹料、永代使用料、永代供養料などを区画の大きさに貸し出す。</p> <p>財源は税金だけでなく体験ファームや木(果樹)の苗木の移植金などの一部をもらうなど、いろいろな面から回収したらいいかですか。</p> <p>みどりの財源は緑税の増税ではなく別な財源をお願いします。</p>
05.税の使途・情報提供に関するご意見		<p>みどり税を使った施策は、バラマキにならないように使ってほしい。</p> <p>市内の市民、企業より集めた税金の適した運用、さらなる明確化を期待します。</p> <p>財源(横浜みどり税)の使い道について、3つの軸に対する使途はありますが、「相続の場合に対応した公有化など、樹林地、農地の保全」はどの部分でいくらになるのかははっきり判りません。「使い道」として書かれている以上、その内容は公表すべきだと思います。</p> <p>みどり税がどのように使われていくかわしい内訳を知りたい(HPではわからなかった)。例えばこのハガキがついていたパンフレットにどの位、お金が使われているか。リサイクル紙が使われているわけでもなく、緑を</p>

		<p>守るということはエコにもむすびつくものではないでしょうか？それなのにこのような立派なパンフレットは必要でしょうか？税金なのだから見直しをするべきでは？ もっと身近な所に財源を使ってほしい。</p> <p>みどり税が納得できる使われ方をされているようには思えません。まとまりのある森を次世代に継承できるような抜本的な使い方をして下さい。</p> <p>花粉症防止の為、杉の伐採にも使って下さい。</p> <p>市は緑税を徴収している上郷の緑は全面買取りの方針で重点と行合うべきだ。配分後の権限が市に移ったからといって法の精神は守るべきだ。上郷は緑を守るかどうかの関係を考えること。</p> <p>みどり税を使って被災地支援をすべき。仮設住宅に花を植えるなど。</p> <p>総事業費 500 億の部門別内訳みどり税内訳など具体的数値目標が要（パブリックコメントのためには絶対的記載事項では）閲覧資料（24 年 6 月みどりアップ推進会議、P49 実績数値あって具体的）。</p> <p>投資額（総事業費 500 億円）で得られる効果に関する貨幣評価手法の開発及び試算をすべき 平成 21 年度から住民税を上乗せ徴収し（横浜みどり税）、それを財源として、この取組みは進められています。横浜みどり税の導入に際しては、「経済状況が厳しい中、なぜ新たに横浜みどり税を実施するのか？」等多くの指摘・批判がありました。 近年、世界各地で、生物多様性の保全・回復への投資に対する効果を貨幣評価する試みがなされています（注）。 「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）[平成 21-25 年度]」の当初事業費は約 600 億円、「これからの緑の取組[平成 26-30 年度]」（素案）の総事業費は約 500 億円とされています。納税者に説明責任を負う立場として、このような多額にのぼる投資に対する効果を金額で示していくことも重要なことと考えます。 生物多様性自治体ネットワークの代表都市として、投資効果の貨幣評価手法の開発及びその試算について挑戦されることを期待致します。 注：生物多様性の保全・回復への投資に対する効果の貨幣評価の例・「生態系と生物多様性の経済学（The Economics of Ecosystems and Biodiversity、TEEB）」 (<a href="http://www.iges.or.jp/jp/news/topic/1103teeb.html">http://www.iges.or.jp/jp/news/topic/1103teeb.html</a>)</p> <p>みどり税として市民からお金を使うのであれば、より積極的に市民の声を反映していただきたい。そして特に若い世代や子供を持つ世帯の声を聞き入れるようにして欲しい。（より先の未来をふまえた政策を作ってほしいため）</p> <p>「緑」が大切で、緑を保全していかなければならず、それに費用負担が発生するのは当然であり、市民に問うまでもないと考えています。 一方で、同封の資料に5年間（平成26-30年度）で500億円の総事業費と記載されています。 その予算（500億円）と緑の保全活動に要する「人的資源（リソース）」に対するアンケートには、横浜市が抱える他の問題（医療・安全・教育・都市開発・・・）と比較して、それだけの優先度があるかどうかを含めて把握・検討しなければ、お答えしようがないと思います。 「これからの緑の取組み」に関する情報だけで、市民にアンケートを投げかけても、それこそ「木を見て、森を見ず。」ではないでしょうか。 厳しい意見かとは思いますが、皆様は市民の「税金」を預かり、その「税金」を活かすことも、ムダ遣いすることもできる「お立場」である事を再認識頂き、日々のご公務にご尽力頂きたく、お願い致します。</p> <p>慢性的な市の赤字財政にかんがみ、横浜市の予算を現存する緑地の効果的な維持管理と、より多くの緑地の購入に重点的に充てていただきたい。 かつて、いたち川を親水護岸に改修し、上流部では川の中に飛び石を配するなど相当のお金を費やしたが、市民の十分な活用はなく維持管理も行き届いていない。また、散策路の不必要な箇所には設けられた柵や立派すぎるテーブル・椅子など他市と比べると財政内容に不相应なお金の使われ方が見受けられる。</p>
--	--	---



		<p>イベントの中味は十分吟味してお金を使ってもらいたい。個人的にはイベントの効果はあまりないと思っている。</p> <p>街の花屋さんにも助成してほしい。あるだけで、賑わいが生まれます。</p> <p>被災地支援につながるお金の使い方をしてほしい。</p> <p>農業体験できるところを作る計画は賛成だが、あまりにその予算が少なすぎる。せめて、計画の10倍くらいないと、ほんの一握りの人しか恩恵にあずからないと思う。</p> <p>横浜みどり税の有効かつ多様な利用を推進してはどうでしょうか？次世代に受け継ぐ環境未来都市を目標して！！</p> <p>「緑税」の一部を予算化して定期的に(年4回)季節の花を植え込む。</p> <p>みどりアップ税が実感できる事業へ支援。</p> <p>緑被率30%を切った横浜市としては、緑関連の財源を最大限有効に使うべきであり、いつでもできるバラマキ的な総花案は控えて、大きな財源が必要な緑地(土地)の確保に集中的に取り組むべきではないでしょうか？もったいないと思います。</p>
	06.その他のご意見	<p>横浜みどり税に対する理解はどの程度のものなのでしょうか。決まったのだから仕方がないと考えられているとしたら、市民の側の意識の問題だと思います。</p>
		<p>財源をいかに確保していくか大きな課題と思われまます。市民の理解を得るために哲学とか理念が必要で、参考のため、みどり政策調整担当の方と「ドイツ林業に関する資料」を届けさせていただきます(僭越ですが)。</p> <p>土地所有者の理解と協力が一番の財源ではないのか。</p> <p>税金の無駄遣いだけは止めてほしいアベノミクスなら税金の無駄はよい、はおかしい。</p> <p>26-30年度計画にみどり税についての記載がないようですが、どういことなのでしょうか？</p> <p>金沢区においては、26-30年度において、長浜地区の返還後の公園整備が、大変大きな事業となっています。</p> <p>素案の中には、まったく記載がないように思われます。</p> <p>国の事業なので、横浜市としては立ち入れないのでしょうか。</p> <p>金沢区住民としては、みどり税を継続するなら返還後の整備事業を組み入れていただけるといいと考えます。(目玉事業です)</p> <p>事業によって資金の割り当てがあるとも思います。事業での資金の流動をした方がよいと思います。</p> <p>お花見や緑の季節を迎えてまわりの公園や森の美しさは、日夜、管理している人がいるからと感謝すると共に、横浜からみどりをこれ以上なくさないよう頑張っているみどり税のありがたさを想い、近くに農家の野菜のとりたても買え、四季の旬のとれたて野菜を味わえる事も、農地が守られるのを知りました。</p>
08.その他		<p>「自然と人間とは別格でなく、人間は自然の一部である」という基本的な認識、考え方の啓発が必要である。</p>
		<p>自治会として、行っていますが、大変好評ですので今後も続けてほしいです。</p> <p>金沢区在住の為。長浜の返還地は金沢区民(地元)の意見も十分に集めて将来にわたり、意味を持つ利用を計って頂きたい。人も減る訳だからまちがっても宅地開発など部分的にせよせぬ様に願っています。たのみますよ！</p> <p>害獣(ハクビシン、アライグマ、カラス)の駆除。</p> <p>省エネ対策としてヒートポンプを導入致しましたがどの位節約出来たか？</p> <p>比較的小さな林でも小さな森にできたらいいですね。</p> <p>緑政策調整担当の方が2・3回見に来られたが、その後なんの連絡もない。</p> <p>農地が法律を変えるのが先できないか。</p> <p>「公」という立場でしっかりやってもらいたい。税金で給料が出ている事も十二分に自覚して下さい。</p> <p>今は部材が大変高い為、助かりました。</p>

		<p>新しい設備を取り入れることができました。</p> <p>緑の研究所のような施設が横浜にもあるといい。</p> <p>福祉特別乗車券は不公平である。ただちにやめるべき。</p> <p>私達老人会では公園や農地の周りに花を植えたり、種をまいたりして景観を良くする活動をしています。</p> <p>東京・大阪・名古屋と転勤で住みましたが、緑の無さを感じたのは、大阪です。東京は、大都市の割には、緑があり、それを維持する努力を感じます。</p> <p>都市の中に緑地は絶対に必要です。</p> <p>地産地消【環境共生資源循環型社会】の観点から、これまで6年間の実証評価を続けてきました『生ゴミ液肥化システムによるみどりアップ案』を提案。</p> <p>『生ゴミ液肥化システム』により、生ゴミ収集焼却コスト(800円/月・世帯)が減額でき、財政の健全化も図れる。</p> <p>外来動物(台湾リス)等の減少方向へ対応してもらいたい。</p>
--	--	---

# これからの緑の取組[平成26-30年度] (素案) について 市民の皆様のご意見を募集します

募集期間 平成25年4月5日(金)～5月7日(火)

## これまでの取組

横浜市は大都市でありながら、市民生活の身近な場所に豊かな緑の環境があります。この緑の環境を後世に引き継いでいくため、本市では平成21年度から「横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)」に基づく取組を、市民の皆様とともに進めてきました。この計画には、「樹林地を守る」「農地を守る」「緑をつくる」の3つの柱があり、費用の一部に市民の皆様にご負担いただいている横浜みどり税を活用しています。

## これからの緑の取組

「横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)」は平成25年度までの計画ですが、緑の保全や創造には継続的に取り組むことが重要です。そこで本市では、これまでの成果や課題、市民意識調査や土地所有者意識調査の結果などを踏まえ、**これからの緑の取組[平成26-30年度] (素案)**をまとめました。この素案について市民の皆様からいただくご意見を、取組に生かしていきます。

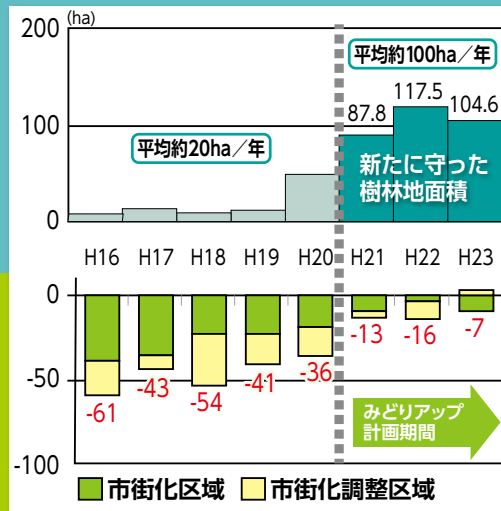


## 横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)の主な成果<平成21～23年度>

横浜みどり税も活用し、緑を守り・つくり・育む取組が進んでいます

### 守られた樹林地面積の推移

H21～23実績:310ha  
H25までの目標:1,119ha



計画開始前の約5倍のスピードで守りました  
約20ha/年 → 約100ha/年

これまで守った樹林地の一部を買収:61ha (H21～23実績)

樹林地の減少傾向が鈍化!

### 樹林地の減少傾向の推移

(固定資産税の課税対象となる土地面積から算出した参考値)

## 樹林地を守る 取組

新たに310haの樹林地を守り、樹林地の減少傾向が鈍化

横浜公園 約50個分!

### その他の取組

- 市民協働による緑地維持管理事業 9か所実施
- 森の楽しみづくり事業 森の恵み塾149回開催 など全14事業

## 農地を守る 取組

110haの水田を保全

### その他の取組

- 収穫体験農園の開設支援事業 63か所で支援
- 農地流動化促進事業 新規の農地貸借15.6ha など全20事業

## 緑をつくる 取組

地域で緑を育む取組を12地区で支援

### その他の取組

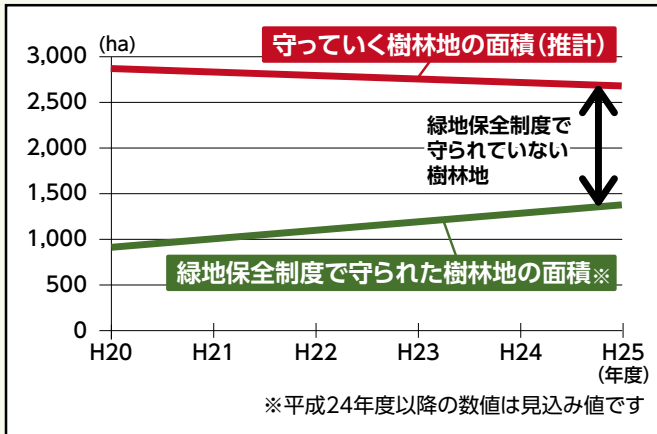
- 校庭・園庭98か所を芝生化
- 民有地緑化助成事業 屋上緑化助成40件 など全8事業



# 横浜の緑の課題

## 課題① 樹林地の減少傾向は鈍化していますが、緑を守る取組は、まだ必要です

平成23年度までの取組により、樹林地の減少傾向は鈍化しています。しかし、樹林地の多くは民有地で、緑地保全制度(下欄参照)により守られていない樹林地が多くあることから、今後、これらが失われる可能性があります。



▲守っていく樹林地の面積と制度で守られた樹林地面積の推移

## 課題② 緑の「質」を高める必要性が高まっています

生物多様性の保全が求められています。また、街の賑わいや魅力づくりにつながる緑の創出も必要です。緑に期待される多様な役割が発揮されるような環境を整えていく必要があります。



写真左: 手入れがされていない森  
写真右: 森の維持管理の様子

▶豊かな緑を身近に感じることができ、賑わいのある空間

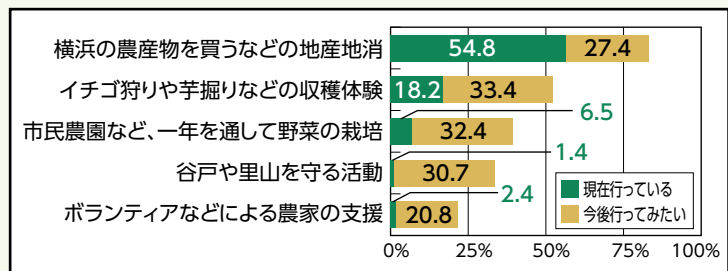


## 課題③ 「緑と関わりたい」と考える市民が増えています

「農」とのふれあいなど、自然や緑と関わりながら暮らしたいと考える市民が増えています。地域で緑を育むことは、コミュニティ醸成にもつながります。市民が緑に関わる機会を増やすことが求められています。



▲地域で緑を育む活動



▲市民が「農」に関して、現在行っていること、今後行ってみたいこと (横浜の緑に関する市民意識調査:平成24年7月)

## 緑地保全制度とは？

樹林地をお持ちの方と市との保全契約などにより、樹林地を守る制度です。市は、樹林地をお持ちの方と相談し、保全する場所を指定します。

緑地保全制度にはいくつかの種類があり、相続などの場合に、市が買取希望に対応する制度もあります。

### 【法に基づく制度】

特別緑地保全地区、近郊緑地特別保全地区

### 【条例に基づく制度】

市民の森、緑地保存地区、源流の森保存地区など

## 代表的な制度の特徴

土地をお持ちの方の負担を軽減しながら樹林地を守ります。

## 市民の森

所有者のご協力のもと、緑地を保全するとともに市民の憩いの場として利用させていただく制度です。この制度に指定されると、固定資産税の減免などを受けられます。

## 特別緑地保全地区

まとまりのある貴重な緑地を、都市計画により永続的に保全します。この制度に指定されると、相続税が評価減となるなどの優遇があります。



# これからの緑の取組[平成26-30年度] (素案) の概要

緑とともにある暮らしの豊かさを次世代に引き継ぐため、これからの緑の取組[平成26-30年度]では、これまでの取組の成果や横浜の緑の課題を踏まえて、取組の理念と目標を次のように定め、市民や事業者の皆様とも連携しながら、その実現を目指します。

## 取組の理念：みんなで育む みどり豊かな美しい街 横浜

5  
か  
年  
の  
目  
標

### 緑の減少に歯止めをかけ、総量の維持を目指します

緑地保全制度の指定により保全される樹林地が増加、水田の保全面積が増加、市街地で緑を創出する取組が進展 など

### 地域特性に応じた緑の保全・創出・維持管理の充実により緑の質を高めます

森の保全管理など生物多様性に配慮した取組の進展、緑や花の創出により街の魅力・賑わいが向上 など

### 市民と緑との関わりを増やし、緑とともにある豊かな暮らしを実現します

森に関わるイベントや農作物の収穫体験、地域の緑化活動など、市民や事業者の皆様が緑に関わる機会が増加 など



## 取組の柱 1 市民とともに次世代につなぐ森を育む

森（樹林地）の多様な役割に配慮しながら、緑のつながりの拠点となるまとまりのある森を重点的に保全するとともに、保全された森を市民や事業者の皆様とともに育み、次世代に継承します。

5  
か  
年  
の  
主  
な  
取  
組

- ・樹林地 500ha を新たに保全
- ・生物多様性・安全性に配慮した森づくり
- ・森に関わるイベント開催 180回

横浜公園  
約80個分!



三保・新治地区のまとまりのある森

### 施策1 樹林地の確実な保全の推進

- ①緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り
- ・樹林地500haを、緑地保全制度により新たに指定して保全
  - ・所有者の相続などの場合に、市が樹林地を買取り(108haを想定)
  - ・保全した樹林地を対象に、散策路などを整備

### 施策2 良好な森を育成する取組の推進

- ②生物多様性・安全性に配慮した森づくり
- ・生物多様性や安全性に配慮し、森づくりガイドライン等を活用した樹林地(市民の森や都市公園内のまとまった森)の維持管理を推進
  - ・緑地保全制度により指定した樹林地(民有地)の維持管理作業を支援
  - ・防災性や安全性向上のため、生物多様性にも配慮した法面整備を実施
- ③森を育む人材の育成
- ・森づくりに取り組む団体やボランティアの活動を支援



森づくりボランティアによる活動



森に関わるイベント

### 施策3 森と市民とをつなげる取組を推進

- ④市民が森に関わるきっかけづくり
- ・森に関わるきっかけとなるイベントを180回開催
  - ・市民の森のマップを作成・配布
  - ・市民が森について理解を深められるよう、ウェルカムセンター5館を運営

取  
組  
一  
覧



## 効果的な広報の展開

取組の内容を、様々な手法を用いて市民の皆様にお知らせするとともに、緑に関わる活動に参加するきっかけを提供します。

### 効果的な広報の展開

・広報よこはまや、ソーシャルメディアなど多様な媒体を活用した広報を展開



## 取組の柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる

景観や生物多様性の保全など農地が持つ環境面での役割に着目した取組、地産地消や農体験の場の創出など、市民の皆様と農の関わりを深める取組を展開します。

5か年の  
主な取組

- ・水田を125ha保全
- ・市民が楽しめる農園を25.8ha開設
- ・市民や企業と連携した地産地消の展開



谷戸の農景観



気軽に楽しめる収穫体験



はまふうどコンシェルジュの育成講座

取組  
一  
覧

### 施策1 農に親しむ取組の推進

#### ①良好な農景観の保全

- ・10年間の作付継続を条件に奨励金を交付し、水田を125ha保全
- ・農地の周りへの花木の植栽など、農景観を良好に維持する取組を支援
- ・市の仲介などにより、多様な主体による農地の利用を促進(80ha)

#### ②農とふれあう場づくり

- ・収穫体験ができる農園など様々な市民ニーズに合わせた農園を25.8ha開設
- ・横浜ふるさと村や恵みの里で農体験教室などを500回開催

### 施策2 地産地消の推進

#### ③身近に感じる地産地消の推進

- ・直売所や農産物加工所52か所の整備支援や、情報誌等で地産地消の取組をPR

#### ④市民や企業と連携した地産地消の展開

- ・地産地消を広げる人材(はまふうどコンシェルジュ)の育成、活動の支援(100件)
- ・企業等と連携した地産地消の取組50件を実施



## 取組の柱3 市民が実感できる緑をつくる

街の魅力を高め賑わいづくりにつながる緑や地域の緑、街路樹などの緑の創出に、緑のネットワーク形成も念頭において取り組めます。また、地域で緑を創出・継承する市民や事業者の皆様の取組を支援します。

5か年の  
主な取組

- ・民有地における緑化の助成65件
- ・市民協働による緑のまちづくり49地区
- ・都心臨海部での緑や花による賑わい創出



季節ごとに美しい景観をつくる街路樹



賑わう緑の空間



華やぎのある緑と花の空間

取組  
一  
覧

### 施策1 市民が実感できる緑を創出する取組の推進

#### ①民有地での緑の創出

- ・緑化の助成65件、人生記念樹40,000本の配布などにより民有地で緑を創出

#### ②公共施設・公有地での緑の創出

- ・公共施設・公有地58か所で率先して緑を創出するほか、各区の代表的な街路樹を良好に育む取組を推進

### 施策2 緑を楽しむ市民の盛り上がりを醸成する取組の推進

#### ③市民協働による緑のまちづくり

- ・住宅地、オフィス街など49地区で、地域にふさわしい緑を創出

#### ④子どもを育む空間での緑の創出

- ・保育園、幼稚園、小中学校合わせて100か所で芝生や花壇などの緑を創出

#### ⑤緑や花による魅力・賑わいの創出

- ・都心臨海部において、緑と花による魅力づくりを集中的に展開

# これからの緑の取組[平成26-30年度](素案)の特徴

## 横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)で成果の出ている取組を継続・発展させます

- ・樹林地や農地など、緑を守る取組を継続して進め、緑の減少に歯止めをかけます。
- ・森の維持管理や地域での緑の創出など、市民や事業者の皆様と進めている協働の取組を充実させます。



## 市民と農の関わりを深める取組を展開します

- ・「農にふれたい」という声に応え、様々なニーズに合わせた農園の開設や、地産地消を広げる取組を進めます。



## 市民が「実感できる」緑を創出します

- ・街の賑わいや魅力創出のため、多くの市民や観光客が訪れる都心臨海部を緑や花で彩ります。
- ・市民に身近な、学校や区役所などの公共施設で率先して緑を創出します。
- ・緑を創出する市民や事業者の皆様の取組を支援します。



## 公園で、新たな取組を始めます

- ・公園内のまとまった森で、生物多様性などに配慮した維持管理を行います。
- ・緑の少ない都心部など多くの市民の目にふれる場所で、国や市などが持っている土地の利用形態が変更になる機会に用地を確保し、緑豊かな公園を整備します。

## これからの緑の取組[平成26-30年度](素案)の総事業費は約500億円です

- ・総事業費は、平成21～23年度までの取組の実績などをもとに、概ねの費用を算出しました。
- ・平成26～30年度の事業量は、市民意見募集の結果などを踏まえて検討していきます。
- ・横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)[平成21-25年度]の当初事業費は、約600億円(※)です。

※平成21年4月時点。財源の内訳は国費、市債、市税など

# これまでの経緯と今後のスケジュール

平成21年4月 横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)開始  
横浜みどり税条例施行

平成24年6月  
横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)3か年の事業・取組の評価・検証

平成24年7～8月  
横浜の緑に関する市民意識調査、土地所有者意識調査

平成24年12月  
横浜市環境創造審議会から「緑施策の重点取組について」答申

平成25年3月 これからの緑の取組(素案)[平成26-30年度]策定

市民意見募集

平成26年3月(予定) これからの緑の取組[平成26-30年度]策定  
4月(予定) これからの緑の取組[平成26-30年度]スタート

## 横浜市水と緑の基本計画(平成18～37年度)

### ◆重点的な取組

横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)[平成21-25年度]

これからの緑の取組[平成26-30年度]

このパンフレットはこの取組の「素案」概要です

## 横浜市水と緑の基本計画とは？

横浜らしい水・緑環境の実現を目指し、取り組むべき内容をまとめた計画です(都市緑地法に基づく)。そのうち、特に重点を置いて取り組む内容をまとめたのが「これからの緑の取組[平成26-30年度](素案)」です。

# ご意見の提出方法

募集期間 平成25年4月5日(金)～5月7日(火)



## 郵送

このパンフレットに付属しているハガキにご記入いただき、5月7日までに郵便ポストにご投函ください。切手は不要です。



## FAX FAX番号: 045-641-3490

付属のハガキに記載されている項目についてのご意見と、あなたの情報(お住まいの市・区、年齢、性別)についてお書きいただき、上の番号あてにお送りください。



## Eメール 宛先: [ks-mimiplan@city.yokohama.jp](mailto:ks-mimiplan@city.yokohama.jp)

付属のハガキに記載されている項目についてのご意見と、あなたの情報(お住まいの市・区、年齢、性別)についてお書きいただき、件名に「素案への意見」と明記してお送りください。

## これからの緑の取組 [平成26-30年度] (素案)は次の場所で閲覧できます

- ①各区役所の広報相談係
- ②市民情報センター(市庁舎1階)
- ③環境創造局政策課
- ④環境創造局のウェブサイト <http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/green/>

## 素案策定までの経緯については、環境創造局のウェブサイトで公開しています

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/green/> →市民意見募集のページへ

- 横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)
- 横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)3か年の事業・取組の評価・検証
- 横浜市環境創造審議会からの答申『緑施策の重点取組について』
- 横浜の緑に関する市民意識調査・土地所有者意識調査の結果



### 横浜みどり税とは

緑の保全・創造に継続的に取り組むための安定的な財源として、平成21年度から「横浜みどり税」を市民の皆様にご負担いただいています。横浜みどり税は、平成21～25年度までの計画である「横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)」の費用の一部に活用しています。

### 横浜みどり税の使い道は?

- 相続の場合などに対応した公有地化など、樹林地・農地の保全
- 市民が身近に緑を実感することができるような緑化の推進
- 樹林地の維持管理の充実による緑の質の向上
- ボランティアなど市民参画の促進につながる事業
- 相続などの場合に対応した公有地化など、樹林地・農地の保全 など

### 税額について

<個人>

市民税の均等割に年間900円(月額にすると75円)を上乗せ(平成25年度課税分まで)

※所得が一定金額以下で市民税均等割が課税されない方を除きます。

<法人>

市民税の年間均等割額の9%相当額を上乗せ(平成21年4月1日～平成26年3月31日の間に開始する事業年度分)

※ただし、法人税割が課税されない場合には、「横浜みどり税」の対象となりません。

## お問合せ

横浜市 環境創造局 政策調整部 政策課 みどり政策調整担当(関内中央ビル6階)  
電話:045-671-4214 FAX:045-641-3490 Email:[ks-mimiplan@city.yokohama.jp](mailto:ks-mimiplan@city.yokohama.jp)  
〒231-0017 横浜市中区港町1-1





郵便はがき

231 8790

料金受取人払郵便

017



横浜市中区港町1-1

差出有効期間  
平成25年5月  
10日まで  
(切手不要)

横浜市環境創造局政策課  
市民意見調査担当 行



■あなたの情報をご記入ください。

【住所】 横浜市 \_\_\_\_\_ 区 横浜市外


【年代】 ~10歳代 20歳代 30歳代 40歳代  
50歳代 60歳代 70歳代 80歳代~

【性別】 男性・女性

①これからの緑の取組[平成28~30年度](素案)について



②その他(これまでの成果や緑の取組を進めるための財源についてなど)

 ご協力ありがとうございました。 